資料２

ひょうご子ども・子育て未来プラン

〔2025(令和７)～2029(令和11)年度〕

2025(令和７)年３月
兵庫県こども政策課

目 次

序章　計画の改定にあたって 1
1 計画改定の趣旨 1
2 計画の位置づけ 2
3 計画期間 2
4 計画の推進 3
(1) 各主体の役割 3
(2) 県の推進方法 4
第１章 前プランの推進状況 5
1 兵庫県の子ども・子育て環境をめぐる状況 5
(1) 出生数・出生率の推移 5
(2) 婚姻の状況 7
(3) 出産・子育てをめぐる状況 10
(4) 若年女性人口の推移 13
(5) 若者の雇用と経済的基盤の安定 14
(6) 教育・保育の状況 16
(7) 男女ともに子育てと両立できる就業環境の整備 19
(8) 子どもの安全安心 23
(9) 子どもの貧困 24
(10) 特別な支援が必要な子どもや家庭 26
2 前プランの達成状況 30
(1) 数値目標の達成状況 30
(2) 計画の取組状況 33
(3) 関連事業数・予算の推移 37
3 これまでの兵庫県と国の取組 38
(1) 兵庫県の取組 38
(2) 国の取組 41
第２章 基本理念と目標 42
第３章 推進方策 44
Ⅰ 若者の経済的基盤の安定とライフデザイン構築 45
1 若者の経済的基盤の安定に向けた支援 45
2 ライフデザイン構築への支援 46
3 子どもの学びを支える環境の充実 47
Ⅱ 結婚・妊娠・出産の希望が実現できる切れ目のない支援 48
1 出会い・結婚支援 48
2 不妊に悩む方への支援 49
3 安心して妊娠・出産できる環境づくり 50
4 産前・産後における切れ目のない支援 51

Ⅲ 乳幼児教育・保育と子育て支援の充実 52
1 保育の受け皿の充実 52
2 乳幼児教育・保育の質の向上 53
3 持続可能な教育・保育体制の確保 54
4 多様なニーズに応じた子育て支援 55
5 子育てや教育に係る経済的負担の軽減 56
Ⅳ 子どもと子育てに温かい地域社会づくり 58
1 子どもが安心して過ごせる居場所づくり 58
2 子ども・若者・子育て当事者の意見を尊重する社会づくり 59
3 子どもや子育てに寛容な社会づくりへの気運醸成 60
4 安全・安心な子育て環境づくり 61
Ⅴ 子育てと仕事の両立支援 63
1 ワーク・ライフ・バランスの推進 63
2 女性の能力発揮と就業機会拡大 63
3 男性の家事・育児参画の促進 65
Ⅵ 特別な支援が必要な子どもや家庭への支援 66
1 児童虐待予防・防止対策の充実 66
2 社会的養育体制の充実 68
3 配偶者等からの暴力（ＤＶ）防止対策 70
4 ひとり親家庭等の自立支援 71
5 子どもの貧困対策 73
6 ヤングケアラー支援 74
7 ひきこもり対策 75
8 障害児等施策の充実 76
9 外国にルーツを持つ子どもたちとその家庭への支援 77
第4章 就学前の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業等の需給計画 79
1 区域設定 79
2 就学前の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保時期等 79
3 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みと提供体制の確保時期等 81
4 主な地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保時期 82
5 保育等人材の確保 84
6 圏域別 就学前の教育・保育と放課後児童健全育成事業等の需給計画 85
参考資料 90
1 用語解説 90
2 兵庫県子ども・子育て会議委員名簿 95

序章　計画の改定にあたって

1　計画改定の趣旨

県では少子対策を総合的に推進するため、1997(平成９)年度の「“すこやかひょうご”子ども未来プラン」を策定以降、子ども・子育てをめぐる状況の変化や、国の制度改正を反映させながら、5年ごとに計画を策定し、出生数の目標や目指す社会増などを掲げて取り組んできました。

2019(令和元)年度には、子ども・子育て支援法の改正、幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、「ひょうご子ども・子育て未来プラン(2020(令和２)～2024(令和６)年)」を策定し、「安心して子育てできる兵庫の実現」という基本理念のもと、６つの推進方策に基づき、数値目標の達成や待機児童の解消を目指して、多岐にわたる施策を実施してきました。

しかしながら、本県の出生数は2023(令和５)年に3.3万人を割り込み、合計特殊出生率も2016(平成28)年の1.49をピークに低下を続けており、待機児童についても解消に至っておらず、仕事と子育ての両立の難しさ、児童虐待や子どもの貧困等も引き続き課題となっているなど、子ども・子育てをめぐる環境は厳しい状況が続いています。

国においては、2023(令和５)年4月にこども施策を社会全体で総合的に推進するため「こども基本法」が施行され、あわせて、こども施策の司令塔となる新たな行政機関として、「こども家庭庁」が発足しました。同年12月には「こども大綱」が定められ、次元の異なる少子化対策の実現に向けた「こども未来戦略」とあわせて、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組が図られています。

このような状況を踏まえ、「ひょうご子ども・子育て未来プラン(2025(令和7)～2029(令和11)年度)」は、少子化の流れに一定の歯止めをかけ、若者が結婚や妊娠・出産、子育て等に希望を持ち、安心して子どもを産み育てることができ、全ての子どもが健やかに育つ社会を目指して策定しました。このプランに基づき、本県における今後の子ども・子育てにおける中期的な方向性を示し、国・県・市町はもとより、県民や関係機関、事業者の協働による推進を図ることを目指していきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条に基づく都道府県こども計画、次世代育成支援対策推進法第９条に基づく都道府県行動計画、子ども・子育て支援法第62条に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画として一体的に策定する少子対策・子育て支援等に関する基本計画です。

また、関連性の高い次の計画としても位置づけ、少子対策・子育て支援等に関する取組を総合的かつ体系的に推進していきます。

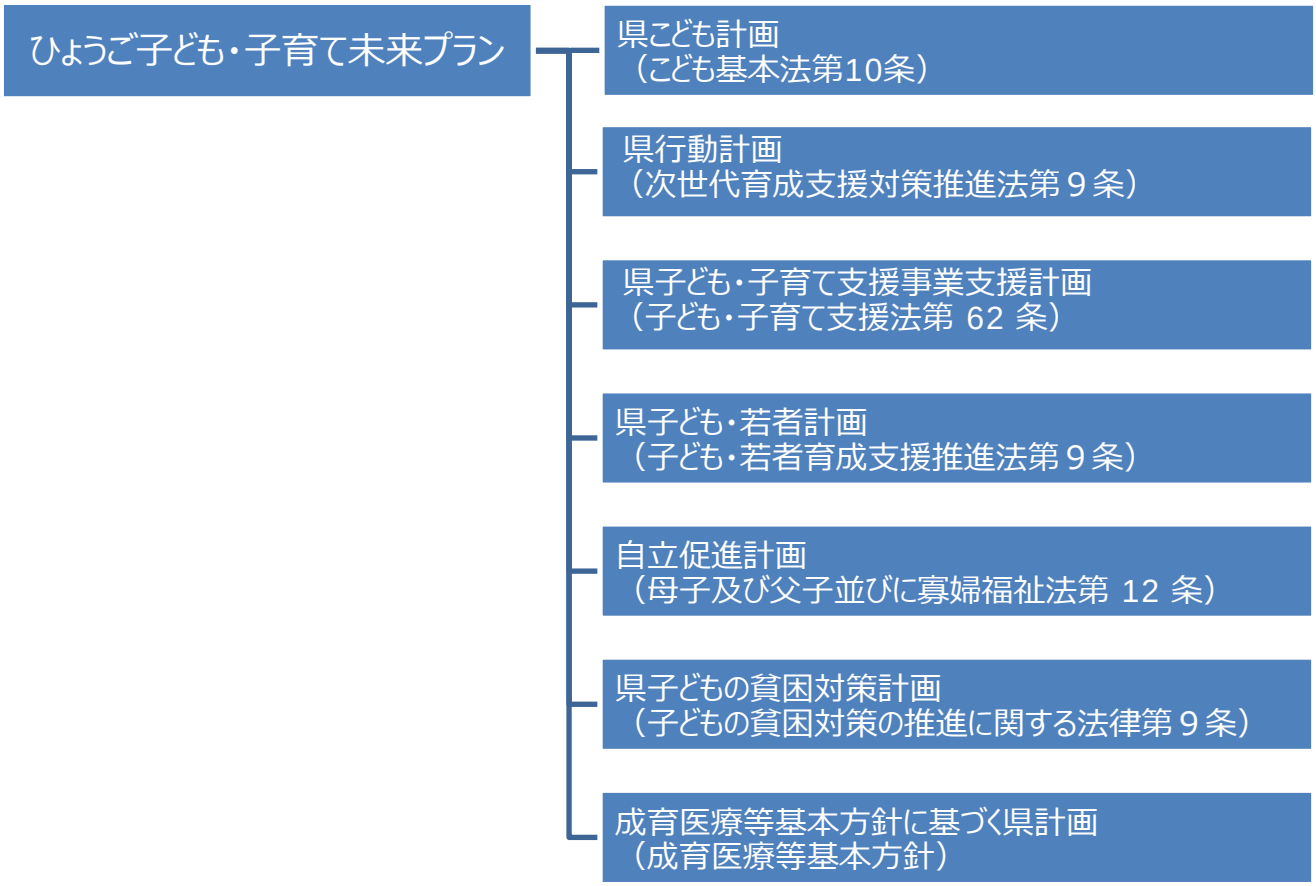

3 計画期間

本計画の期間は、2025(令和7)年度から2029(令和11)年度までの５年間です。

4 計画の推進

(1)各主体の役割

本計画を着実に進めるためには、行政はもとより、県民、教育・保育施設や学校、事業主などの主体が協働しながらそれぞれの役割を果たすことが求められます。

① 県

国及び市町との連携を図りつつ、子ども・子育て支援の実施主体である市町の取組を支援するとともに、あらゆる家庭や子ども及び若者等を対象に、地域の実情に応じた、少子対策・子育て支援に関する多様かつ総合的な支援を実施。

② 市町

就学前の教育・保育や地域の子ども・子育て支援の実施主体として、幼児教育や保育の質及び量を確保し、関係者と連携しながら、地域の実情に応じた取組を実施。

③ 県民

子どもをひとりの人間として尊重し、子どもの最善の利益を図りながら、自立した個人としての成長を支えるとともに、子どもや子育て当事者を応援する意識を持つことが重要。

④ 教育・保育施設

子どもの健やかな育ちを実現するため、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担い、質の高い教育・保育を安定的に提供。

⑤ 学校

保護者、地域社会と連携し、地域における子ども・子育て支援の拠点の一つとして、子どもの健やかな成長を支援。

⑥ 事業主

働く人々が職業生活と家庭生活の充実が図られるよう、職場における長時間労働の是正や、多様な働き方の導入等、職場環境の改善と働き方改革を推進。

(2)県の推進方法

① 毎年度の行動プログラムの策定・公表

本計画に基づく取組を計画的に推進するため、毎年度の行動プログラム（実施計画）を策定し、具体的施策に取り組むとともに、県民にわかりやすい情報を発信します。

②「兵庫県子ども・子育て会議」による取組の評価・検証

「兵庫県子ども・子育て会議」において、数値目標・指標の進捗状況等に基づき本計画の推進状況を審議し、ＰＤＣＡサイクルにより継続的な評価・検証を実施します。また、その評価・検証を踏まえ　ＥＢＰＭの考えの下、施策や制度を改善しながら推進します。

③「県・市町子ども・子育て支援協働会議」の開催

県・市町の子ども・子育て支援事業関係者が一堂に会する、「県・市町子ども・子育て協働会議」を開催し、それぞれの取組状況の報告、先進事例の共有や意見交換等を通じて相互の連携を図り、県・市町が協働して少子対策・子育て支援を推進します。

第1章　前プランの推進状況

1　兵庫県の子ども・子育て環境をめぐる状況

(1) 出生数・出生率の推移

過去最少となった出生数

本県の出生数は、1948(昭和23)年の第１次ベビーブーム期（1947～49）には10万人を超えていました。第２次ベビーブーム期（1971～1974）にも、10万人に迫る勢いで出生数は増加しましたが、その後は減少を続け、2004(平成16)年には５万人、2018(平成30)年には４万人を割り込み、2023(令和５)年は32,615人と統計開始以来最少となりました。

また、合計特殊出生率は、最大であった1965(昭和40)年の2.15以降は低下傾向が続き、2004(平成16)年には過去最低の1.24となりました。その後一時期は上昇も見られましたが、2016(平成28)年の1.49以降再び減少に転じ、2023(令和５)年には1.29と2006(平成18)年以来17年ぶりに1.30を下回りました。

図表1　兵庫県の出生数と合計特殊出生率（厚生労働省：人口動態統計）

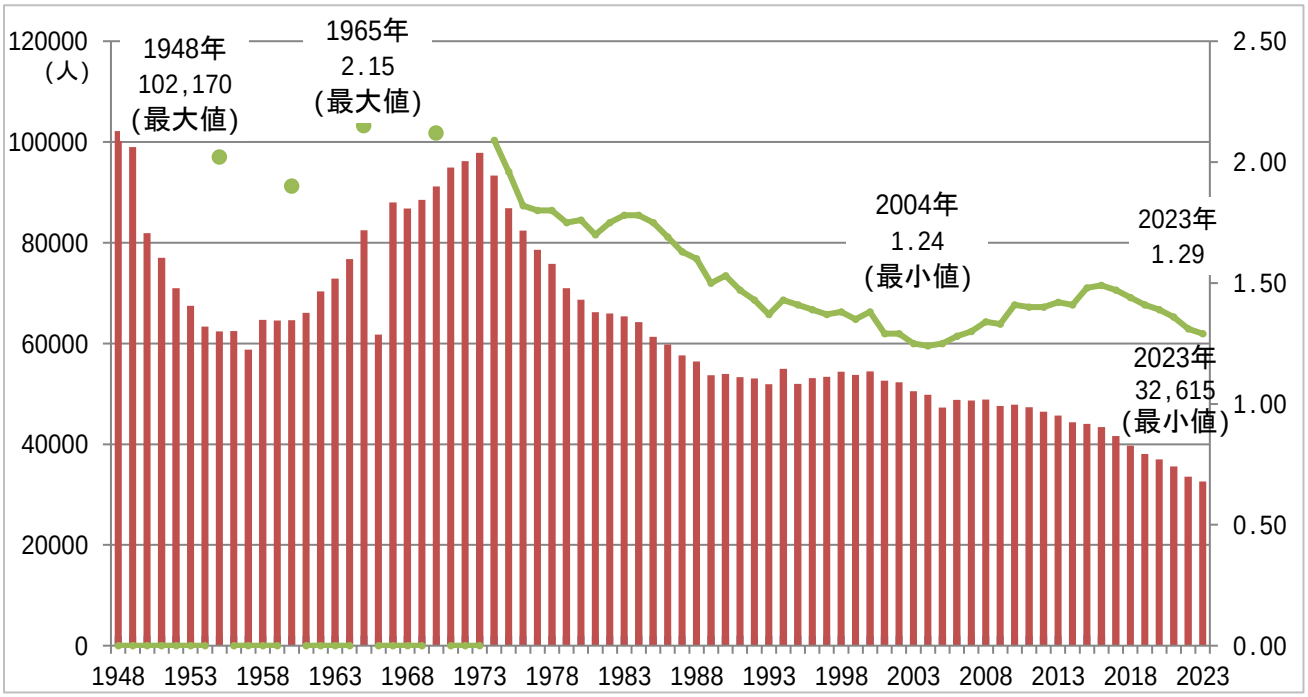

（夫婦の出生状況）

夫婦の完結出生児数は、戦後大きく低下し、1972(昭和47)年に2.20人となって以降は、2002(平成14)年まで30年間は2.2台で推移していました。2010(平成22)年には2.0人を割り込み、以降も緩やかな減少傾向にあります。

図表2　完結出生児数の推移（全国）（国立社会保障・人口問題研究所：出生動向基本調査）

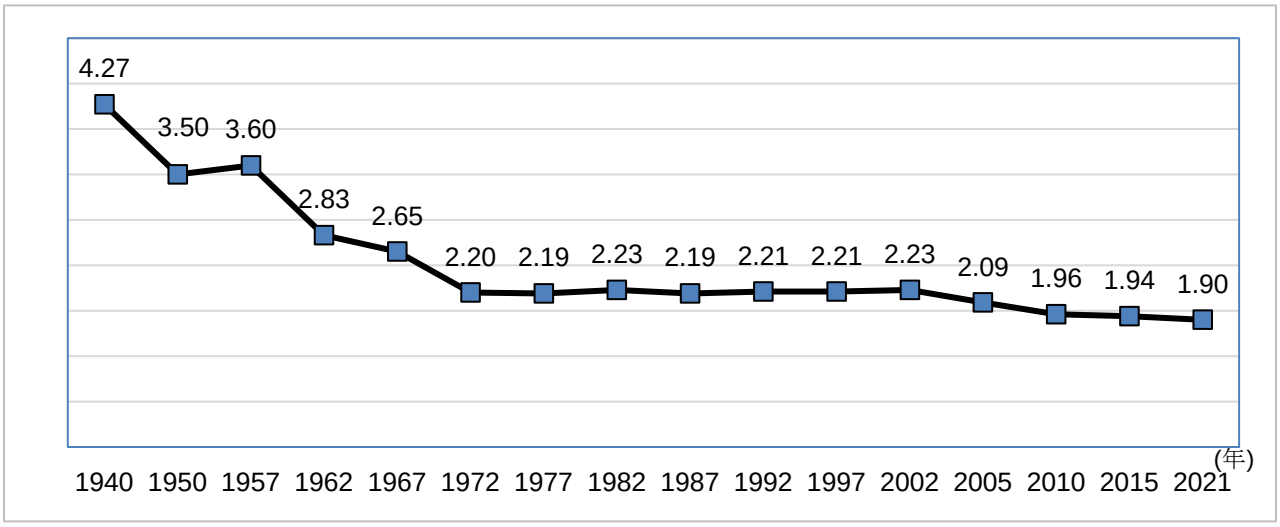

結婚持続期間が15～19年の夫婦の出生子ども数は、2人が最も多いですが、1987(昭和62)年の57.8%と比較して2021(令和３)年は50.8%へと7ポイント低下しました。

一方、子ども１人と０人の夫婦割合は増加傾向、子ども３人と４人以上の夫婦割合は減少傾向にあります。

図表3　夫婦の出生子ども数分布の推移（結婚持続期間15～19年：全国）
（国立社会保障・人口問題研究所：出生動向基本調査）

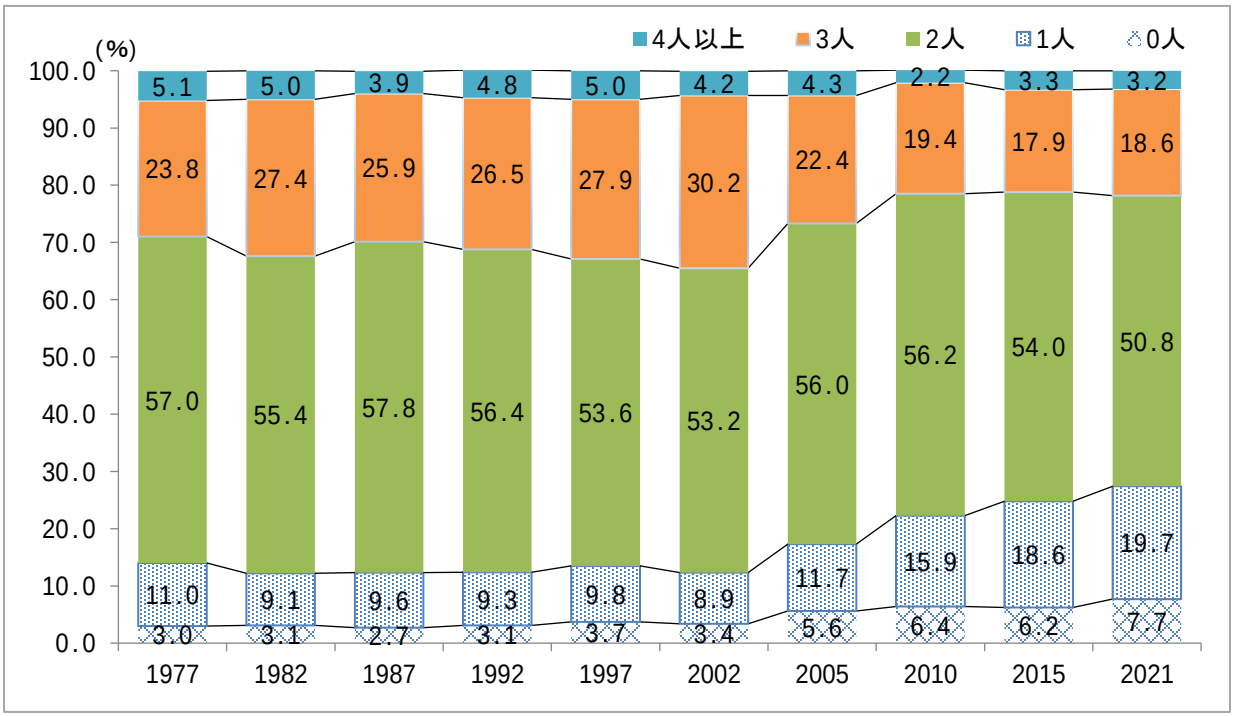

(2) 婚姻の状況

過去最低となった婚姻件数

本県の婚姻件数は1971(昭和46)年にピークの51,705件、婚姻率（人口千対）11.1を記録しましたが、その後は、婚姻件数、婚姻率ともに低下傾向が続いた結果、2023(令和５)年の婚姻数は19,629件と初めて２万件を下回りました。

図表4　婚姻件数及び婚姻率（人口千対）の年次推移（厚生労働省：人口動態統計）

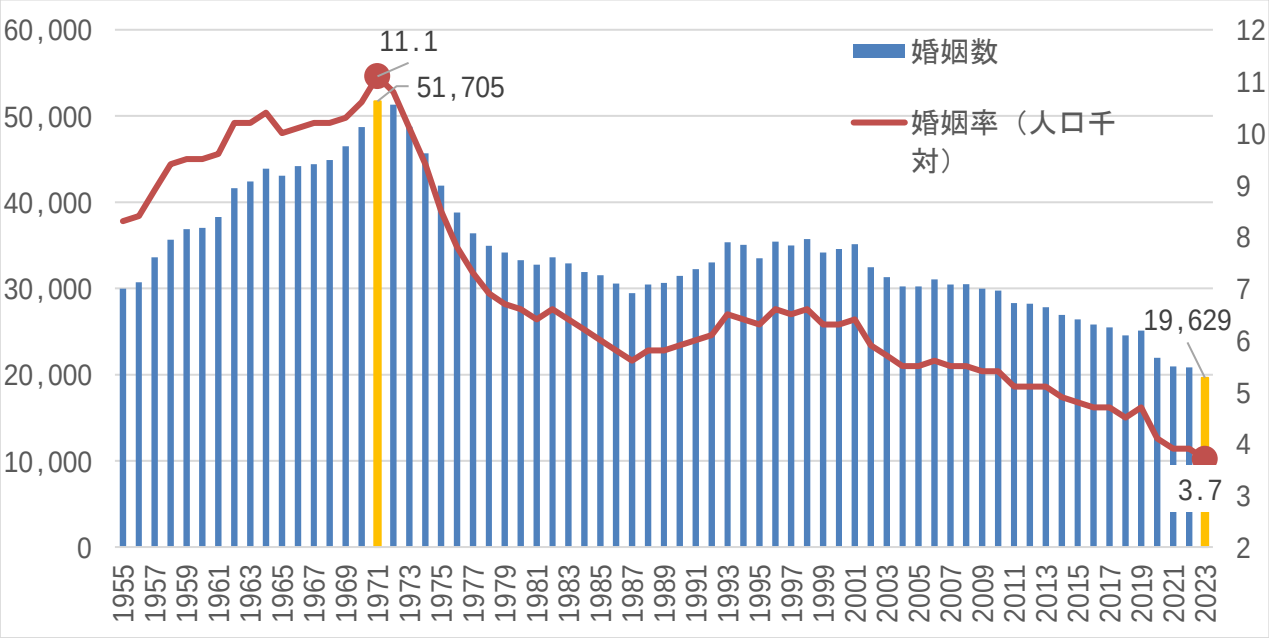

（20代、30代の婚姻件数）

20代、30代の婚姻件数は減少傾向にあり、20代妻では2008(平成20)年から2023(令和５)年の15年間で５千件以上減少しました。30代妻においても2019(令和元)年以降の減少幅は大きく、2023(令和５)年には4,461件となりました。

図表5　20代、30代の婚姻件数の年次推移（兵庫県）（厚生労働省：人口動態統計）

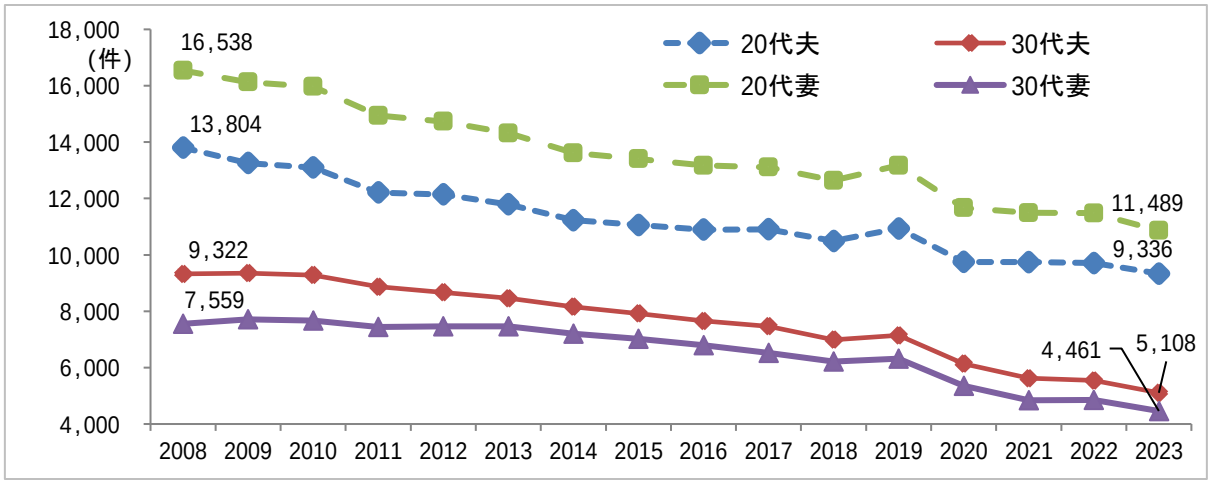

（平均初婚年齢の推移）

県内男性と女性の平均初婚年齢は1970(昭和45)年から2023(令和５)年の間にそれぞれ、27.1歳から30.9歳、24.2歳から29.6歳へと上昇しており、両者ともに晩婚化が進んでいます。

図表６　平均初婚年齢（兵庫県）（厚生労働省：人口動態調査）

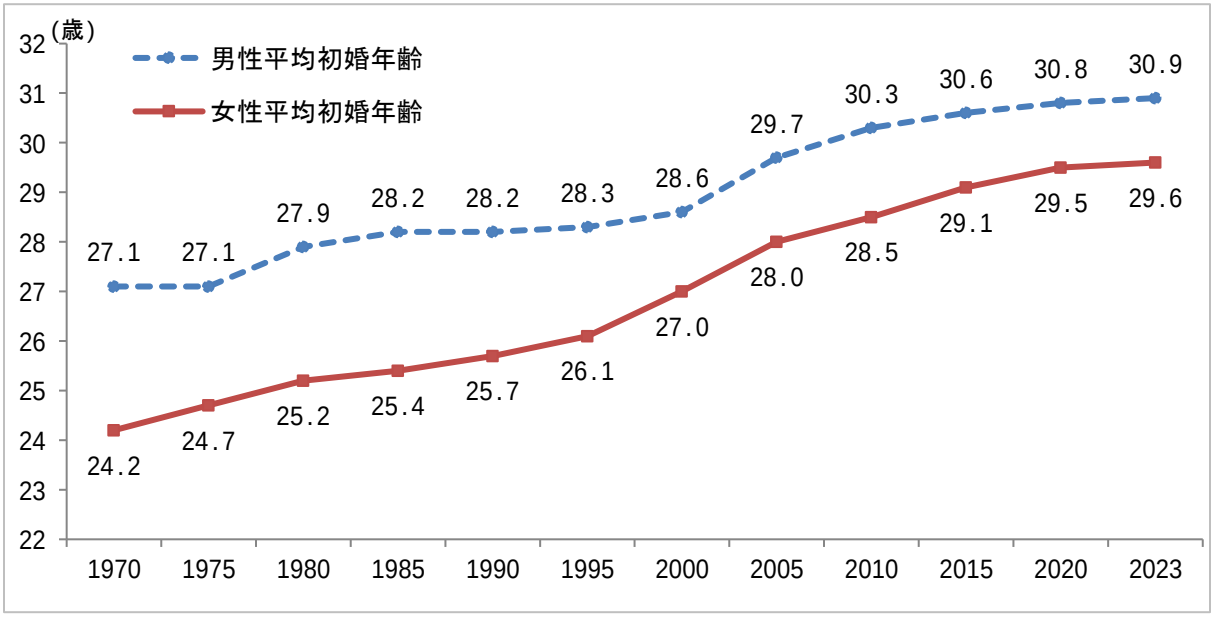

（50歳時未婚率の推移）

50歳時の未婚割合をみると、1920(大正９)年時点では男性2.38%、女性1.56%でしたが、2020(令和２)年ではそれぞれ25.40%、17.68%と大幅に上昇しています。

図表７　50歳時未婚率（兵庫県）（国立社会保障・人口問題研究所：人口統計資料集）

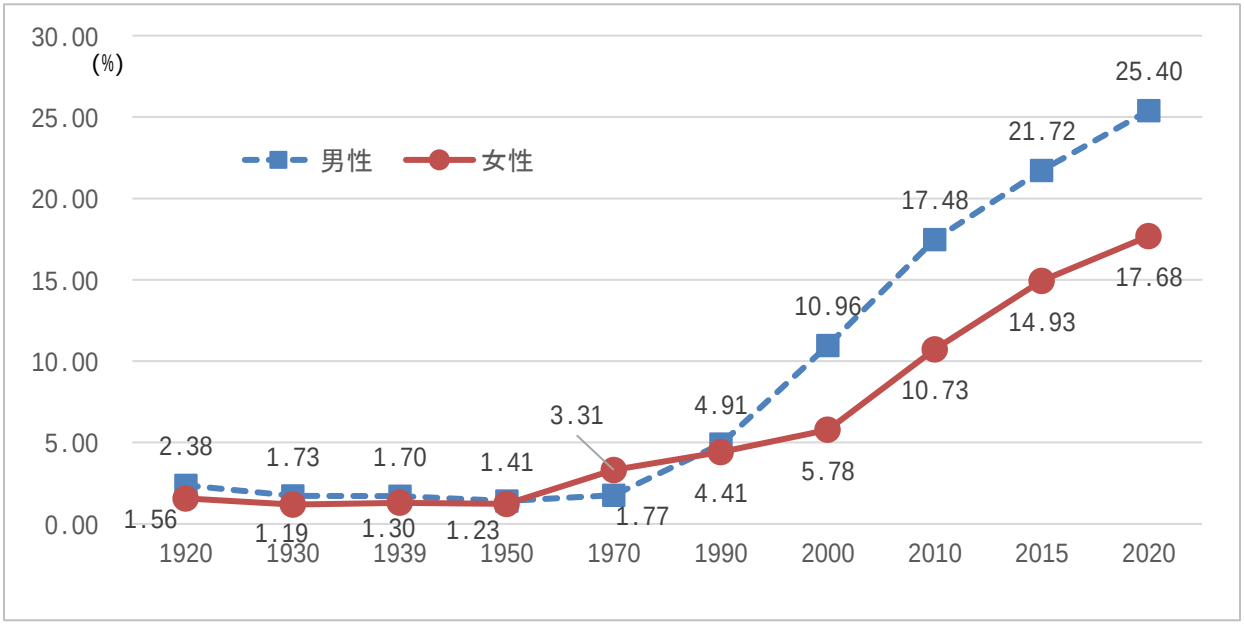

（結婚をめぐる意識）

未婚者のうち結婚願望がある者は、男性40.4%、女性38.0%と、女性の方が、結婚願望が低くなっています。

年代別では、Z世代（10～20代）では54.8%が「結婚願望がある」と回答していますが、50代以上では16.8%と低下しています。

図表8 結婚願望について（兵庫県：2023(R5)度県民意識調査）

上段：男女、下段：年代 （本調査では調査時点で15～29歳をZ世代としている）

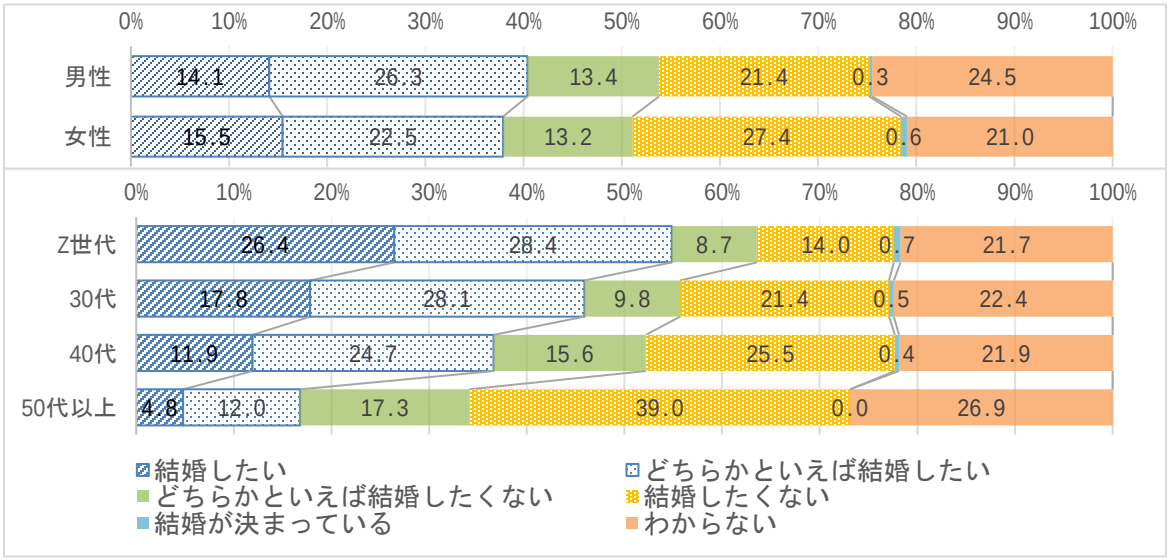

（未婚・独身の理由）

未婚・独身の理由は、男女ともに「いい相手が見つからない」が最も多くなっています。続いて男性は、「結婚資金や、結婚後に経済的な不安がある」が、女性は、「未婚または独身のほうが気楽」が多くなっています。

年代別では、どの世代も「いい相手が見つからない」が最も多くなっていますが、Z世代(10～20代)では「まだ結婚するには若いと思う」が他の年代に比べ高くなっています。

図表９ 未婚・独身でいる理由（兵庫県：2023(R5)年度県民意識調査）

	全体(人)	まだ結婚するには若いと思う	仕事に専念したい	趣味に集中したい	未婚または独身の方が気楽	仕事と家庭の両立に不安がある	仕事でのキャリアアップに差し支える	結婚する必要性を感じない	いい相手が見つからない	異性と上手く付き合えない	結婚資金や結婚後に経済的な不安がある	結婚しても子どもを育てる状況ではない（経済的、身体的、精神的）	その他
男性	799	4.0	5.3	14.0	26.9	8.5	2.8	20.8	36.8	20.3	28.8	19.5	3.0
女性	873	5.7	6.0	10.0	35.9	7.2	2.5	29.7	37.9	15.2	15.8	11.9	
Z世代	299	22.4	9.0	15.1	18.7	11.7	5.0	15.4	28.1	12.0	20.4	16.1	5.4
30代	388	1.8	6.7	17.5	33.2	7.7	3.1	20.4	39.9	23.5	23.2	18.0	3.6
40代	745	1.1	4.8	9.9	32.6	7.7	2.1	26.2	31.1	19.9	24.0	15.4	4.6
50代以上	249	0.0	2.0	5.6	41.0	4.0	0.4	43.8	32.9	8.8	15.3	11.6	9.6

(3) 出産・子育てをめぐる状況

出産年齢は緩やかに上昇し続けている

出生児の母親の平均年齢を出生順位別にみると、1997(平成９)年から2023(令和５)年で、第１子は27.6歳から31.0歳に、第２子は29.8歳から33.1歳に、第３子は31.8歳から34.1歳とそれぞれ上昇しています。

図表10　子どもを出生したときの母親の年齢（兵庫県）（厚生労働省：人口動態調査）

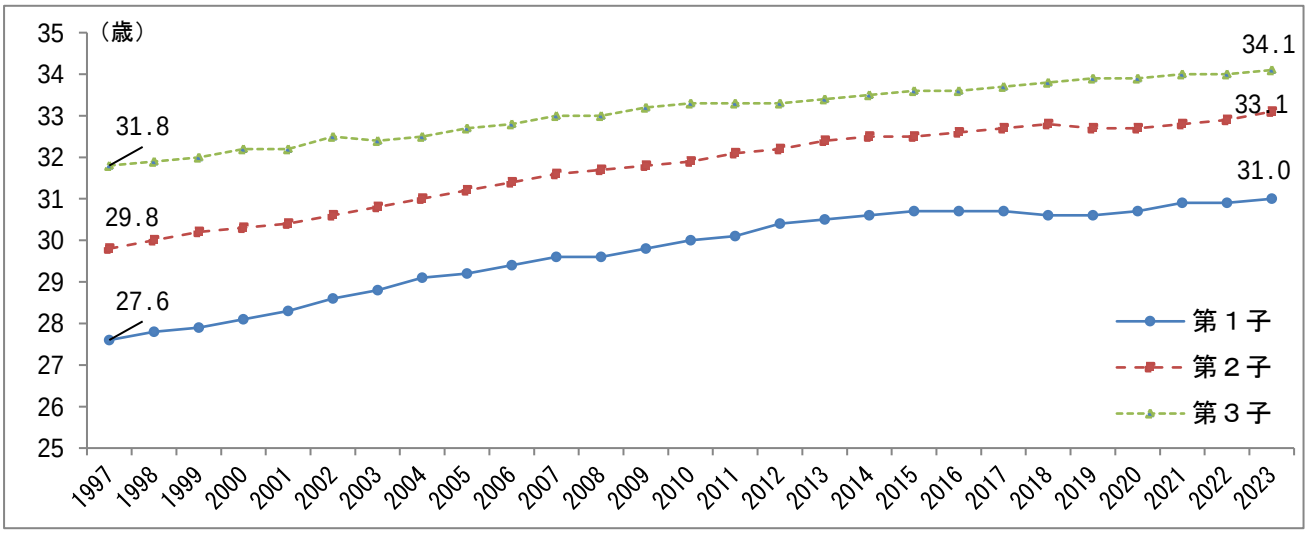

（理想と現実の子どもの数の差）

子どもの数は、50代以上を除いたいずれの年代でも「理想よりも少ない(少なくなりそう)」が多くなっています。

理想よりも子どもの数が少ない(少なくなりそうな)理由としては、「子育てや教育にお金がかかる」が最も多く、特にＺ世代（10～20代）では７割近くがそう感じています。以下、「高年齢で生むのはいやだから」、「仕事と子育ての両立が難しい」が続いています。

図表11　理想と実際の子どもの数の差（兵庫県：2023(R5)年度県民意識調査）

【年代別】

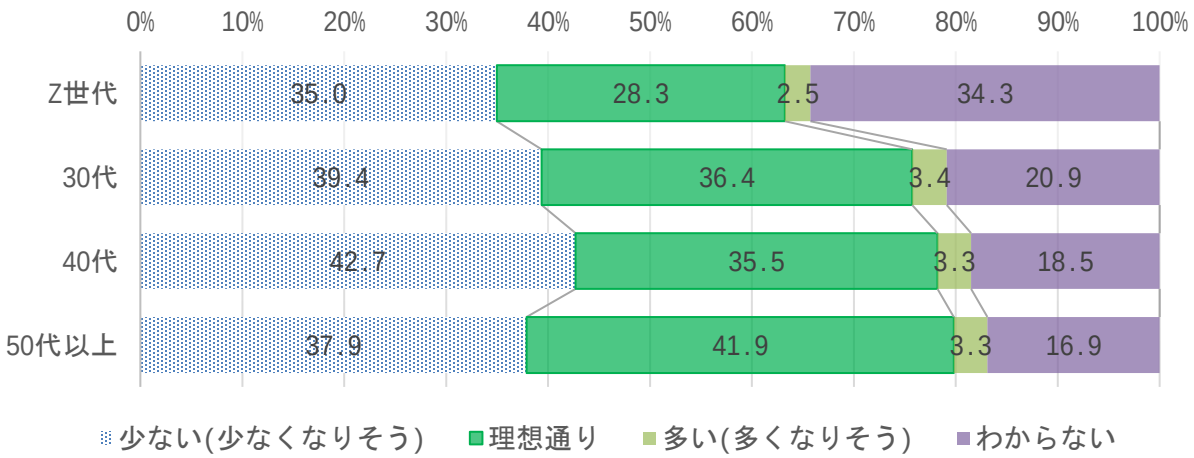

【子どもの人数別】

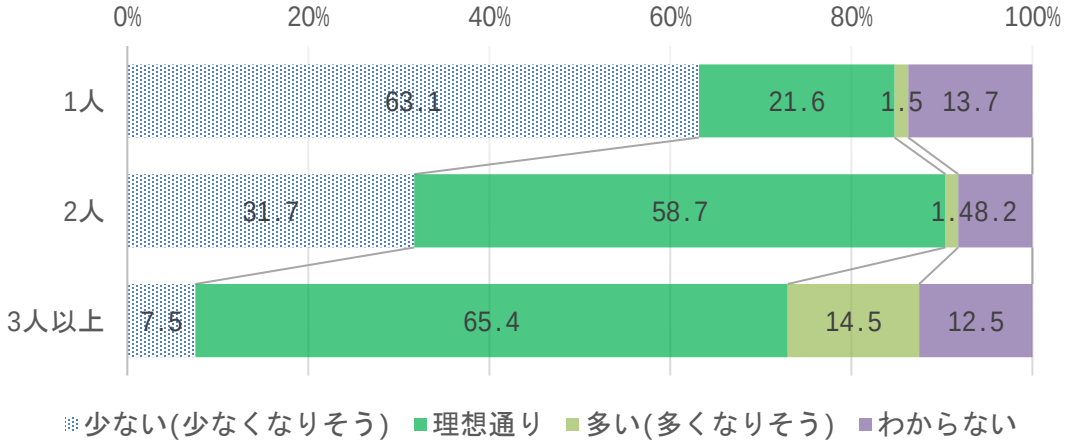

図表12　理想よりも実際の子どもの数が少ない(少なくなりそうな)理由(兵庫県：2023(R5)年度県民意識調査)

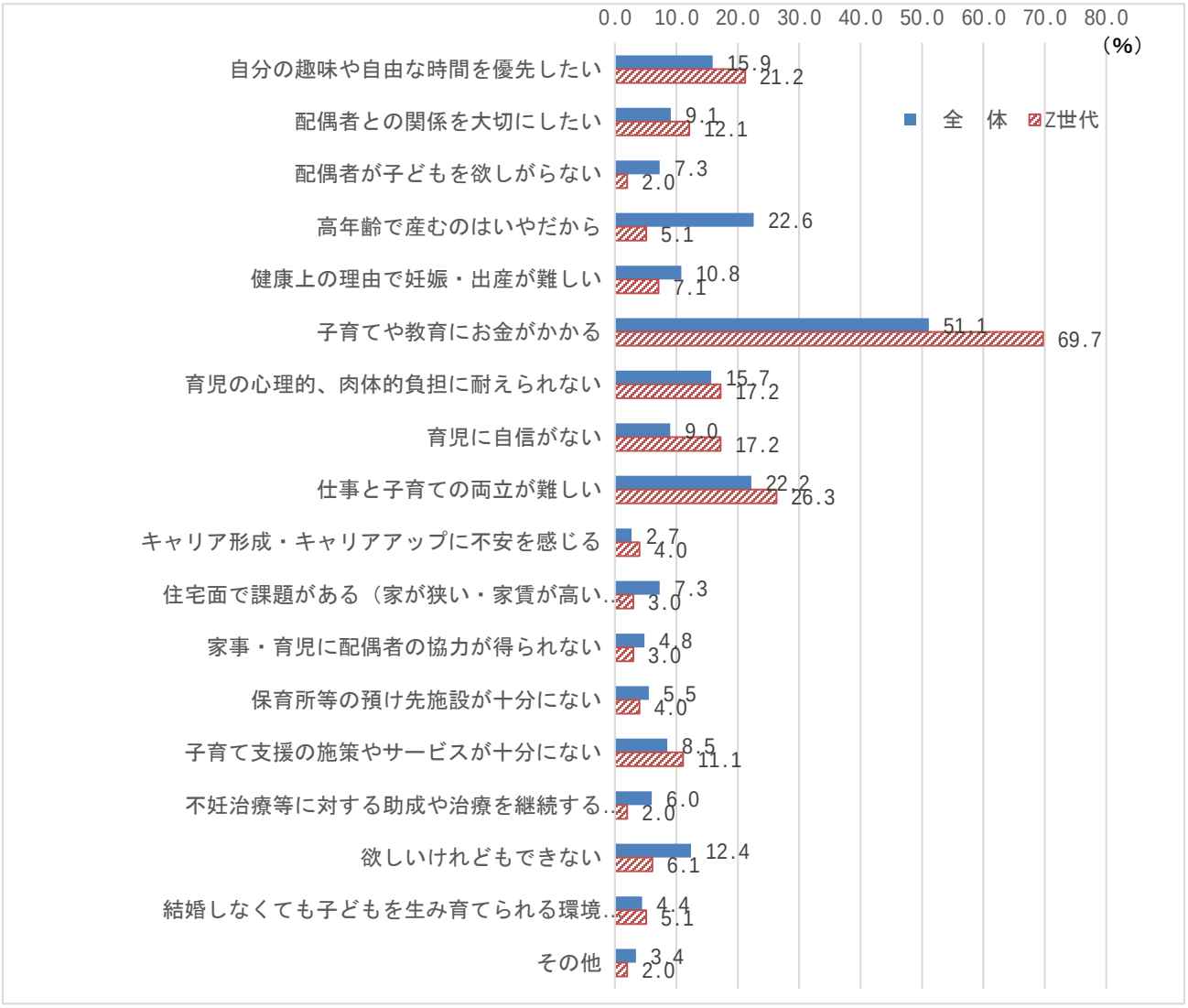

（不妊治療の経験）

不妊についての不安や悩みを「現在、心配している」、「過去に心配したことがある」割合があわせて、約４割（37.4%）になっています。

また、世帯年収が高くなるほど「現在、検査や治療を受けている」「過去に検査や治療を受けたことがある」の割合が高くなっています。

図表13　不妊について不安や悩みがある人の割合（兵庫県：2023(R5)年度県民意識調査）

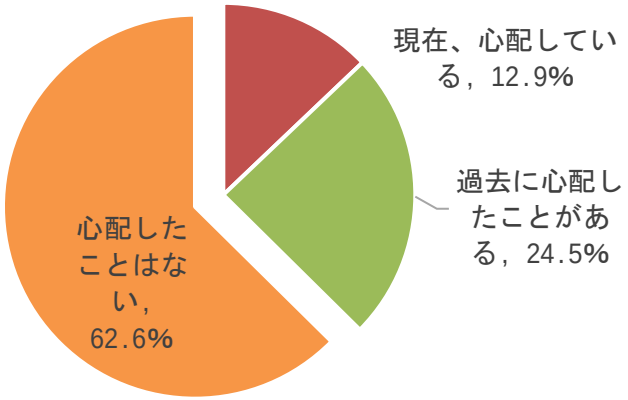

図表14　不妊治療の経験の有無・年収別（兵庫県：2023(R5)年度県民意識調査）

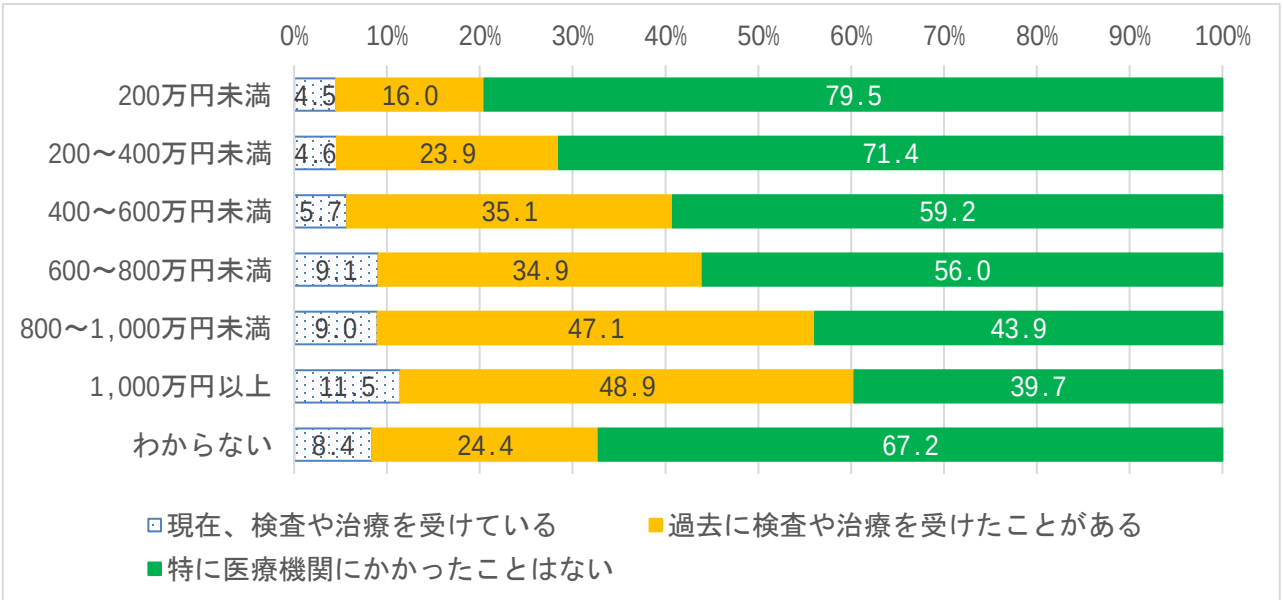

(4) 若年女性人口の推移

20～30代女性人口は減少

本県の20代、30代女性は、2012(平成24)年に284千人、375千人でしたが、2023(令和５)年には256千人、271千人と約13万人減少（約▲20.0%）しており、人口構成上、今後も女性人口の減少は続くと見込まれます。

図表15　20代、30代女性人口の推移（兵庫県）（総務省：人口推計）

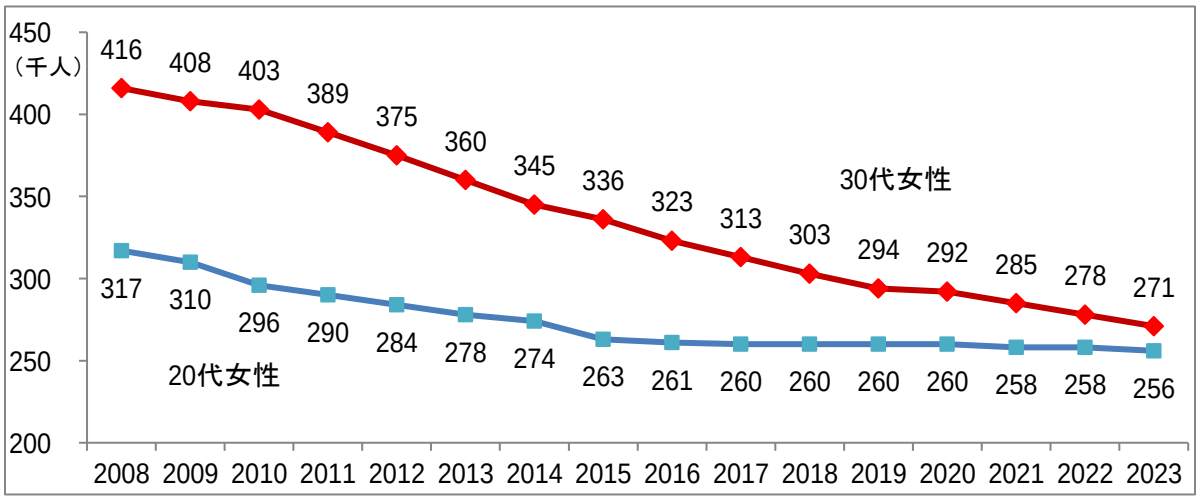

（人口の社会移動）

本県の日本人人口全体の移動状況をみると、毎年6,000～7,000人の転出超過となっています。特に20代の流出が大半を占めています。一方で、2020(令和２)年頃から、30～40代においては転入超過へ転じており、10代以下の転入超過数が増加していることもあわせて考えると、子育て世帯が流入していると推察されます。

図表16　年代別転入超過数の推移（兵庫県）（総務省：住民基本台帳人口移動報告）

（人）

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
9歳以下	595	396	1,025	752	891	1,159	1,322	1,031	743
10代	▲ 165	▲ 179	▲ 258	▲ 277	117	250	158	122	59
20代	▲ 5,743	▲ 5,991	▲ 6,690	▲ 7,098	▲ 8,832	▲ 7,962	▲ 8,327	▲ 8,578	▲ 8,017
30代	▲ 954	▲ 694	▲ 27	▲ 542	▲ 26	280	339	284	124
40代	▲ 245	▲ 407	▲ 98	▲ 308	401	245	475	184	81
50代	▲ 41	6	101	226	192	93	392	253	36
60代	▲ 89	128	6	69	111	166	142	210	291
70代	▲ 142	34	▲ 60	8	▲ 205	▲ 269	▲ 188	▲ 315	▲ 335
80代	▲ 16	53	▲ 53	▲ 94	▲ 163	▲ 151	▲ 289	▲ 176	▲ 240
90歳以上	40	▲ 3	▲ 34	4	▲ 9	▲ 31	▲ 13	▲ 19	▲ 65
合計	▲ 6,760	▲ 6,657	▲ 6,088	▲ 7,260	▲ 7,523	▲ 6,220	▲ 5,990	▲ 7,004	▲ 7,323

(5) 若者の雇用と経済的基盤の安定

新規学卒者の3年以内離職率は３～４割

（新規学卒就職者の離職状況）

新規高卒就職者の38.4％、新規大卒就職者の34.9％が、就職後３年以内に離職しており、近年緩やかに増加傾向となっています。

図表17　新規学卒者の離職状況（３年以内離職率）（厚生労働省調査）

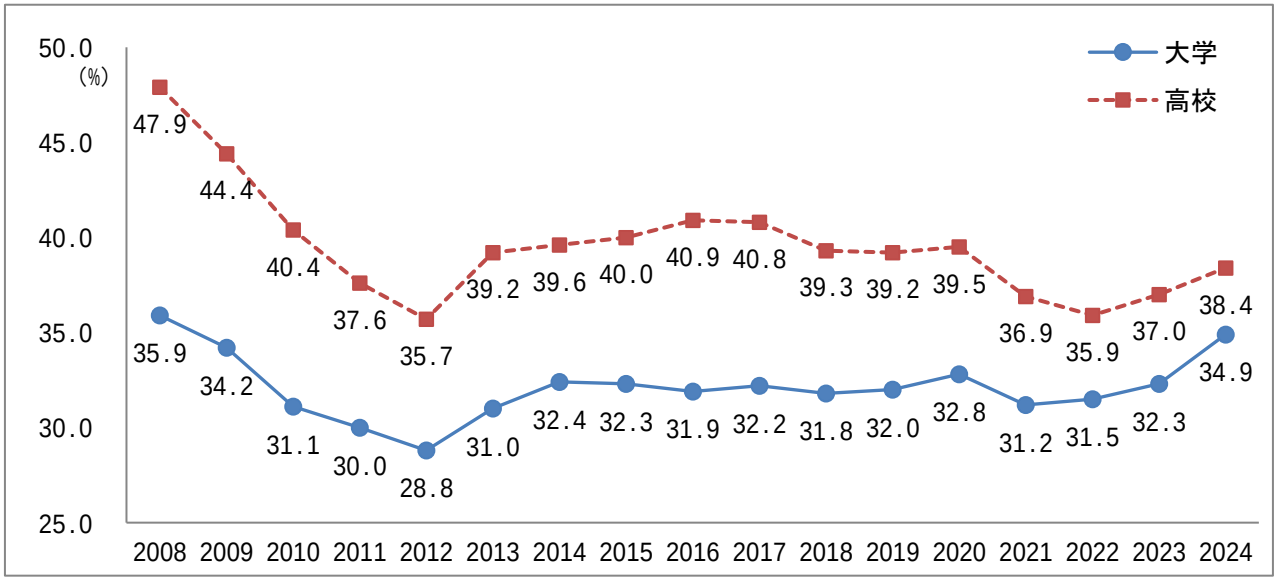

（20～30代の雇用形態）

本県の20～24歳のうち非正規雇用者は45.6%と高い水準ですが、25～29歳では、20.7%となっています。

図表18　年齢階層別の非正規雇用者の割合（兵庫県）（厚生労働省：就業構造基本調査）

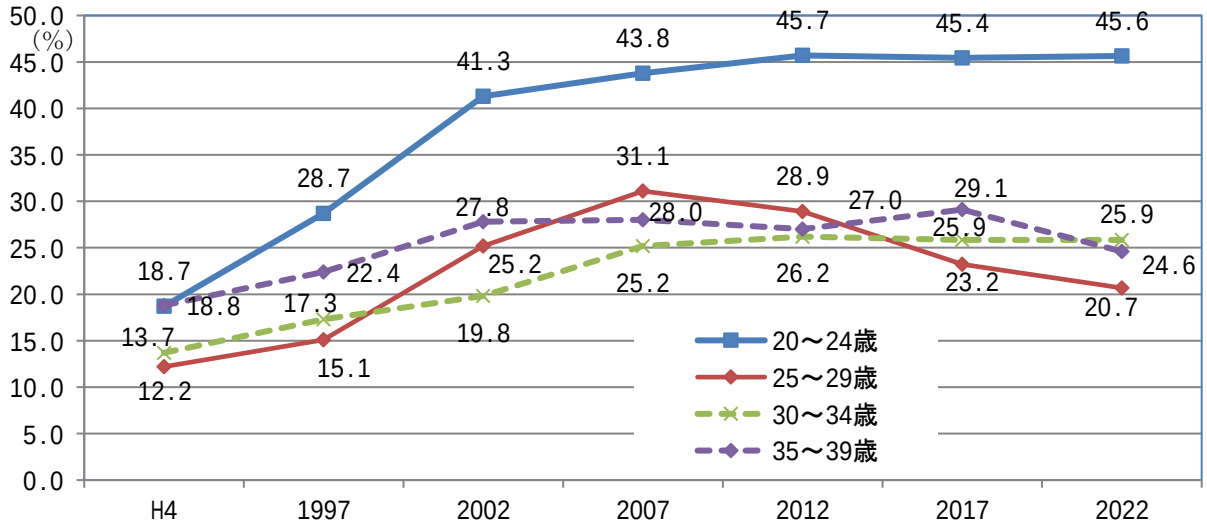

（男女別・年収区分別の未婚率）

30代男性（有業者）は年収が低いほど、未婚率が高く、30代女性（有業者）は年収300万円台を超えると、未婚率が下がる傾向にあります。

図表19　男女別にみた年収区分別の未婚率（兵庫県）　（就業構造基本調査より兵庫県作成）

【男性(30代有業者)】

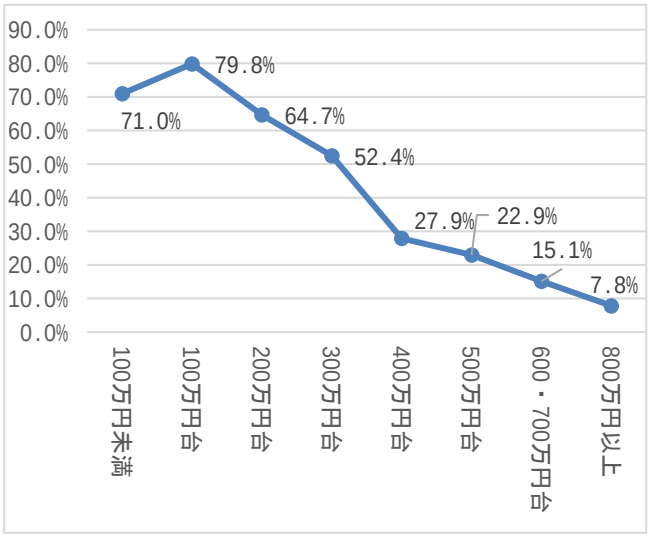

【女性(30代有業者)】

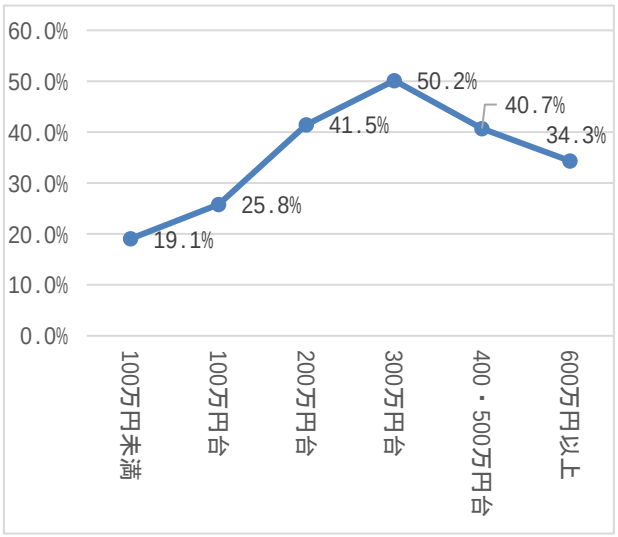

※有業者には非正規雇用者を含む。就業構造基本調査における「所得」を年収と表記している。

（奨学金の受給状況）

2022(令和４)年度で、何らかの奨学金を受給している者の割合は、大学学部生で55.0%であるほか、いずれの区分も前回の調査より上昇しています。

図表20　奨学金の受給状況（全国）（日本学生支援機構：学生生活調査）

※日本学生支援機構の給付奨学金、同貸与奨学金、日本学生支援機構以外の給付奨学金、同貸与奨学金のうち1つ以上を受給したと回答した者の割合

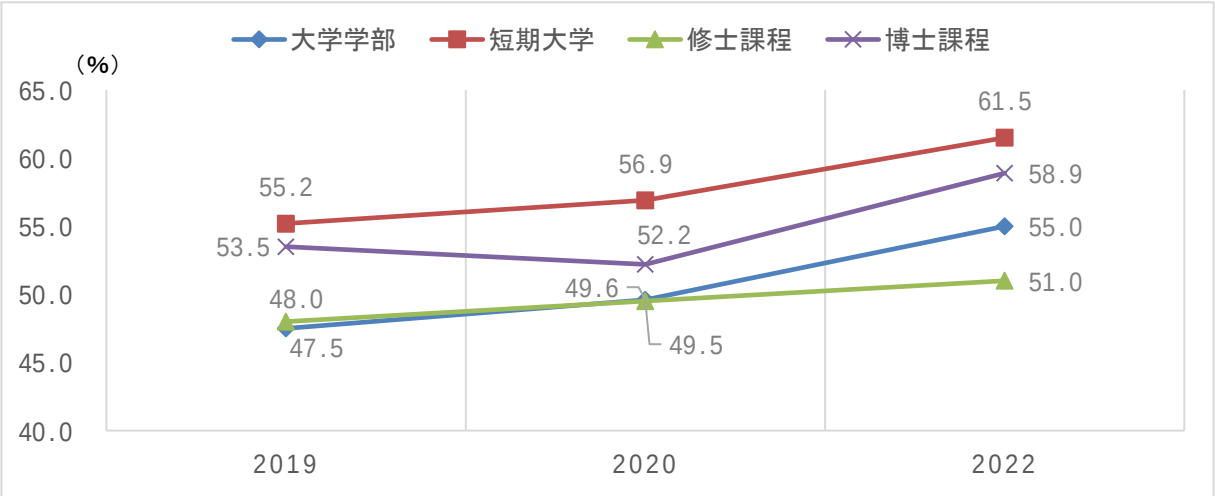

(6) 教育・保育の状況

保育ニーズに対応する環境整備を推進

幼稚園数は、認定こども園への移行が進んだこと等により、減少が続き、2023(令和５)年には428園になりました。

また、園児数についても同様の傾向から、2023(令和５)年には35,056人となっています。

図表21　幼稚園数の推移（文部科学省：学校基本調査）

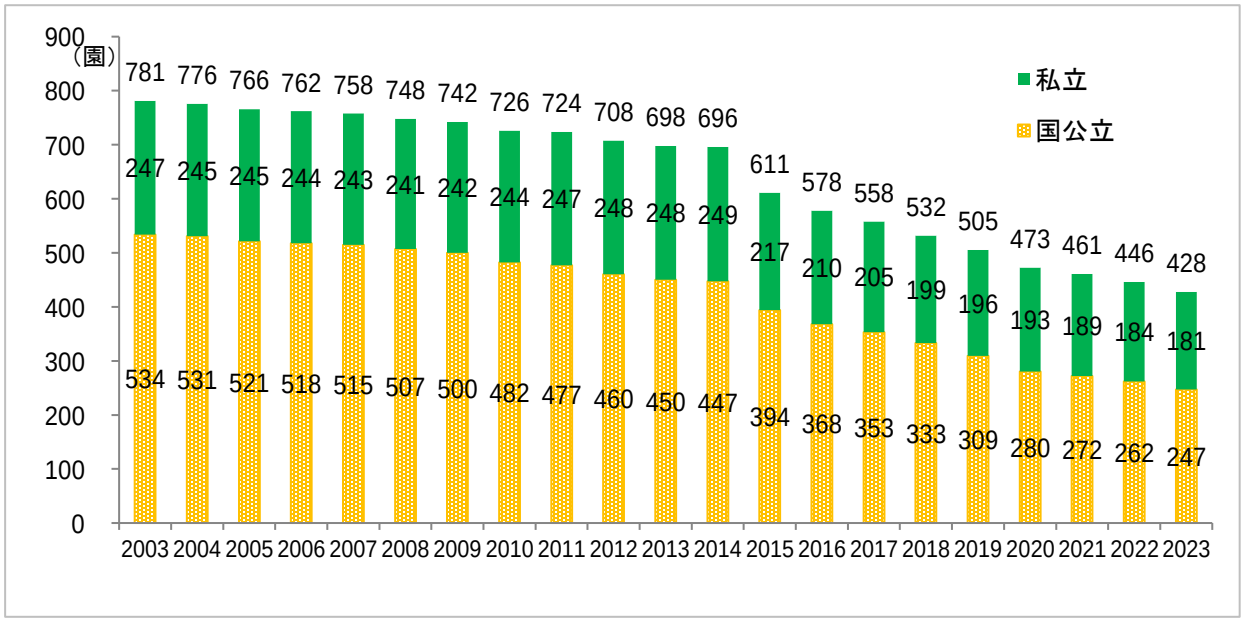

図表22　幼稚園利用児童数の推移（文部科学省：学校基本調査）

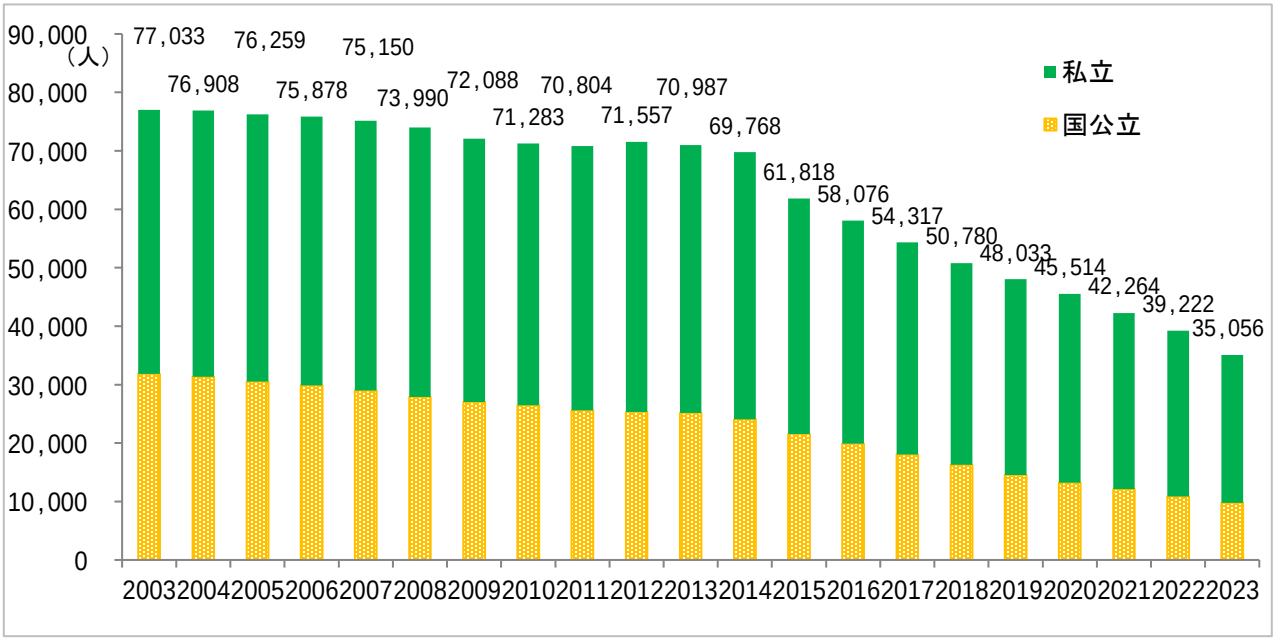

（保育所定員数）

保育所定員数は、共働き世帯の増加に伴う保育ニーズに対応するため、保育所、認定こども園等の受け皿拡大が推進されてきた結果、2024(令和６)年には124,365人となりました。

図表23　兵庫県の保育所等定員数の推移（各年４月１日時点）（兵庫県調査）

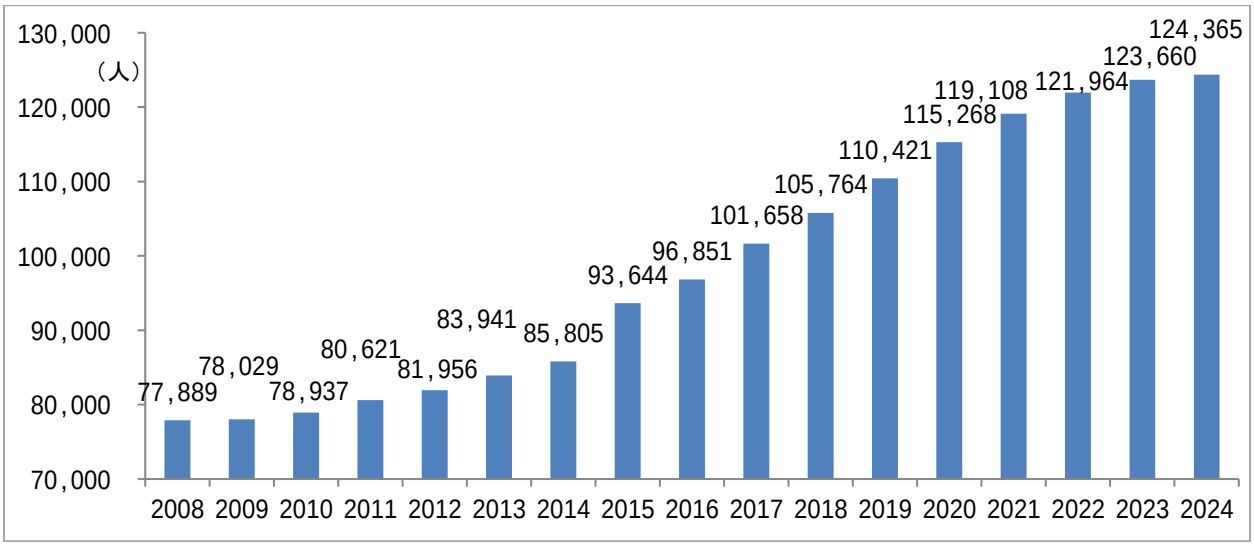

（保育所等利用待機児童数）

2018(平成30)年には1,988人まで増加していた待機児童数も、保育の受け皿拡大の推進などから、近年は1,000人を下回り、2024(令和６)年には256人となりましたが、依然、都市部を中心に待機児童が認められます。

図表24　兵庫県の待機児童数の推移（各年４月１日時点）（兵庫県調査）

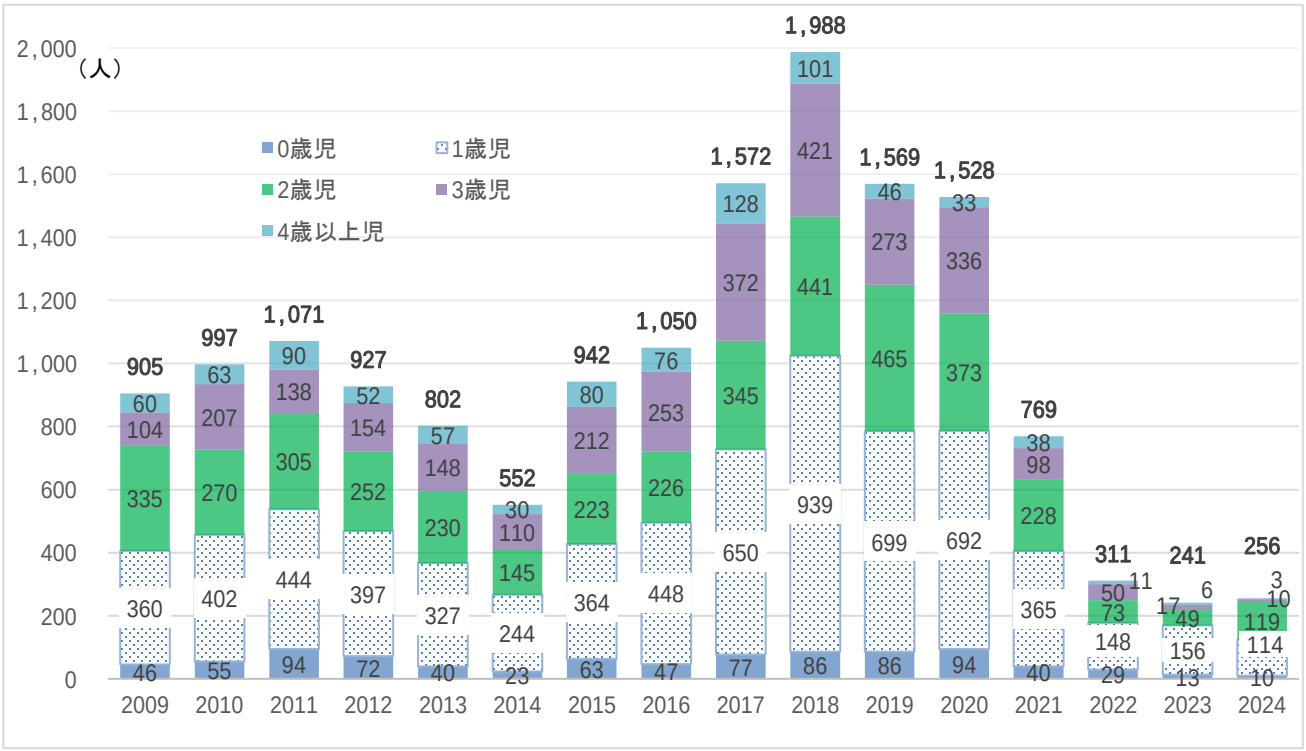

（保育士に関する有効求人倍率）

保育士に関する有効求人倍率は兵庫県、全国ともに高い値で推移しています。2024(令和６)年１月の兵庫県で比べると、全職種の1.02に対して、保育士は3.33と高く、保育士の人手不足が顕著です。

図表25　保育士の有効求人倍率（兵庫県･全国）(厚生労働省：一般職業紹介状況（職業安定業務統計）)

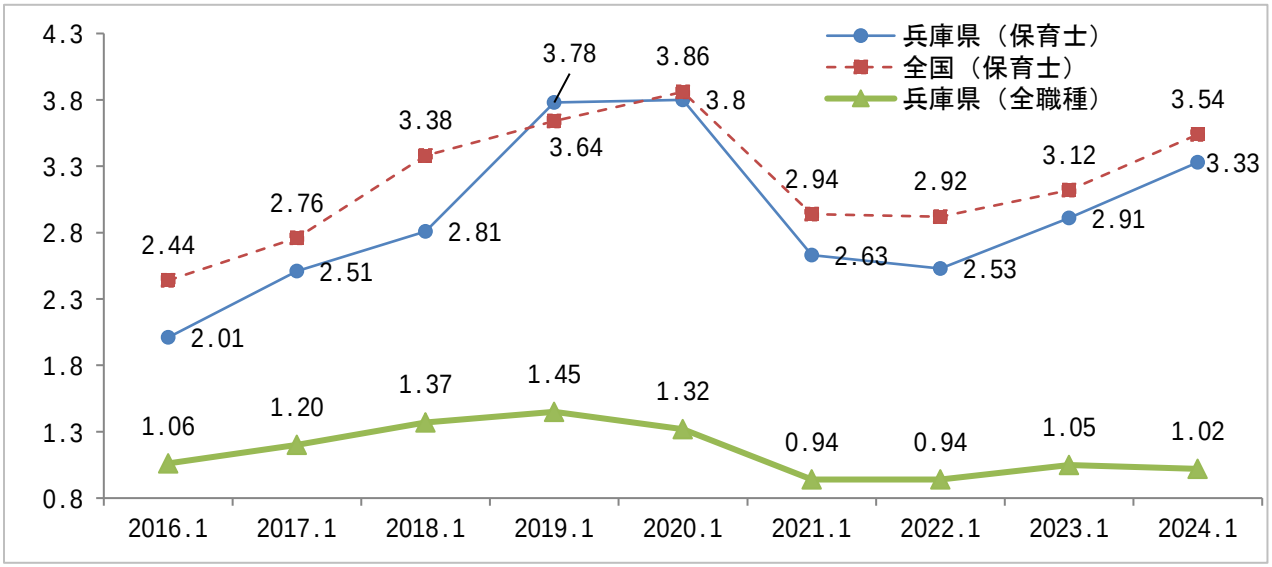

（認定こども園認可件数）

認定こども園数は年々増加しており、2024(令和６)年には683園となり全国２位、10年間で約5.8倍となっており、幼保連携型が全体の約８割を占めています。

図表26　認定こども園数（各年4月1日時点）（兵庫県）

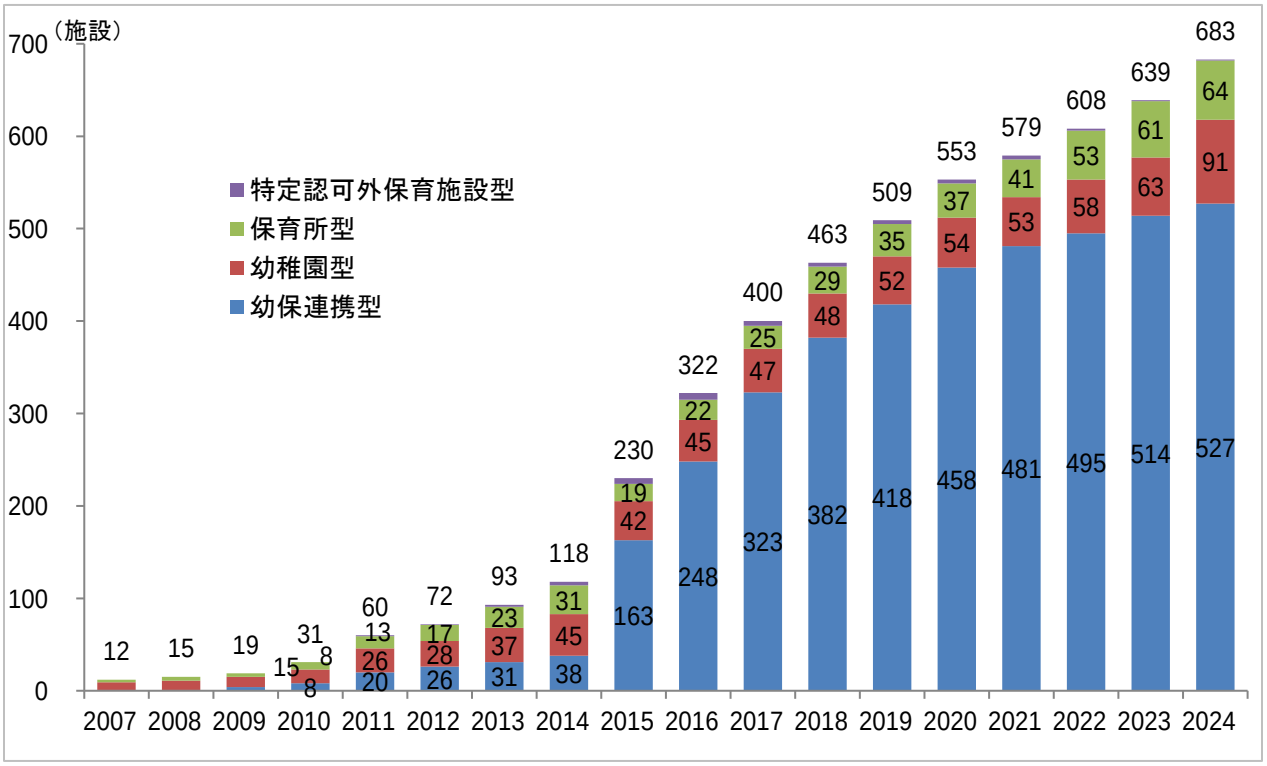

（放課後児童クラブの状況）

小１の壁の解消に向けて、放課後児童クラブ数は年々増加していますが、待機児童数は毎年1,000人前後で高止まりが続いています。

図表27　兵庫県放課後児童クラブ数、児童数、待機児童の推移（各年５月１日）（兵庫県調査）

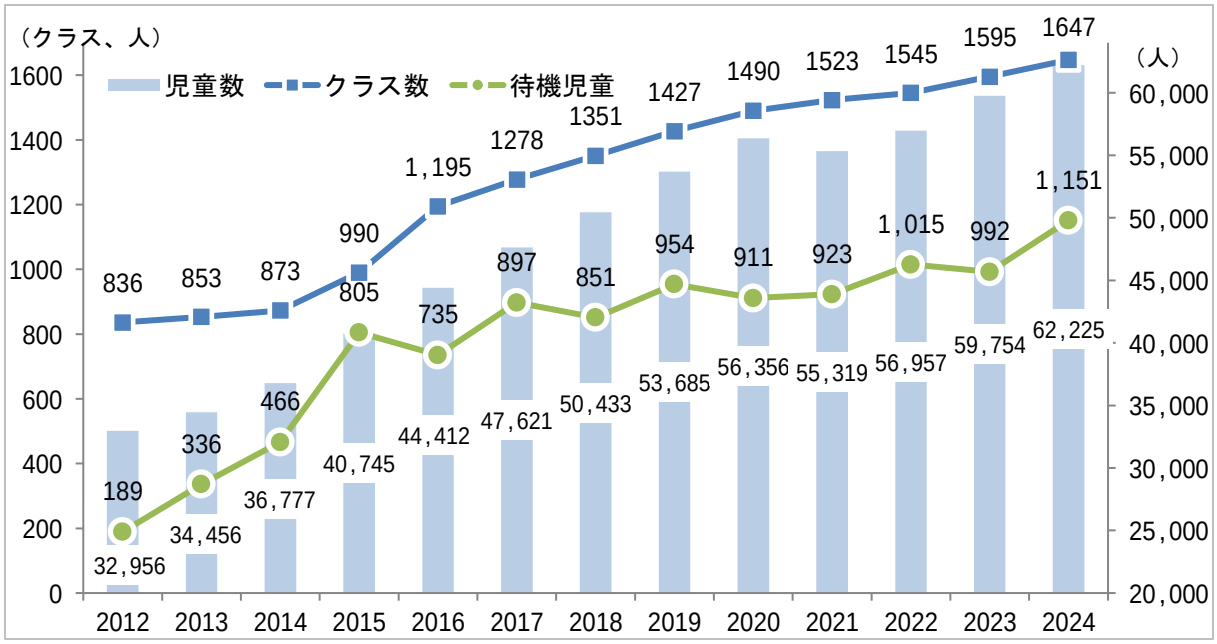

(7) 男女ともに子育てと両立できる就業環境の整備

M字カーブは台形へ

35～44歳の有業率は2012(平成24)年から2022(令和４)年にかけて、約７～17ポイント上昇しています。

図表28　女性の有業率（兵庫県）（総務省：就業構造基本調査）

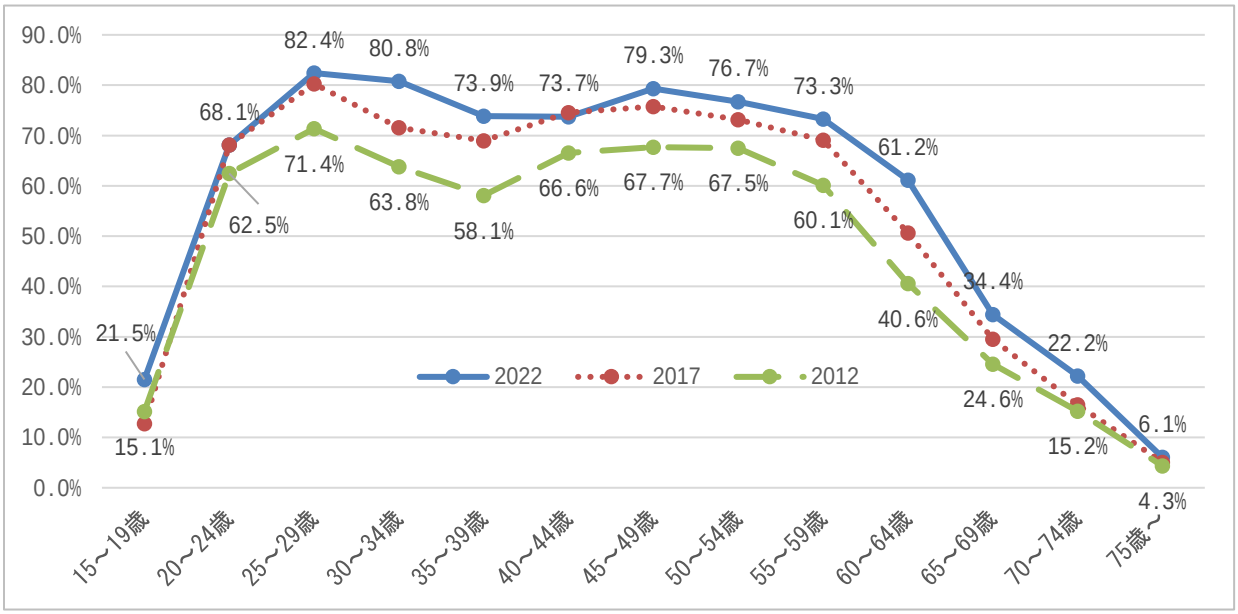

（男女の賃金格差）

男性の賃金を100とした場合の女性賃金の割合は緩やかに改善傾向にあり、本県の2023(令和５)年は76.3%で全国値の74.8%を３年ぶりに上回りました。

図表29　男女の賃金格差（厚生労働省：賃金構造基本調査）

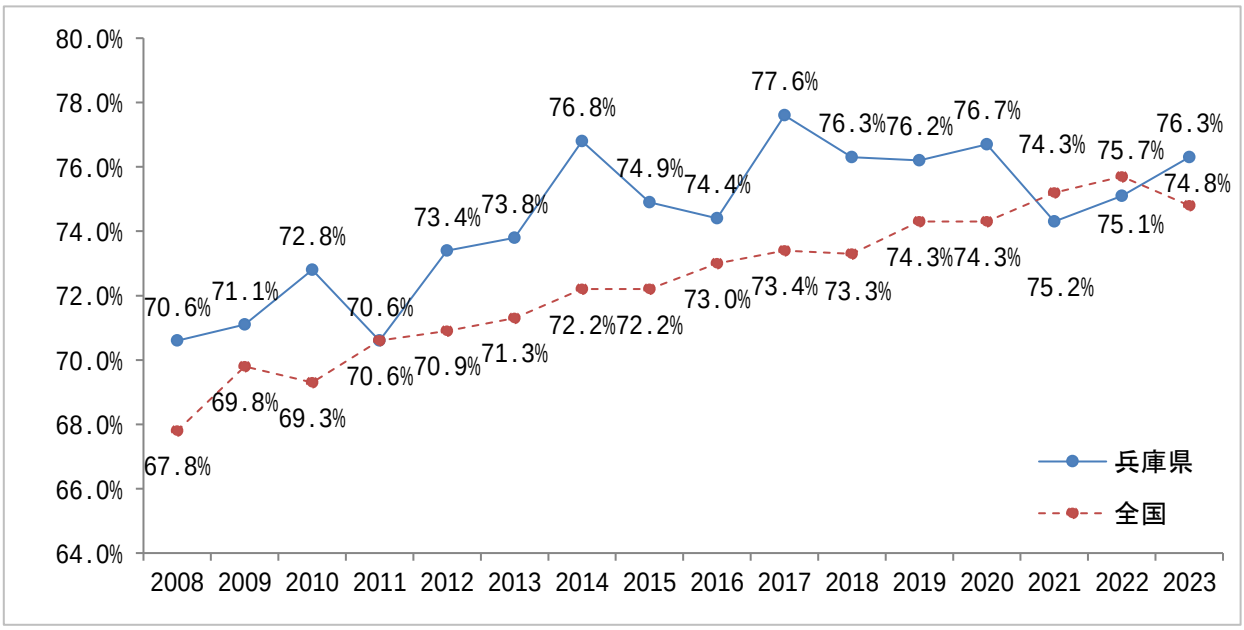

（共働き等世帯数の推移）

1990年代に男性雇用者と無業の妻からなる世帯数と拮抗していた共働き世帯数は年々増加を続け、2023(令和５)年には，前者の約2.５倍となっています。

図表30　共働き等世帯数の推移（全国）（総務省：労働力調査、労働力調査特別調査）

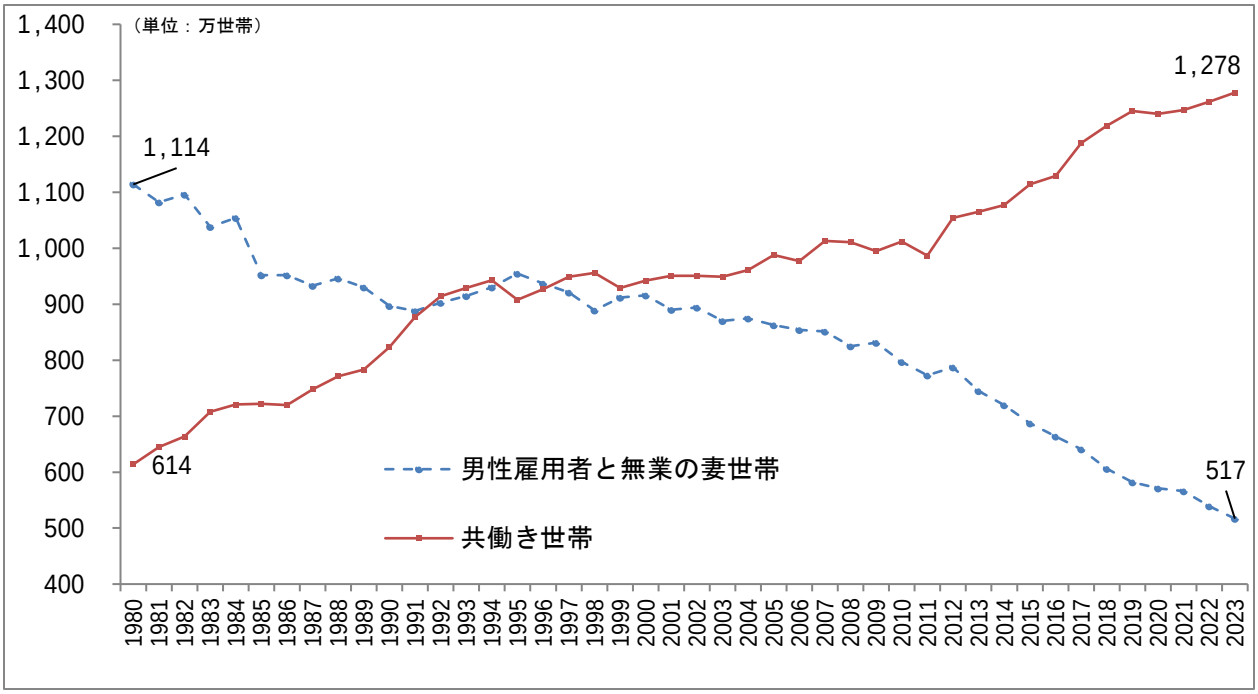

（出産前後の妻の就業変化）

第１子出産前後の妻の就業状態の変化では、妊娠前の妻の就業率が８割に迫り、出産後も就業を継続する層が約5.4割へと増加しています。

図表31　子どもの出生年別にみた、出産前後の妻の就業変化（第１子）（全国）
（国立社会保障・人口問題研究所：出生動向基本調査）

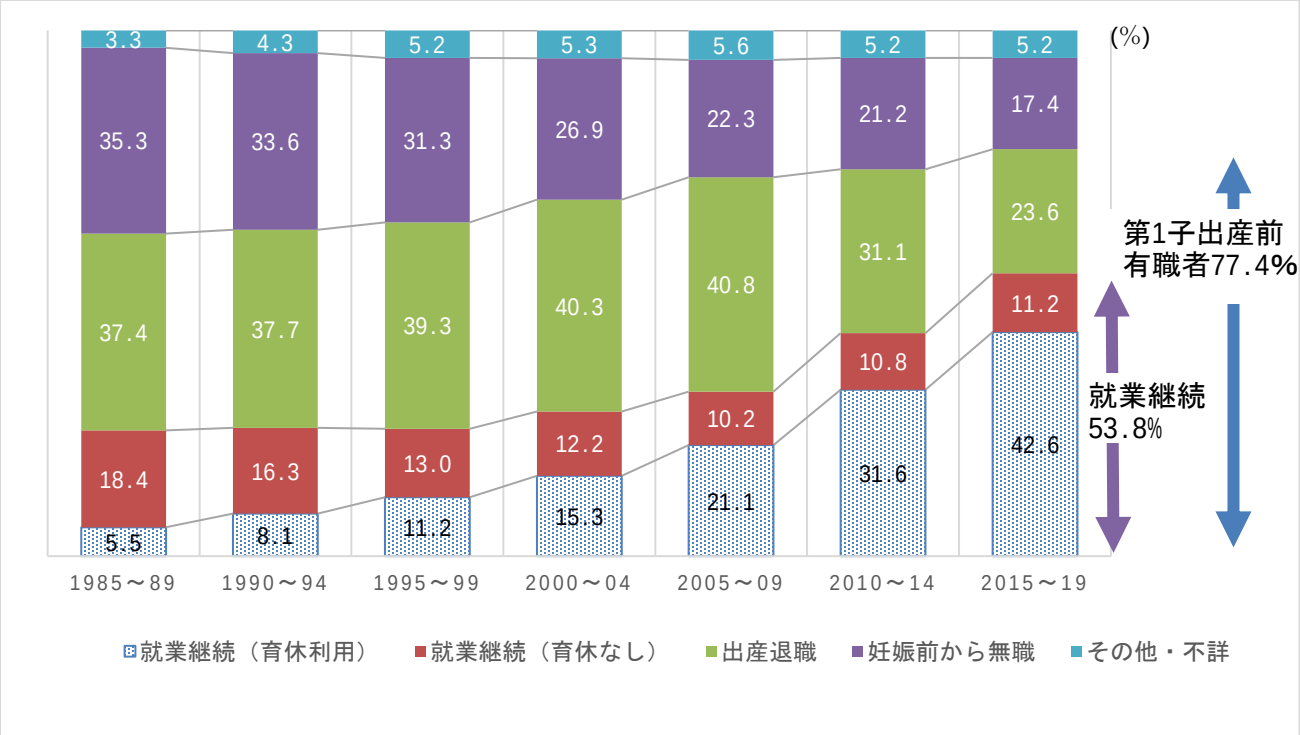

（男性の育児休業取得率）

2023(令和５)年度における男性の育児休業取得率は30.1%と大きく増加しましたが、女性の取得率との差は、なお大きな開きがあります。

図表32　男性の育児休業取得率の推移（全国）（厚生労働省：雇用均等基本調査）

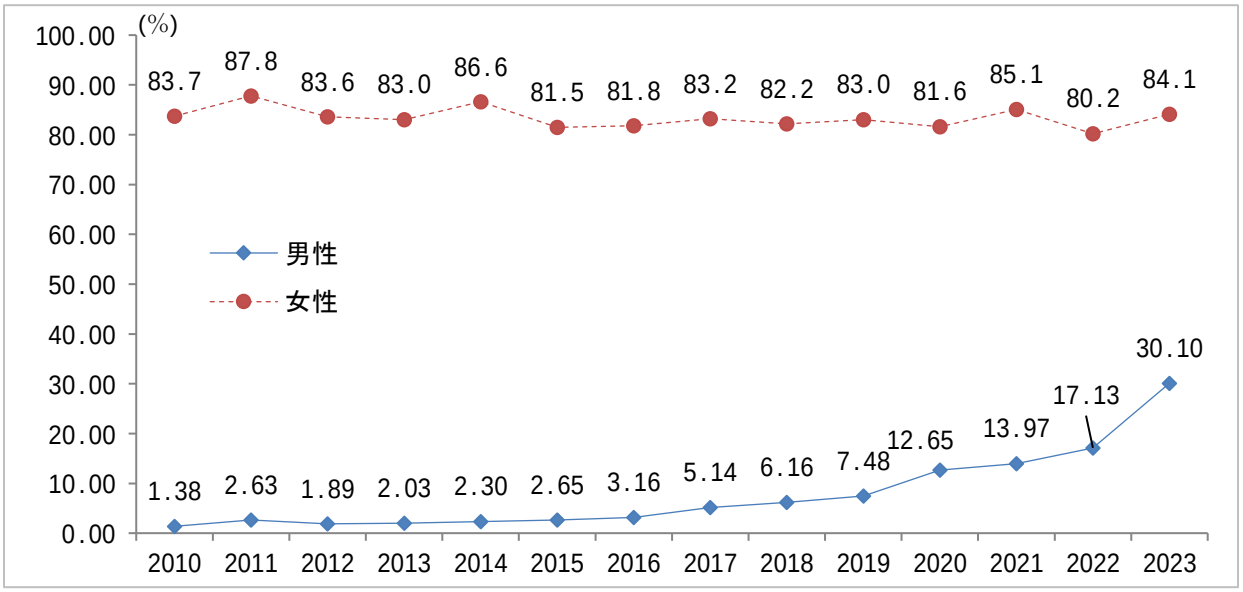

（育児休業取得期間の状況）

育児休業取得者の取得期間別割合を見ると、女性は６か月以上が92.5%であるのに対して、男性で同等の期間を取得する者は極めて少なくなっています。

図表33　育児休業取得期間別割合（2023(令和５)年度　全国）（厚生労働省：雇用均等基本調査）

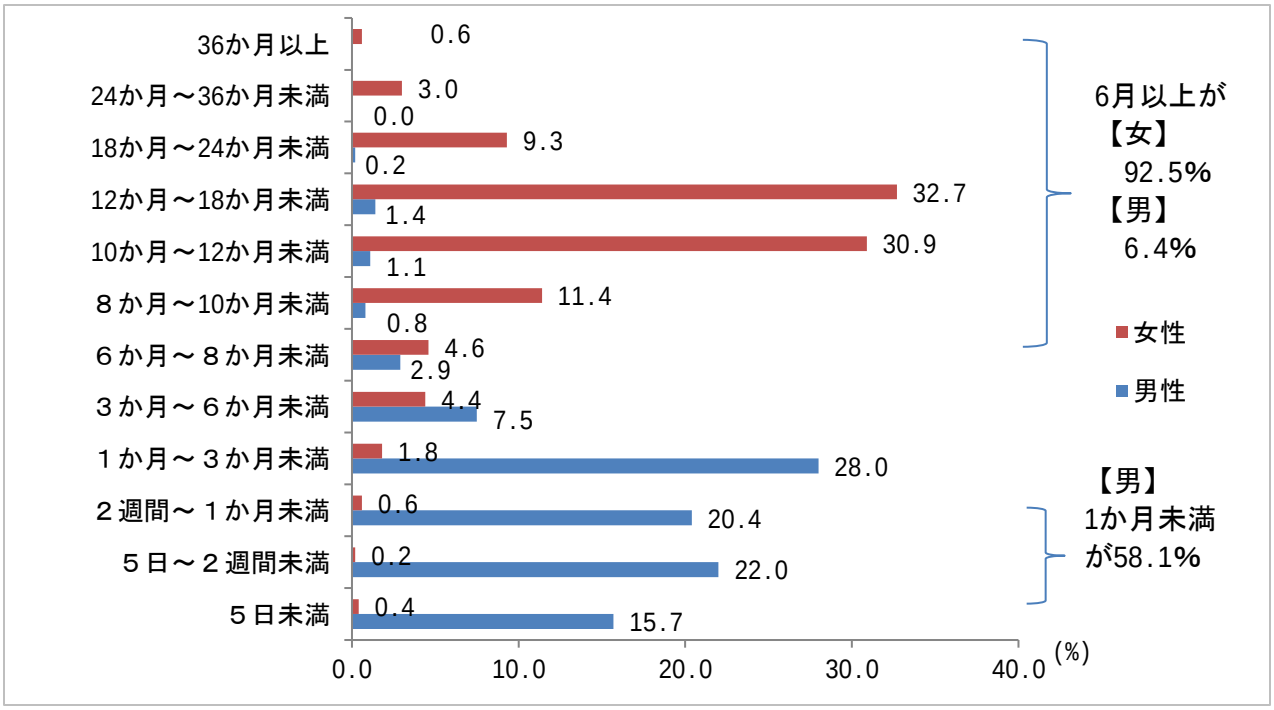

（家事関連時間の推移）

６歳未満の子がいる世帯の1日あたりの家事関連時間は、2021(令和３)年において妻は436分であるのに対して、夫は94分であり、約4.6倍の開きがあります。

図表34　６歳未満の子がいる世帯の家事関連時間
（週全体平均・1日当たり）（兵庫県）　（総務省：社会生活基本調査）

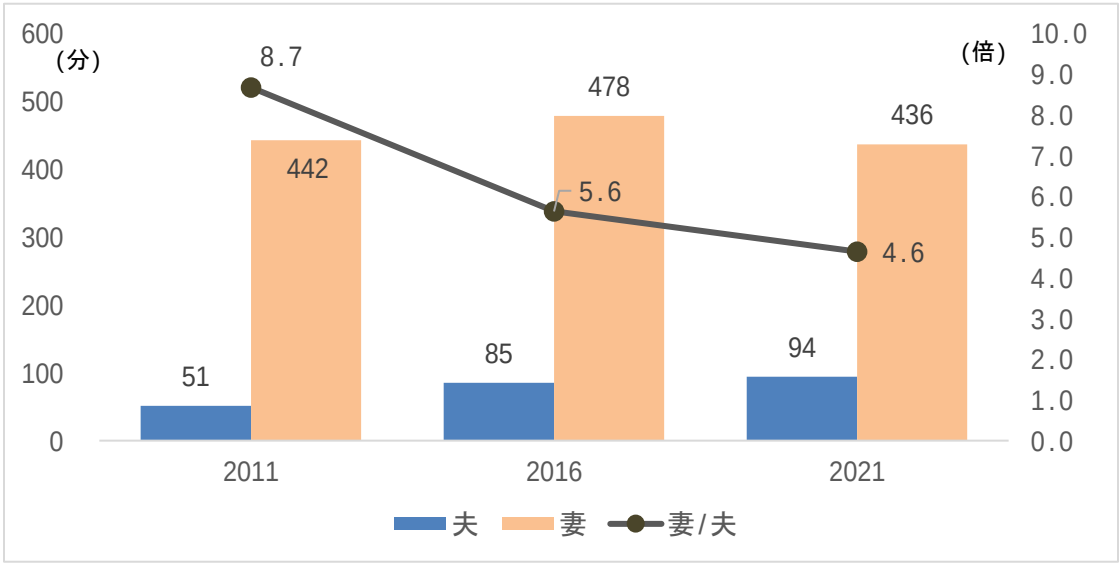

(8) 子どもの安全安心

県内の小中高生のインターネット依存割合は大きく増加

2023(令和５)年度の兵庫県調査では、小学4～6年生の15.3%、中学生の23.0%、高校生の29.6%にインターネット依存傾向があり、2019(令和元)年と比べると約２～３倍へと増加しています。

図表35　子どものインターネット依存傾向の割合（兵庫県）
（兵庫県青少年本部：2023(令和５)年度「ケータイ・スマホアンケート」及び「ネット夢中度調査」結果）
※2020(令和２)年度は調査なし

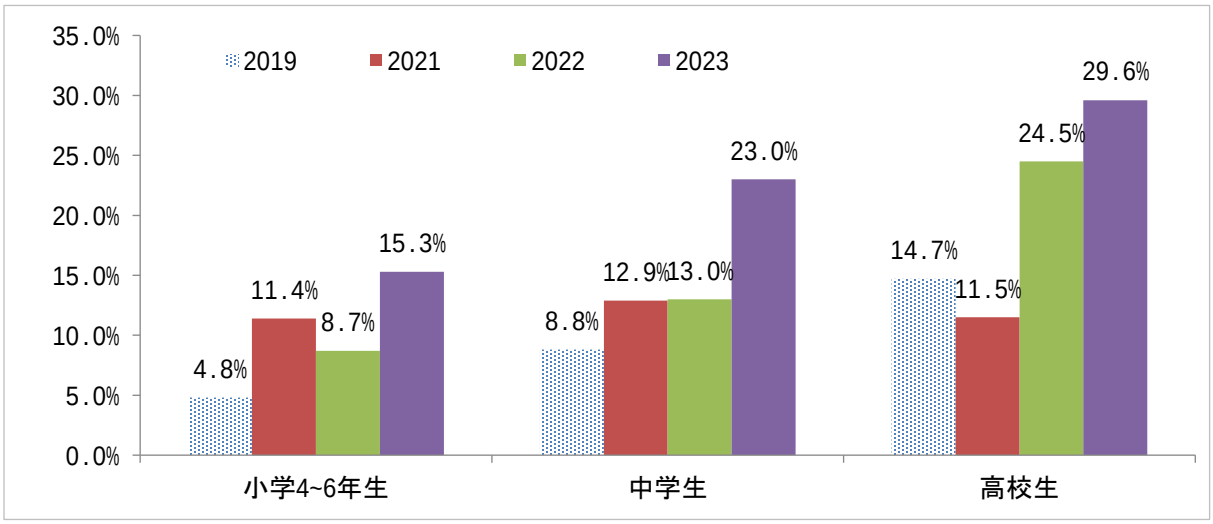

（会ったことのない人とネットでやりとりした経験）

会ったことのない人とネットでやりとりした経験については、「一度はある」、「少しはある」、「何度もある」と回答した子どもの割合は、保護者の回答割合よりも高くなっています。

図表36　会ったことのない人とネットでやりとりした経験（兵庫県）
（兵庫県青少年本部：2023(令和５)年度「ケータイ・スマホアンケート」及び「ネット夢中度調査」結果）

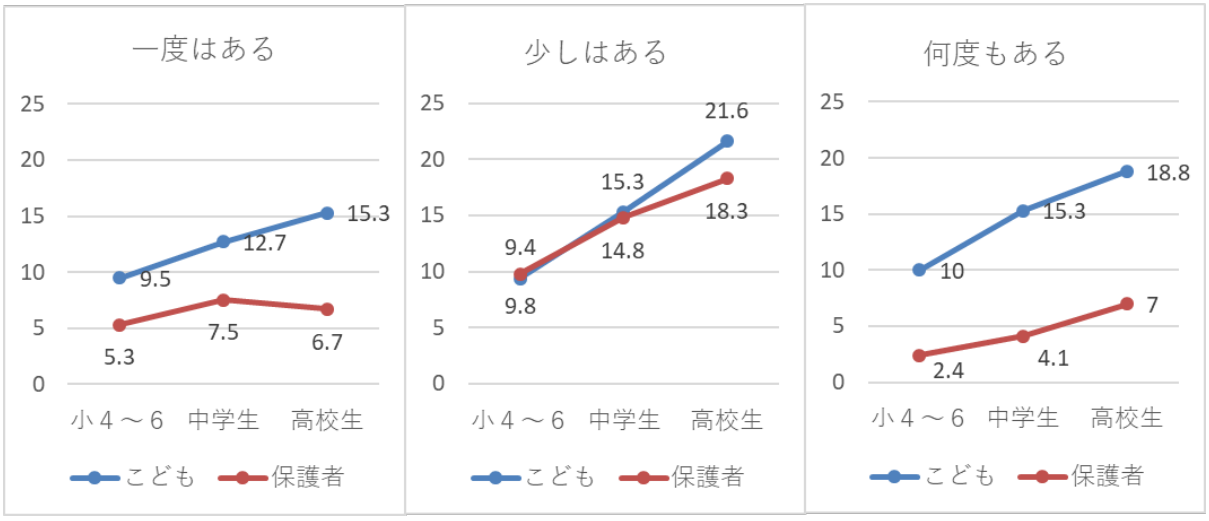

（ネット上でのケンカやトラブルの経験）

ネット上でのケンカやトラブルの経験については、「一度はある」と回答した子どもの割合は、8.7%～12.9%と１割前後が経験しています。

図表37　ネット上でのケンカやトラブルの経験（兵庫県）

（兵庫県青少年本部：2023(令和５)年度「ケータイ・スマホアンケート」及び「ネット夢中度調査」結果）

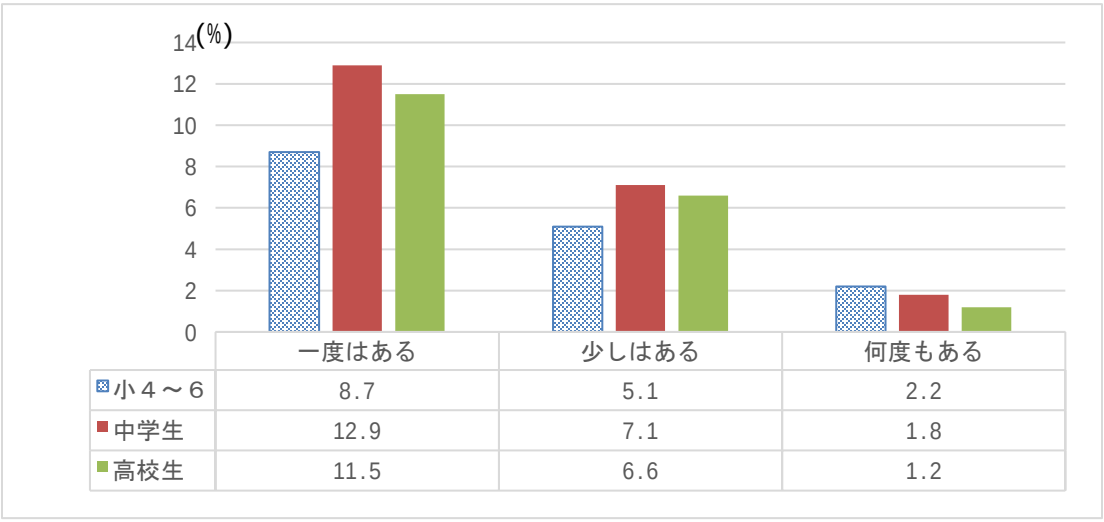

	一度はある	少しはある	何度もある
小４～６	8.7	5.1	2.2
中学生	12.9	7.1	1.8
高校生	11.5	6.6	1.2

(9) 子どもの貧困

子どもの貧困率の数値は改善の方向

子どもの貧困率は、2021(令和３)年時点の新基準では11.5%で、2012(平成24)年のピークより4.8ポイント改善したものの、未だ約９人に１人が貧困状態にあります。

図表38　子どもの貧困率（全国）（厚生労働省：国民生活基礎調査）

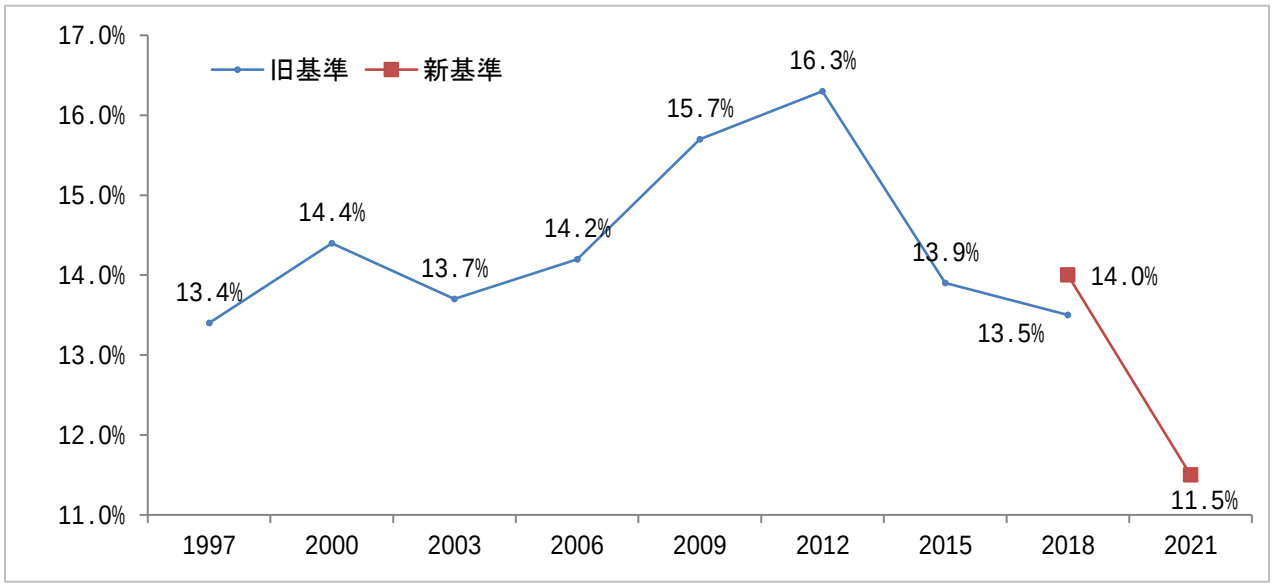

※　「新基準」は、平成27年に改定されたＯＥＣＤの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたもの。

（子ども食堂の推移）

子ども食堂数は右肩上がりに増加し、2023(令和５)年時点で499か所と、2017(平成29)年の約5.5倍となっています。

図表39　子ども食堂数の推移（兵庫県）（兵庫県調査）

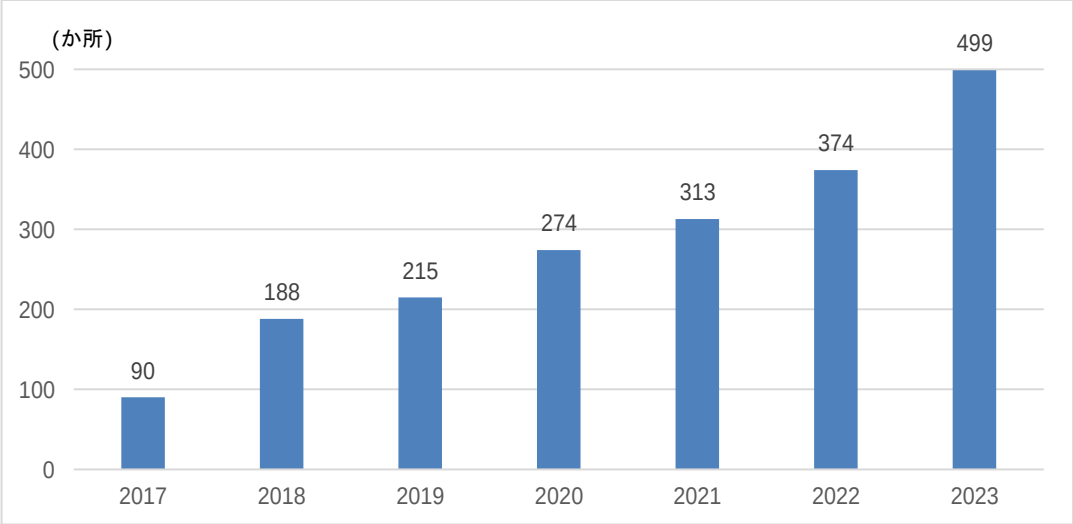

（生活保護世帯の進学率）

本県の生活保護世帯の高校進学率は2023(令和５)年で93.3%と、県平均98.6%と比較し5.3ポイント下回りました。また、大学等の進学率は46.5%と、県平均82.9%を大きく下回っています。

図表40　生活保護世帯の進学率の推移（兵庫県）

（生保家庭：厚生労働省調査、県全体：学校基本調査）

※大学等とは、大学、短期大学、高等学校専攻科、専修学校（専門課程）、各種学校

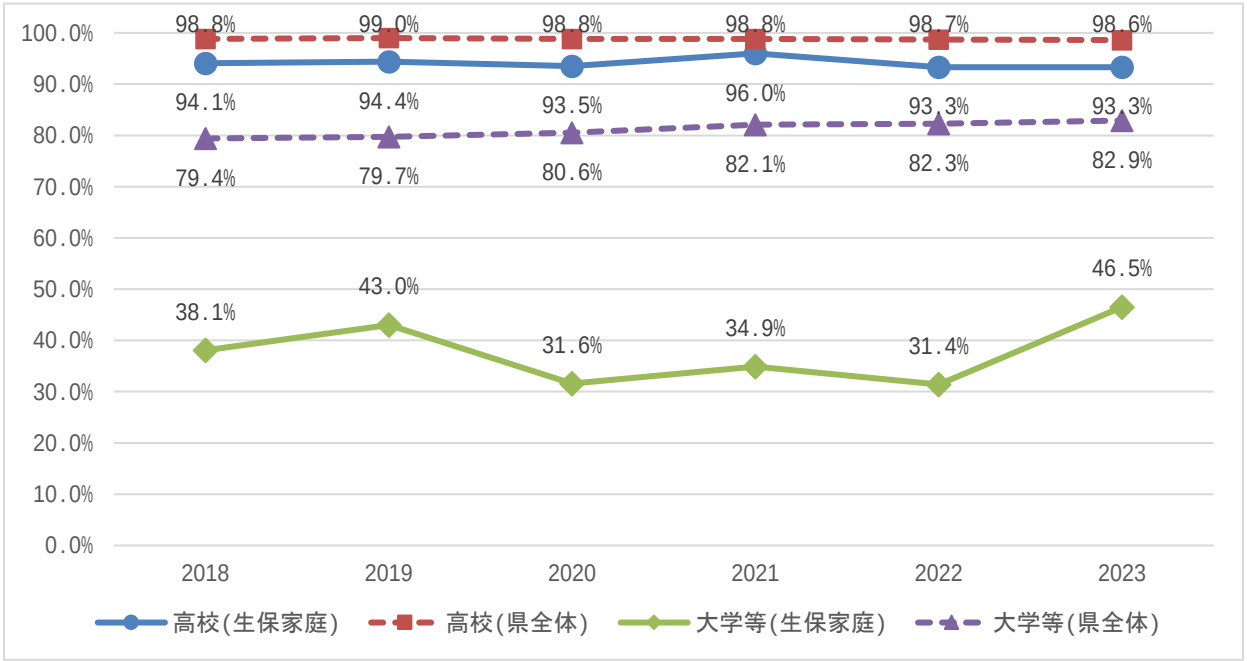

(10)　特別な支援が必要な子どもや家庭

児童虐待の相談受付件数は増加傾向

2023(令和５)年度における県の児童虐待の相談受付件数は、19,506件と前年度に比べて増加しており、虐待による一時保護件数は1,346件とおおむね横ばいで推移しています。

図表41　児童虐待相談受付件数の推移（兵庫県（神戸市･明石市を含む。））（兵庫県調査）

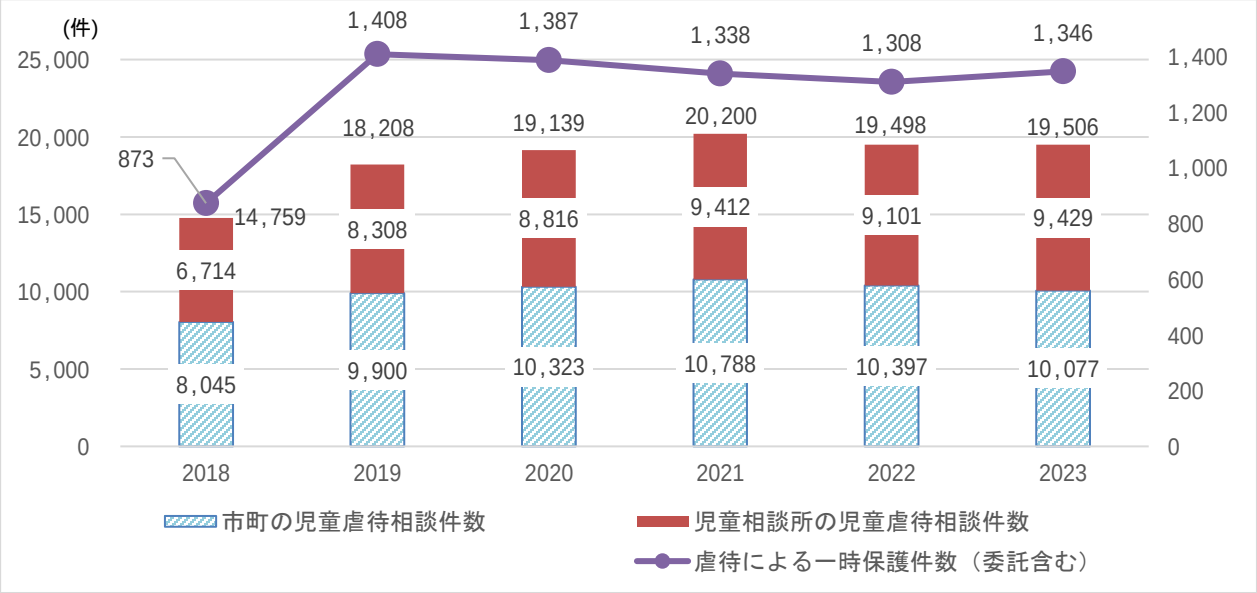

（施設別児童在籍状況の推移）

施設児童在籍数、里親委託児童数等の合計は減少傾向で推移しています。

図表42　施設別児童在籍状況の推移（各年度3月末）（兵庫県所管のみ）

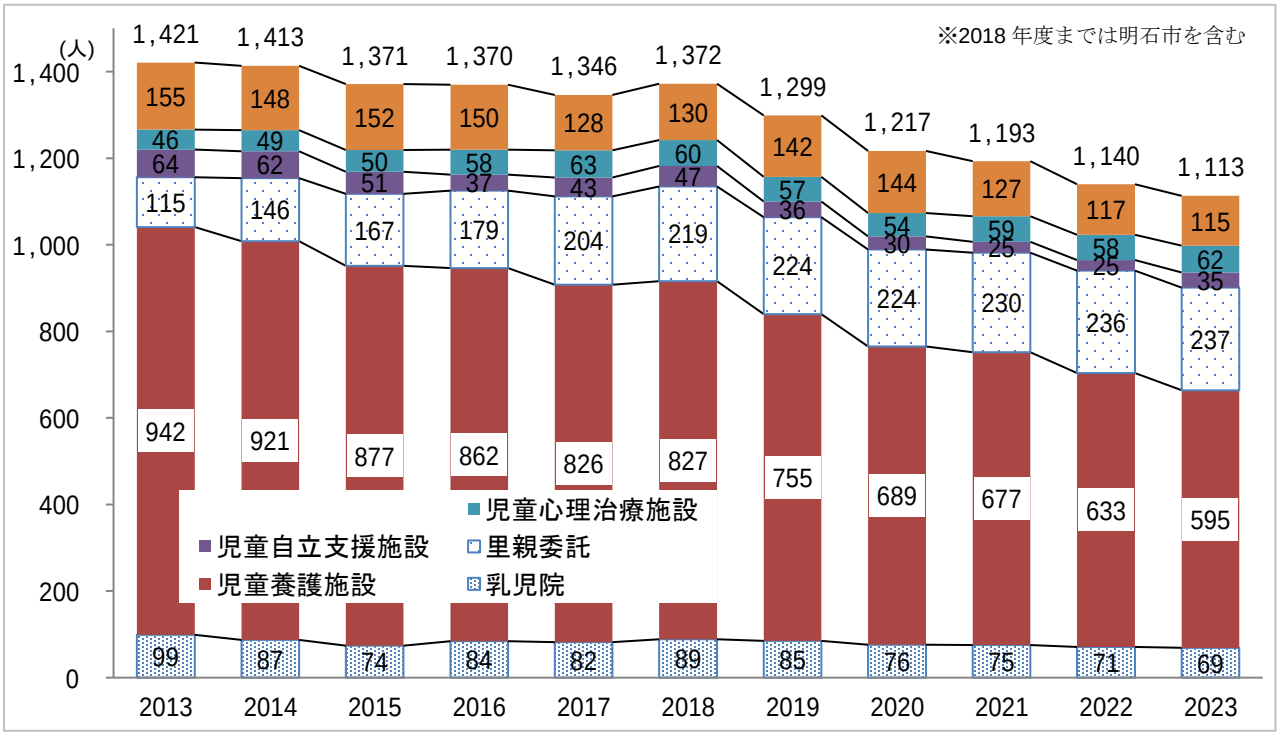

（ひとり親世帯の収入）

世帯収入（年額）は、母子世帯では「150～200万円未満」が19.0%と最も多く、200万円未満の割合は過半数（50.2%）を占めています。

父子世帯では「200～250万円未満」、「350～400万円未満」が14.0%と最も高く、400万円未満の割合が４分の３以上を占めています。

図表43　ひとり親世帯の収入（兵庫県）

（兵庫県：2023(R5)年度ひとり親家庭実態調査、調査対象：政令・中核市を除く県内の児童扶養手当受給者）

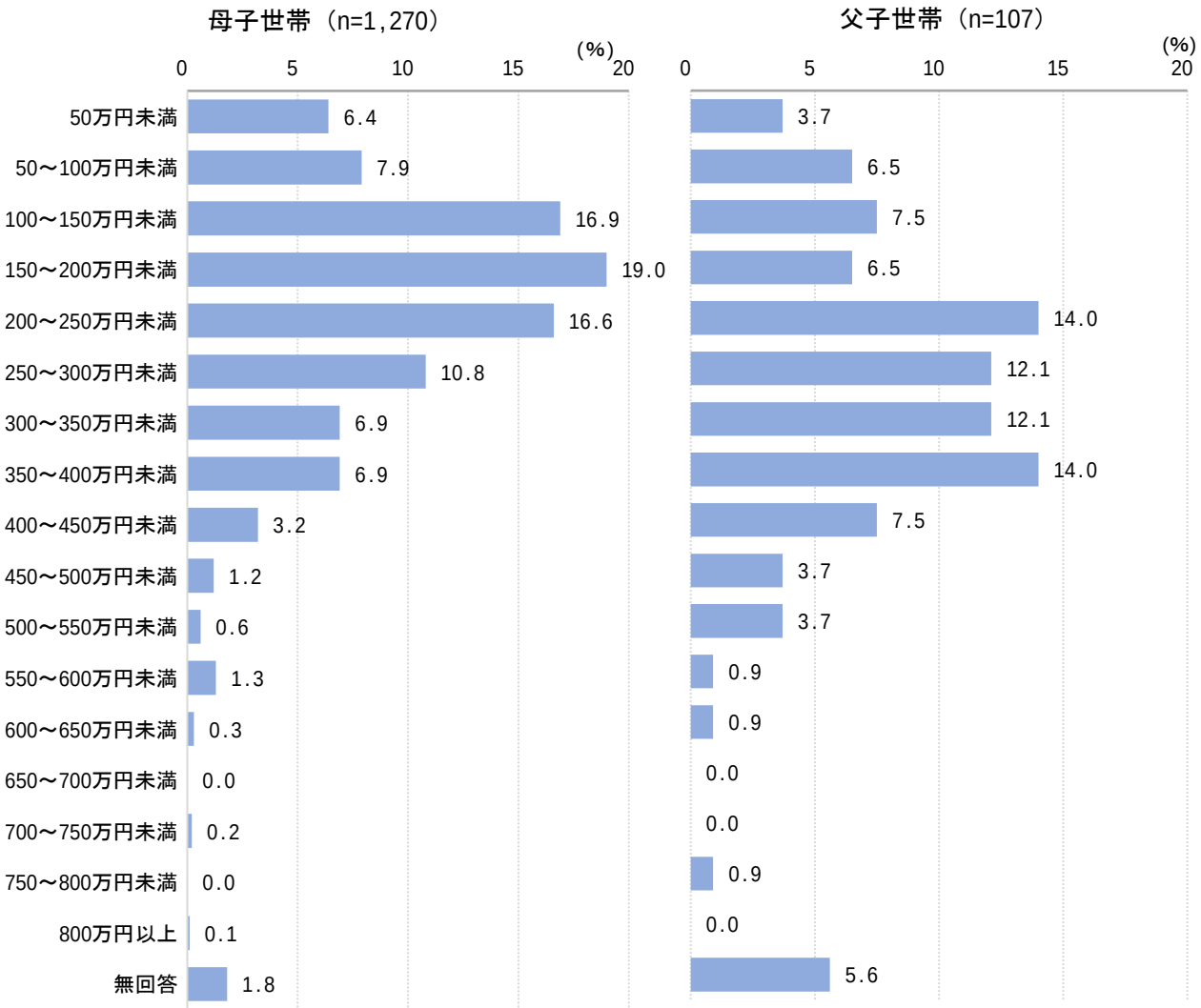

（ひとり親世帯の雇用形態）

ひとり親世帯の雇用形態としては、母子・父子ともに「正規の従業員・職員」が最も高くなっているものの、父子世帯の57.9%と比べて、母子世帯では41.4%と差がみられます。

また、母子世帯では「パート・アルバイト等」についても約４割（38.8%）を占めています。

図表44　ひとり親世帯被雇用者の雇用形態（兵庫県）

（県：2023(R5)ひとり親家庭実態調査、調査対象：政令・中核市を除く県内の児童扶養手当受給者）

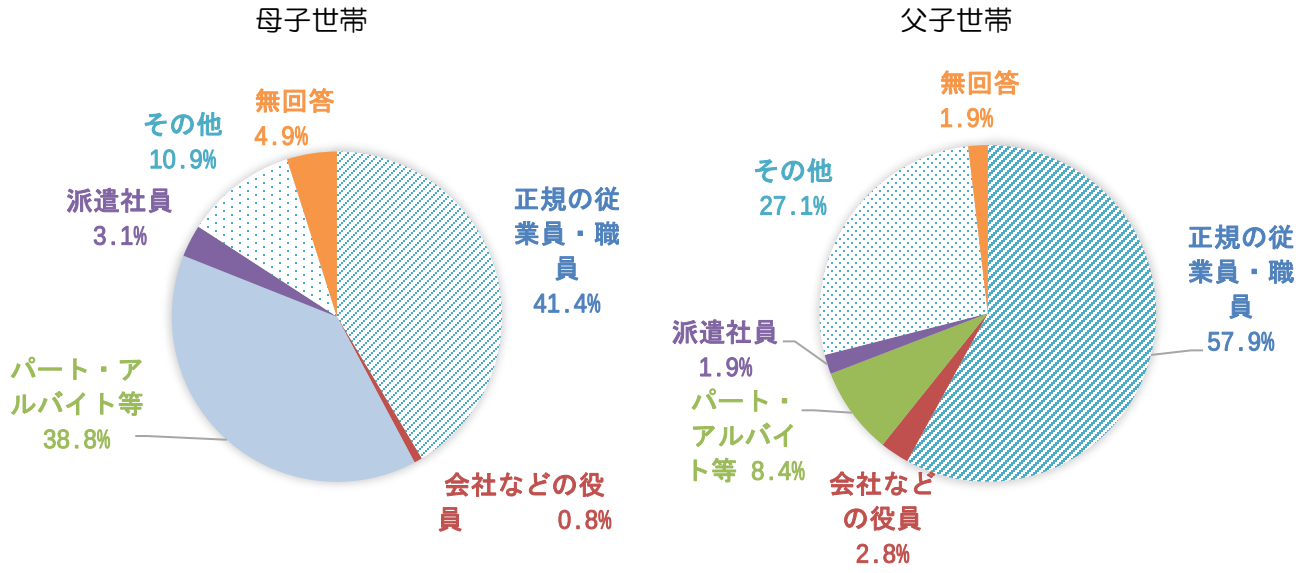

（ヤングケアラーの割合）

小学６年生の6.5%（約15人に1人）、中学２年生の5.7%（約17人に1人）が「世話をしている家族がいる」と回答しています。

図表45　家族の世話をしている小中高大学生の割合（全国）

（厚生労働省：2020(R2)、2021(R3)ヤングケアラーの実態に関する調査研究）

区分	割合
小学生（6年生）	6.5%
中学生（2年生）	5.7%
高校生（2年生）	4.1%
大学生（3年生）	6.2%

（県内公立小中学校の不登校児童生徒数の推移）

小学校、中学校ともに不登校児童数が増加傾向にあり、2023(令和５)年度は９年前（2014(平成26)年度）と比較して、小学校で約7.3倍、中学校で約2.5倍に増加しています。

図表46　県内公立小中学校の不登校児童生徒数の推移（兵庫県）
（文部科学省：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）

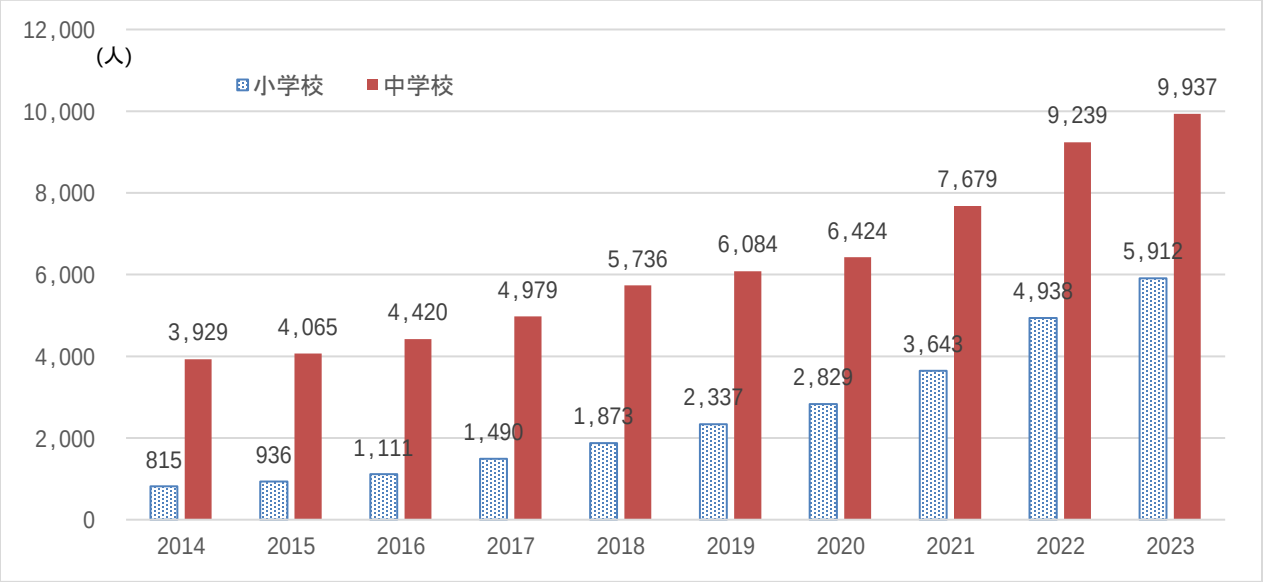

（ひきこもりの年齢と性別）

ひきこもり対象者を2018(平成30)年※１と2022(令和４)年※２で比べると、年代では10代と50代以上が増加し、性別では女性の割合が増加しています。

※１　内閣府：2015(平成27年度)若者の生活に関する調査、2018(平成30年度)生活状況に関する調査
※２　内閣府：2022(令和４年度)こども・若者の意識と生活に関する調査

図表47　ひきこもり対象者属性（全国）

【年代別】

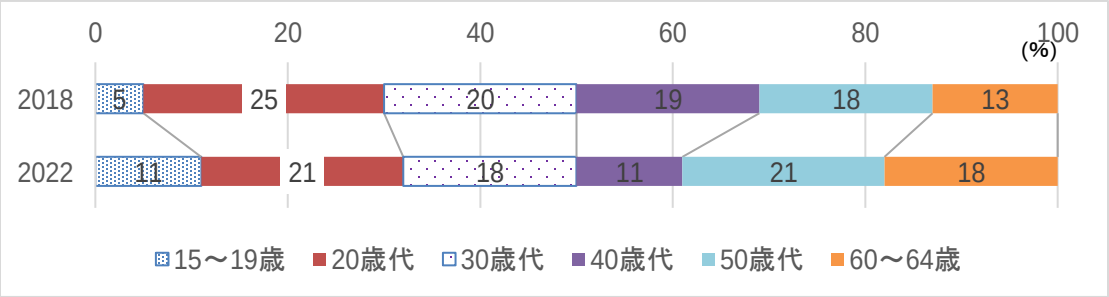

【性別】

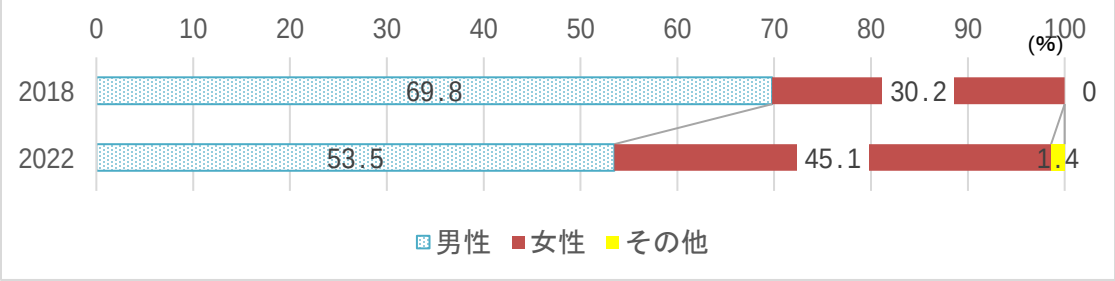

2 前プランの達成状況

(1)数値目標の達成状況

「ひょうご子ども・子育て未来プラン（2020(令和２)～2024(令和６)年）」では、計画期間中の合計特殊出生率は1.41を維持することとし、５年間の出生数18万人（年平均36,000人）、婚姻数27,000件（2024(令和６)年）を数値目標として定めました。

あわせて、計画期間中の待機児童数０、20～30代女性の社会移動数の転出・転入均衡（2024(令和６)年）等の数値目標を設定し、「安心して子育てできる兵庫の実現」に向けて取り組んできました。

１　合計特殊出生率　：　1．41（計画期間中1.41を維持）

２　出　　生　　数　：　18万人（2020～2024年計）

３　待 機 児 童 数　：　０（2021～2024年）

４　20～30代女性の社会移動数：　転出・転入均衡（2024年）

５　婚　　姻　　数　：　27,000件（2024年）

①　合計特殊出生率の達成状況

計画期間の合計特殊出生率は1.41を下回る状況が続き、逓減しています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響から、産み控えがあった可能性もあります。

区分		2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
合計特殊出生率	目標	1.41	1.41	1.41	1.41
	実績	1.39	1.36	1.31	1.29
	〔全国値〕	〔1.33〕	〔1.30〕	〔1.26〕	〔1.20〕
	(全国順位)	(28位)	(29位)	(31位)	（27位）
	達成率	98.6%	96.5%	92.9%	91.5%

② 出生数の達成状況

出生数の目標達成のためには毎年平均約36,000人の出生が必要ですが、初年度の2020(令和２)年以外の年度はいずれも目標値を下回っています。

未婚化・晩婚化の進展に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響も大きいと考えられます。

区分		2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
出生数（単年度）		36,935人	35,581人	33,565人	32,615人
前年比		-	△ 3.7%	△ 5.7%	△ 2.8%
出生数（累計）	目　標	36,000人	72,000人	108,000人	144,000人
	実　績	36,935人	72,516人	106,081人	138,696人
	達成率	102.6%	100.7%	98.2%	96.3%

③ 待機児童数の達成状況

待機児童の解消を掲げ、受け皿拡大を図ってきましたが、保育需要の拡大等から、待機児童の解消には至りませんでした。

保育所等の待機児童については、2020(令和２)年をピークに大幅に減少していますが、都市部を中心に、なお待機児童が発生しています。

放課後児童クラブの待機児童については、1,000人前後と高止まりが続いています。

【保育所等　待機児童】

区分		2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)
待機児童数	目標	0	0	0	0	0
	実績	1,528人	769人	311人	241人	256人
	(待機児童の多い順位)	(2位)	(2位)	(2位)	(4位)	(4位)

【放課後児童クラブ　待機児童】

区分		2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)
待機児童数	目標	0	0	0	0	0
	実績	911人	923人	1,015人	992人	1,151人
	(待機児童の多い順位)	(4位)	(4位)	(4位)	(5位)	(4位)

④　20～30代女性の社会移動数の達成状況

出産適齢期である20～30代女性（日本人）の転入・転出は、約3,000～4,000人の転出超過で推移した一方、30代については、2021(令和３)年より転入超過が続いています。

区分	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)
目標	-	-	-	-	0
実績	△ 3,786	△ 2,933	△ 3,468	△ 3,465	△ 3,577
20代女性	△ 3,697	△ 3,117	△ 3,513	△ 3,670	△ 3,592
30代女性	△ 89	184	45	205	15

⑤　婚姻数の達成状況

2020(令和２)年は、令和婚ブームで令和元年の婚姻数が高まった反動や新型コロナウイルス感染症の影響から、大きく減少しました。2022(令和４)年に減少幅は縮小したものの、減少傾向は変わらず、2023(令和５)年には初めて２万件を割り込みました。

区分		2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
婚姻数	目標	-	-	-	-	-
	実績	25,109	21,964	20,938	20,844	19,629
	達成率	-	-	-	-	-
	前年比	2.4%	△12.5%	△ 4.7%	△ 0.4%	△ 6.3%

※2019(令和元)年は計画期間外であるが、参考値として記載

(2)計画の取組状況

「ひょうご子ども・子育て未来プラン」の推進にあたっては、毎年度の行動プログラムを策定し、各年度の予算及び具体的な取組施策を取りまとめています。

また、６つの推進方策ごとに設定したＫＰＩに基づき、毎年度その取組や達成状況について、「兵庫県子ども・子育て会議」等で継続的な評価・検証を行うなど、ＰＤＣＡサイクルに基づく少子化対策・子育て支援を推進しています。

① ＫＰＩの達成状況

各推進方策を見てみると、「Ⅲ幼児教育・保育と子育て支援」、「Ⅳ男女ともに子育てと両立できる働き方の実現」、「Ⅴ子どもと子育てに温かい地域社会づくり」、「Ⅵ特別な支援が必要な子どもや家庭への支援」は、毎年度おおむね８～９割を超える達成率となっている一方、「Ⅰ 子ども・若者の自立支援とライフデザイン構築」、「Ⅱ結婚・妊娠・出産の希望が実現できる切れ目のない支援」については、８割を切る達成率の年度もあります。

【達成率80%以上の項目数と割合】

	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
80%以上の項目/全項目	90／111	92／112	91／107	70／82
達成率80%以上の割合	81.1%	82.1%	85.0%	85.4%

※2023(R5)は集計中の項目を除く(以下、Ⅰ～Ⅵ表も同様)

Ⅰ 子ども・若者の自立支援とライフデザイン構築

【達成率80%以上の項目の割合】

推進方策	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
Ⅰ 子ども・若者の自立支援とライフデザイン構築	21／29	22／30	22／29	17／21
	72.4%	73.3%	75.9%	81.0%

【主なKPIの2023年度実績】

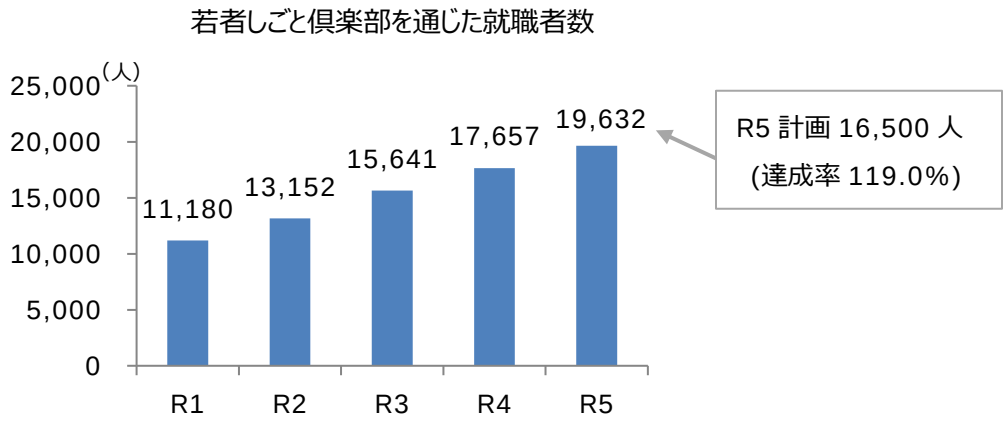

○ひょうごで働こう！UJIターンサイトを通じたマッチング件数

計画 100人→実績 217人 〔達成率217.0%〕

○大学生インターンシップ推進事業参加学生数

計画 650人→実績 381人 〔達成率58.6%〕

○就職希望者の就業体験事業を実施する県立高校の割合

計画 100%→実績 81.8% 〔達成率81.8%〕

Ⅱ 結婚・妊娠・出産の希望が実現できる切れ目のない支援

【達成率80%以上の項目数と割合】

推進方策	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
Ⅱ結婚・妊娠・出産の希望が実現できる切れ目のない支援	14／18	13／17	15／18	6／8
	77.8%	76.5%	83.3%	75.0%

【主なKPIの2023年度実績】

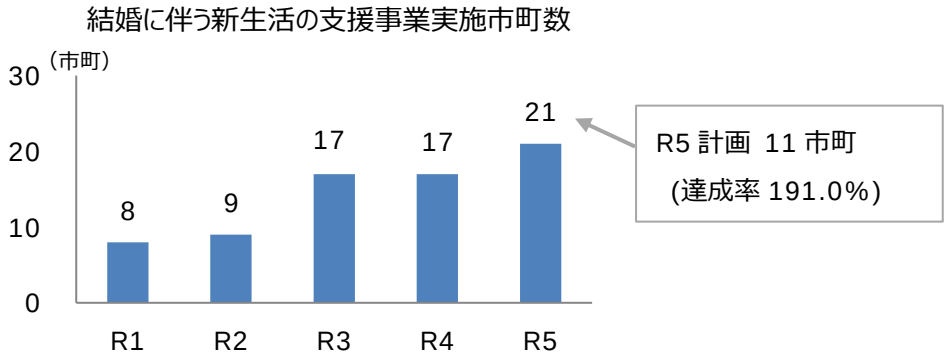

○中小企業就業者確保支援事業における奨学金返済支援者数

計画 500人→実績 837人 〔達成率167.4%〕

〇兵庫県地域周産期病院の認定数

計画 19か所→実績 17か所 〔達成率89.5%〕

○不育症治療支援実施市町数

計画39市町→実績 40市町 〔達成率102.6%〕

Ⅲ 幼児教育・保育と子育て支援

【達成率80%以上の項目数と割合】

推進方策	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
Ⅲ幼児教育・保育と子育て支援	15／18	15／18	15／18	13／16
	83.3%	83.3%	83.3%	81.3%

【主なKPIの2023年度実績】

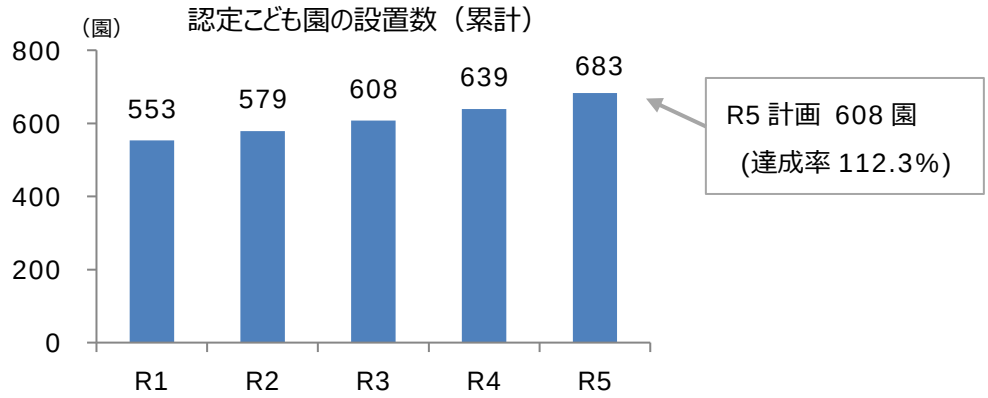

○病児・病後児保育の実施箇所数

計画 132か所 →実績 146か所〔達成率110.6%〕

○地域子育て支援拠点事業設置箇所数[累計]

計画 352か所→実績 350か所 〔達成率99.4%〕

○ファミリー・サポート・センター事業会員数

計画 37,432人 →実績 34,002人 〔達成率90.8%〕

Ⅳ 男女ともに子育てと両立できる働き方の実現

【達成率80%以上の項目数と割合】

推進方策	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
Ⅳ男女ともに子育てと両立できる働き方の実現	8／14	11／14	10／10	9／10
	61.5%	78.6%	100.0%	90.0%

【主なKPIの2023年度実績】

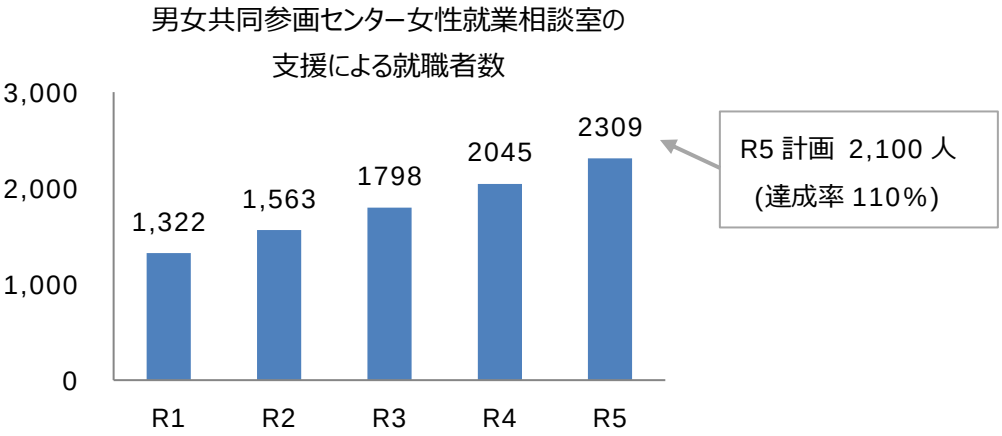

○仕事と生活の調和推進企業宣言登録企業数[累計]

計画 3,000社→実績 3,695社〔達成率123.2%〕

○企業のテレワーク導入率

計画 28% → 実績 40.9% 〔達成率146.1%〕

○お父さん応援フォーラム等参加者アンケートによる満足度

計画 80.0%→実績 97.9% 〔達成率122.4%〕

Ⅴ　子どもと子育てに温かい地域社会づくり

【達成率80%以上の項目数と割合】

推進方策	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
Ⅴ子どもと子育てに温かい地域社会づくり	15／15	15／15	13／14	13／13
	100.0%	100.0%	92.9%	100.0%

【主なKPIの2023年度実績】

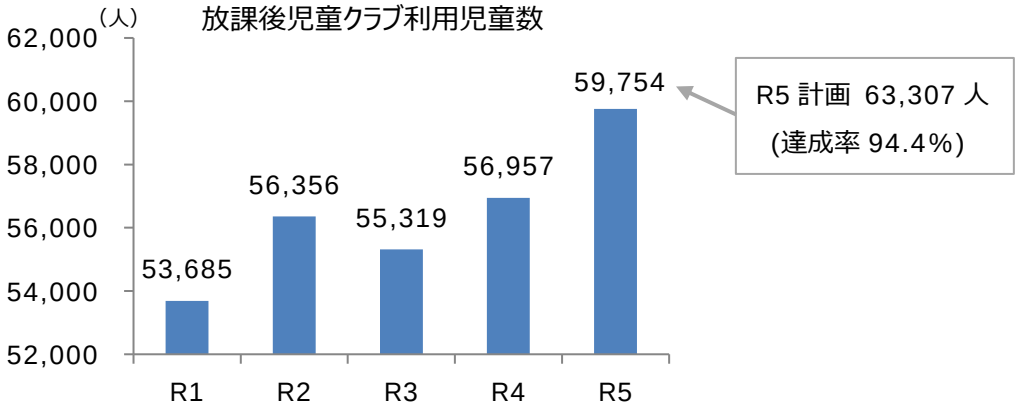

○放課後児童支援員の認定者数

計画 7,000人 →実績 6,199人 〔達成率88.6%〕

○子育て応援協定の締結企業数

計画 1430社→実績 1543社 〔達成率107.9%〕

○地域で守る！子どもの安全安心確保事業 子どもの安全・安心確保のリーダー養成数[累計]

計画 10,930人→実績 11,452人 〔達成率104.8%〕

Ⅵ　特別な支援が必要な子どもや家庭への支援

【達成率80%以上の項目数と割合】

推進方策	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
Ⅵ特別な支援が必要な子どもや家庭への支援	17／18	16／18	16／18	12／14
	94.4%	88.9%	83.3%	85.4%

【主なKPIの2023年度実績】

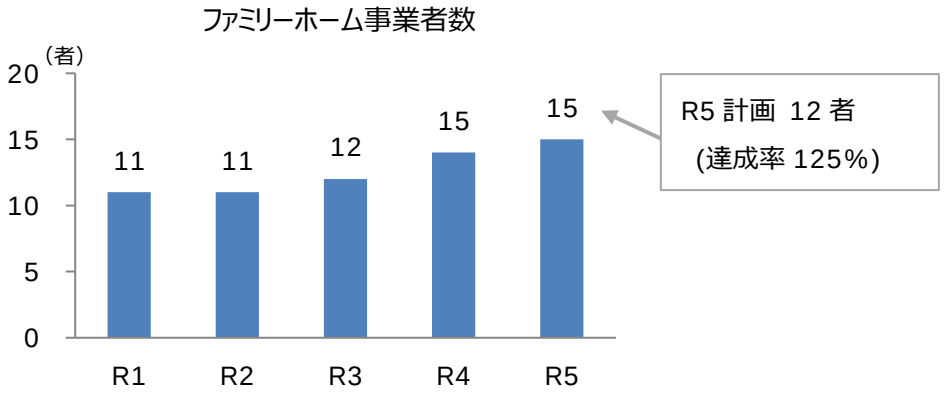

○子ども家庭総合支援拠点を設置する市町数

計画 41市町→ 実績 38市町　〔達成率92.7%〕

○兵庫ひきこもり相談支援センター相談件数

計画 4,400件→ 実績 6,278件〔達成率142.7%〕

○里親等委託率

計画 31.3%→ 実績26.2%　〔達成率83.7%〕

(3)関連事業数・予算の推移

少子対策・子育て支援関連の事業数は、2023(令和５)年度には400を超えています。

少子対策・子育て支援関連の予算額は増加傾向が続き、2024(令和６)年度には1400億円を突破しました。

【関連事業数】

	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)
関連事業数	395事業	398事業	384事業	407事業	406事業
【前年比】	-	0.8%	△ 3.5%	6.0%	△ 0.2%
関連予算(百万円)	132,576	133,508	133,166	135,974	146,586
【前年比】	-	0.7%	△ 0.3%	2.1%	7.8%

3 これまでの兵庫県と国の取組

(1) 兵庫県の取組

1998(平成10)年３月

“すこやかひょうご”子ども未来プラン（1998(平成10)～2004(平成16)年度）

兵庫県における少子化対策を総合的に推進するための行政計画として作成しました。

福祉、保健・医療、教育、労働、住宅等の各関連分野における基本的な方向や考え方、行政、県民、地域団体、企業等がそれぞれの果たすべき責任や役割、連携などを盛り込んだ少子化対策の総合的な指針となる「理念編」と、各分野における具体的な施策の方向や年次別の目標量を明記した「行動計画編」で構成されています。

2001(平成13)年６月

“すこやかひょうご”子ども未来プラン（1998(平成10)～2004(平成16)年度）改定

本プランの中間年である2001(平成13)年度に次の３点に基づき見直し、積極的に総合的な少子・子育て対策を展開しました。

① 現「行動計画編」の取組を検証するとともに、1999(平成11)年度に実施した「少子化に係る県民意識調査に関する調査研究」結果や、市町など地域における課題を踏まえたものとするとともに、実績を考慮し、新たな目標を設定しました。
② 「21世紀兵庫長期ビジョン」の取組を踏まえています。
③ 「新エンゼルプラン」、「男女共同参画基本法」、「児童虐待の防止等に関する法律」、「すこやか親子21」など新たに策定・制定された計画・法令や「ひょうご青少年憲章」、「兵庫県男女共同参画計画」などの計画等との整合を図っています。

2006(平成18)年３月

ひょうご子ども未来プラン（2005(平成17)～2009(平成21)年度）

「一人ひとりが生命の大切さ、家庭や子育ての大切さを考え、だれもが安心して子どもを生み育てることができる地域社会を実現する」ことを目標に、４本柱（①未来の親づくりへの支援、②子どもを生み育てることへの支援、③子どものすこやかな育ちへの支援、④社会システムの再構築）とそれに基づくアクション10を定め、それぞれに沿って少子化対策に取り組むこととしました。

2010(平成22)年３月

新ひょうご子ども未来プラン（2010(平成22)～2014(平成26)年度）

新プランでは、３つの理念目標と出生数目標、めざす社会像を掲げ、少子化対策・子育て支援の取組を推進することとしました。

○理念目標

・子育て支援制度の充実や働き方の見直しにより、子育て支援環境を整備すること
・家庭・地域・職場で共感をもって子どもたちを包む、安心と喜びの子育てを進めること
・家族や地域の大切さ、失ってはならないかけがえのないものを次世代につなぐこと

○出生数目標

2011(平成23)年～2015(平成27)年までの５年間で24万人（年間4.8万人）

2015(平成27)年３月

ひょうご子ども・子育て未来プラン（2015(平成27)～2019(令和元)年度）

「誰もが安心して子育てできる兵庫の実現」を基本理念に、３つの目標と数値目標を設定し、本県の少子対策・子育て支援に関する取組を総合的かつ体系的に推進するための基本計画として策定しました。

また、子ども・子育て支援法に基づく「就学前の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業等の需給計画」を策定し、2019(令和元)年度末に待機児童を解消することとしました。

○目標

・豊かな人間性を育み、安定した生活を築く未来の親づくり
・すべての子どもと子育て家庭への切れ目のない支援による、子育てしやすい環境づくり
・仕事と生活が調和し、職場・地域が子どもと子育て家庭を支える社会づくり

○数値目標

・出生数2016(平成28)～2020(令和２)年までの５年で22万人
・合計特殊出生率1.57（2020(令和２)年）

2018(平成30)年３月

ひょうご子ども・子育て未来プラン（2015(平成27)～2019(令和元)年度）中間年の見直し

本プラン策定後の人口の自然増減や社会増減の動態、保育需要の喚起、女性就業率の上昇など当初計画策定時には見込めなかった直近の動向を反映させ、「就学前の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業等の需給計画」を見直し、待機児童解消等に向けて適切な基盤整備を進めていくこととしました。

2020(令和２)年３月

ひょうご子ども・子育て未来プラン（2020(令和２)～2024(令和６)年度）

「安心して子育てできる兵庫の実現」を基本理念、「～若者が就業・結婚・子育てに夢を持てる兵庫～」を重点テーマとし、４つの目標と６つの推進方策を設定し、本県の少子対策・子育て支援に関する取組を総合的かつ体系的に推進するための基本計画として策定しました。

また、子ども・子育て支援法に基づく「就学前の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業等の需給計画」を改定し、全市町で2020(令和２)年度末の待機児童解消及び2021(令和３)年度以降の待機児童ゼロの維持を目指すこととしました。

○目標
・豊かな人間性を育み、若者が就業や家族形成に明るい展望を持てる社会づくり
・結婚、妊娠・出産、子育ての希望が叶う環境づくり
・仕事と生活が調和し、男女がともに職場や家庭で活躍できる社会づくり
・子どもが健やかに育つ安全・安心な社会づくり

○推進方策
Ⅰ　子ども・若者の自立支援とライフデザイン構築
Ⅱ　結婚・妊娠・出産の希望が実現できる切れ目のない支援
Ⅲ　幼児教育・保育と子育て支援
Ⅳ　男女ともに子育てと両立できる働き方の実現
Ⅴ　子どもと子育てに温かい地域社会づくり
Ⅵ　特別な支援が必要な子どもや家庭への支援

○数値目標
・合計特殊出生率：期間中1.41を維持
・出生数：18万人（2020(令和２)～2024(令和６)年計）
・待機児童数：０（2021(令和３)～2024(令和６)年）
・20～30 代女性の社会移動数：転出・転入均衡　（2024(令和６)年）
・婚姻数：27,000 件　（2024(令和６)年）

(2) 国の取組

1990(平成２)年	1.57ショック
1994(平成６)年	エンゼルプラン 緊急保育対策５カ年事業(保育の量的拡大、多様な保育の充実等)
1999(平成11)年	少子化対策推進基本方針、新エンゼルプラン
2001(平成13)年	仕事と子育ての両立支援等の方針（待機児童ゼロ作戦等）
2003(平成15)年	少子化社会対策基本法、次世代育成支援対策推進法
2004(平成16)年	少子化社会対策大綱、子ども・子育て応援プラン
2006(平成18)年	新しい少子化対策について
2007(平成19)年	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章、仕事と生活の調和推進のための行動指針
2010(平成22)年	子ども・子育てビジョン
2012(平成24)年	子ども・子育て支援法等子ども・子育て関連３法
2013(平成25)年	待機児童解消加速化プラン
2015(平成27)年	少子化社会対策大綱
2016(平成28)年	ニッポン一億総活躍プラン
2017(平成29)年	子育て安心プラン、働き方改革実行計画
2019(令和元)年	幼児教育・保育の無償化
2020(令和２)年	(第４次)少子化社会対策大綱
2023(令和５)年	こども基本法施行、こども家庭庁発足 こども未来戦略、こども・子育て支援加速化プラン こども大綱、幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン、こどもの居場所づくりに関する指針
2024(令和６)年	少子化対策関連法

第2章　基本理念と目標

基本理念

誰もが安心して子育てでき、全ての子どもが健やかに育つ兵庫の実現

重点テーマ

次代を担う若者の結婚・妊娠・出産・子育てへの希望が叶う兵庫

目　　標

1　子ども・若者の多様な人格や個性、人権を尊重するとともに、その最善の利益を図る

2　若者の生活基盤の安定と仕事と生活の調和を図り、結婚・子育ての希望を実現する

3　子どもや若者、子育て当事者へのライフステージに応じた切れ目ない支援とともに、複合的な課題を同時に抱える方への多面的な支援を実施する

4　児童虐待の予防・防止とともに貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が健やかに成長できる良好な成育環境をつくる

5　子どもや若者、子育て当事者の声や意見を聴き、尊重しながら進める

数値目標

1　安心して楽しく子育てできると思う人の割合

住んでいる地域で、安心して楽しく子育てできると思う人の割合

60.0%以上（2029(令和 11)年）

（現状）安心して楽しく子育てできると思う人の割合

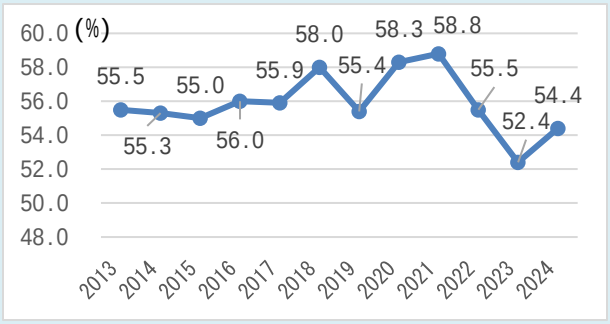

2　待機児童数

計画期間中、早期に待機児童数０を達成

（現状）待機児童の状況

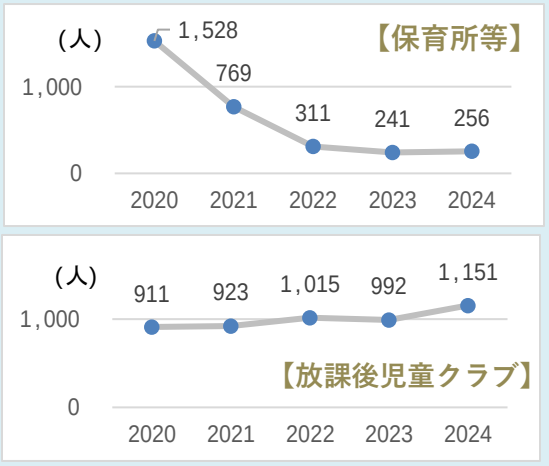

3　合計特殊出生率

計画期間中 1.27 を維持

（現状）合計特殊出生率の推移と推計

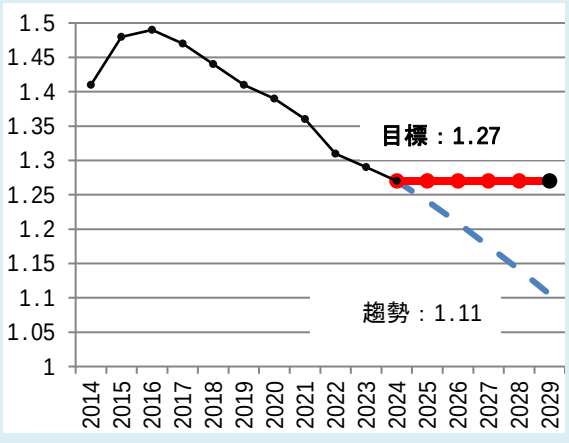

4　出生数

15 万人（期間中合計）

（目標）出生数の期間中の合計

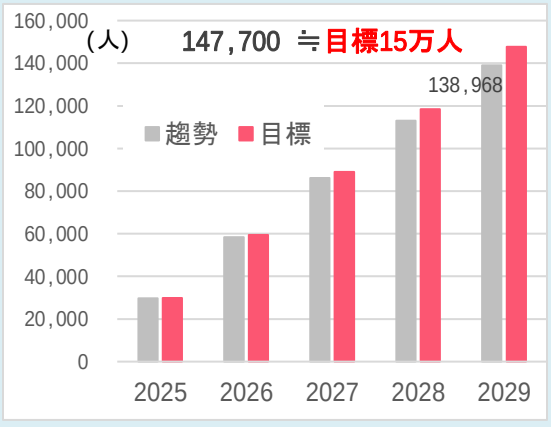

第3章　推進方策

Ⅰ 若者の経済的基盤の安定とライフデザイン構築

1　若者の経済的基盤の安定に向けた支援
2　ライフデザイン構築への支援
3　子どもの学びを支える環境の充実

Ⅱ 結婚・妊娠・出産の希望が実現できる切れ目のない支援

1　出会い・結婚支援
2　不妊に悩む方への支援
3　安心して妊娠・出産出来る環境づくり
4　産前・産後における切れ目のない支援

Ⅲ 乳幼児教育・保育と子育て支援の充実

1　保育の受け皿の充実
2　乳幼児教育・保育の質の向上
3　持続可能な教育・保育体制の確保
4　多様なニーズに応じた子育て支援
5　子育てや教育に係る経済的負担の軽減

Ⅳ 子どもと子育てに温かい地域社会づくり

1　子どもが安心して過ごせる居場所づくり
2　子ども・若者・子育て当事者の意見を尊重する社会づくり
3　子どもや子育てに寛容な社会づくりへの気運醸成
4　安心・安全な子育て環境づくり

Ⅴ 子育てと仕事の両立支援

1　ワーク・ライフ・バランスの推進
2　女性の能力発揮と就業機会拡大
3　男性の家事・育児参画の促進

Ⅵ 特別な支援が必要な子どもや家庭への支援

1　児童虐待の予防・防止対策の充実
2　社会的養育体制の充実
3　配偶者等からの暴力（DV）防止対策
4　ひとり親家庭等の自立支援
5　子どもの貧困対策
6　ヤングケアラー支援
7　ひきこもり対策
8　障害児等施策の充実
9　外国にルーツを持つ子どもたちとその家庭への支援

Ⅰ 若者の経済的基盤の安定とライフデザイン構築

1 若者の経済的基盤の安定に向けた支援

【現状・課題と今後の方向性】

若者の未婚化・晩婚化の進展は、少子化の最大の要因とされています。先の見通しにくい社会情勢や、雇用や所得などに対する経済面に対する不安感から、若者が将来展望を描きづらく、結婚に踏み出せない状況になっています。

そのため、安定した収入を得て、将来を見通せるような仕事につけるよう、就労から就職後の定着にいたるまでの支援とともに、社会の変化に合わせて、学び直しや職業能力開発を図るための支援を行います。

また、若者が魅力的に感じる仕事の創出・拡大に取り組むとともに、高校や大学在学時から、地域の魅力的な企業等を知り、繋がる機会を創出し、認知度を高めることで、地元で働く意識を醸成します。

さらに社会に出た後も、多額の奨学金の返済に苦慮する若者も多く、結婚や出産、子育て等の将来設計に影響を及ぼしていることから、兵庫で働く若者の奨学金の返済を支援する制度を実施します。

【主な取組】

① 多様な就業選択肢の確保

若者が活躍しやすい環境を整備するため、新たなビジネス創出に意欲的に取り組む者による起業と成長を支援します。また、社会課題の解決に向け、起業も含めて、主体的に取り組む若者を育成するため、県内大学と連携して取り組むとともに、県内各地の中高生を対象に、自ら課題を発見し、解決策を考える実践型教育プログラムを実施します。

また、県内就職促進のため、県内の多種多様な仕事に出会う機会として合同企業説明会を開催し、企業とのマッチングを支援します。さらに、インターンシップ等により、学生の就業体験や企業研究を推進し、県内企業の魅力を知る機会を提供します。

離転職者、新規学卒者、企業在職者、障害者等に対して、産業構造の変化や個々のニーズ等にマッチした職業訓練を実施します。

② 雇用の安定と定着、労働環境の改善

雇用の安定・定着に向けて就職支援の拠点を運営し、アドバイザーによる職業相談・カウンセリングや、就職までのきめ細かな支援をワンストップで提供します。

また、中小企業における人材の確保と職場定着の促進を図るため、経営者へのセミナーや個別指導等を通じ、正社員転換や同一労働同一賃金による処遇改善促進に努めるとともに、経済関係団体等が行うワーク・ライフ・バランス推進セミナーや労働安全衛生講習会等、労働環境の向上を目指す取組を支援します。

③ 若者の経済的負担の軽減

大学進学率の上昇に伴い、奨学金を借りる若者が増えていますが、返済負担は社会人になった後も重くのしかかり、ライフプランの形成に影響しています。奨学金返済支援制度を導入した県内中小企業等と連携し、若者の奨学金の返済を支援します。

2 ライフデザイン構築への支援

【現状・課題と今後の方向性】

進学や就職、結婚・出産に対する価値観が多様化し、自分らしい人生を送る人が増加する中で、仕事・結婚・出産・子育てにおいて、個人がそれぞれの人生ビジョンを尊重され、多様なライフプランを形成していく必要性が高まっています。

また、インターネット上に多様な情報があふれる中、若いうちに性や妊娠・出産について医学的に正しい知識を得ることの難しさや、子育てに対するネガティブなイメージを持ちやすいことも課題となっています。

そのため、結婚や子育てを前向きに捉え、ライフデザインを豊かに形成していくことができるよう、ライフプラン教育や、プレコンセプションケアの普及啓発等に取り組みます。

また、将来に対する展望を形成する時期である子どもや若者が、自己実現を図り、社会において充実した生活を営めるように、主体的に他者と協力・協働することの重要性も認識しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力・態度を育成するとともに、持続可能な社会の創り手として、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度や規範を養います。

【主な取組】

① ライフプランを考慮したキャリアプランニング教育

兵庫版「キャリア・パスポート」及びキャリアノートの小・中・高一貫した活用や、社会体験や就業体験等の社会に触れる機会の充実を図るなど、兵庫型「キャリア教育」の推進に取り組みます。

また、地域社会と連携した課題解決学習や、主権者教育、政治的教養の教育、金融教育等、様々な教育活動を通じて、主体的に社会の形成に参画する態度等の育成に取り組みます。

さらに、主に大学１・２年生に対し、企業研究やキャリア相談を通して、キャリアプランニングへの取組を支援します。

② 妊娠・出産を含む健康づくりに関する知識（プレコンセプションケア）の普及・啓発

妊娠及び出産の希望を含む自分たちの将来設計を考えて、日々の健康や生活に向き合えるよう「プレコンセプションケア」の推進を図るため、専用ホームページを立ち上げるとともに、啓発媒体等を活用し、学校現場とも連携して理解促進を進めます。

3 子どもの学びを支える環境の充実

【現状・課題と今後の方向性】

いじめや不登校、子どもや若者の自殺など、子ども達が抱える課題が多様化、複雑化している中、学校と地域・家庭や関係機関等、学校内外の多様な支援により、子どもの安全・安心を確保することが必要です。

グローバル化が一層進展している社会で活躍する人材を育成するため、問題発見・解決能力、コミュニケーション能力を身につけるとともに、多様な価値観を尊重する多角的な視点を持った人材を育成する教育をさらに進めるとともに、質の高い学びや快適な学校生活を送る環境づくりを推進します。

【主な取組】

① 地域・家庭・関係機関と連携したいじめ等問題行動や不登校、子ども・若者の自殺等への対応

「兵庫県いじめ防止基本方針」及び「いじめ対応マニュアル」に基づき、学校、家庭、地域、行政、関係機関が一体となって、組織的に、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を図る全県的・地域的な連携体制をより一層強化します。

不登校への対応について、国の不登校対策を踏まえつつ、学校、地域、支援関係機関、行政が互いの役割を自覚し、相互に連携しながら、全県一丸となって不登校対策に取り組みます。

学校を「みんなが安心して学べる」場所にするため、「チーム学校」として、組織的・継続的な取組を推進することや、学校・家庭・地域の連携を強化し、地域での「つながりと居場所づくり」を広げる取組の推進、また、学校と連携した不登校の子どもやその保護者への計画的な支援と情報共有等、支援関係機関の取組を強化し、「多様な学びの場」を確保するなどの不登校対策の取組を実施します。

また、県内の高等学校、大学・専門学校等の生徒・学生や学校関係者、保護者等を対象に自殺対策に対する関心を高めるため出前講座を実施するなど、自分自身や周りにいる人の命を大切にする心と、困ったときに対応できる力を育てることを目的として取組を推進します。さらに、悩んだときに早期の相談・受診を促すため、子ども・若者の利用の多いＳＮＳを活用した啓発や相談窓口への誘導等も実施します。

② 学びやすい教育環境の整備

安心・安全で快適な学校生活を送る環境を実現するため、学校施設の老朽化対策や、選択教室や避難所指定体育館の空調整備等環境改善の計画的な実施、授業や部活動等で使用する備品・用具等の整備を学校の特色に応じて集中的に実施することにより、県立学校の教育環境の整備充実を図ります。

ＩＣＴやＡＩ等の技術革新が飛躍的に進化するSociety5.0時代を創造していく力と意思を育むため、学校教育におけるＩＣＴ活用の更なる推進に取り組むとともに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ります。

③ 地域と連携した学習環境づくり

地域社会において、子どもたちが多様な学びや交流により豊かに成長していくため、学校と地域の相互の連携・協働のもとに学校づくりと地域づくりを進め、相互に育ち合いながら、地域の教育力の向上を図ります。

また、あそびや創作など、多様な活動と人とのふれあいの機会を提供する「県立こどもの館」の運営や、外遊び・多彩な活動を推進する取組を通して、子どもの健やかな成長を支援します。

さらに、子ども会などの青少年活動団体やＮＰＯ法人等と連携しながら、地域の中で子どもの体験活動による成長や居場所づくり、子どもの健全育成を推進します。

④ 海外留学のサポート

兵庫で学び、グローバルな視点・能力を持ち、国際的に活躍する若者を育成するため、高校生の海外留学費用の補助や留学フェアを実施します。また、スポーツや芸術、社会貢献、地域産業、ビジネス等、自身が興味を持つ分野において、留学先で個々の学びを深めることにチャレンジする高校生を、官民協働で支援します。

Ⅱ 結婚・妊娠・出産の希望が実現できる切れ目のない支援

1 出会い・結婚支援

【現状・課題と今後の方向性】

未婚化が進展している中[1]、結婚を希望する若者が、その希望を叶えられるように支援することが重要です。

本県が実施した県民意識調査[2]によると、結婚の希望が叶えられない大きな理由として、「いい相手が見つからない（37.3%）」の割合が高く、出会いの機会や場の創出が必要であることから、県と民間事業者や市町が協働して取組を推進します。

また、結婚生活のスタートアップに係る経済的な不安を軽減するため、新婚世帯への支援を市町と連携しながら実施します。

【主な取組】

① 出会いの機会の創出

結婚を希望する独身男女の出会いの機会を増やし成婚につなげるため、利便性を向上させたオンラインサービスを提供するとともに、ＡＩマッチングシステムを活用した相性の良い相手との効果的な出会いを支援するほか、ひょうご出会いサポートセンターにおいて、会員の活動状況に応じた伴走型の支援を行います。

1 図表７　50歳時未婚率

2 「令和５年度少子対策・子育て支援に関する県民意識調査」（県こども政策課）

また、民間イベントが少ない地域での出会いイベントや、話し方・身だしなみ・交際マナー等を学ぶ結婚力アップセミナーを開催するほか、対面での相談を望む方やオンライン操作に不慣れな方等を対象とした出張相談・登録会を実施するなど、多様な出会い支援を展開します。

② 新婚世帯等への経済的支援

結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対して新生活のスタートアップに係る新居の家賃や引越費用等を支援します。また、県営住宅への入居に関し、新婚・子育て世帯への優先入居枠の設定や子育て世帯向けに改修した住宅の提供等を行います。

2 不妊に悩む方への支援

【現状・課題と今後の方向性】

近年、不妊の検査や治療を受けたことがある夫婦の割合は増加傾向にあり、生殖補助医療による出生児の割合も増加しています。2022(令和４)年４月に不妊治療における標準的な治療の一部が保険適用となったものの、不妊治療は長期間にわたることもあるため、依然として当事者の経済的、肉体的及び精神的負担が生じています。また、不妊症や不育症についての情報不足や周囲の理解が深まっていない現状もあります。

厚生労働省[3]によると、夫婦の4.4組に1組が不妊の検査や治療を受けています。また、同省の別の調査[4]によると、仕事と両立できなかった人が４人に１人以上いるとされています。このことから、不妊治療を受けながら安心して働き続けられる職場環境の整備が必要となっています。

兵庫県で安心して不妊治療を受けられる環境整備を継続的に推進するための枠組みとして、検討を進めている不妊症等に関する支援促進条例に基づき、子どもを持ちたいと願う県民がその希望を叶えられる社会の実現を目指します。

【主な取組】

① 不妊治療等への支援

不妊治療のための検査に要する費用への助成を行います。

また、不妊治療における経済的負担を軽減するため、先進医療費や通院交通費を助成します。

② 不妊治療と仕事の両立支援

不妊治療と仕事の両立における現状や困難さへの理解を促進するため、普及・啓発を行います。

また、不妊治療を行うための体制整備や従業員の理解促進を目指す企業に対する助成を実施します。

さらに、企業向けセミナー等で不妊治療の実態や支援施策を普及啓発し、治療と仕事の両立を

3「不妊治療と仕事との両立サポートハンドブック」(厚生労働省)

4「令和５年度不妊治療と仕事の両立に係る諸問題についての総合的調査」（厚生労働省）

しやすい環境づくりを推進します。

③ 相談機能の強化

不妊症・不育症の悩みや治療中の不安などに対し、医師や助産師等による電話や面接相談の環境整備を行うとともに、事業の利用を促進するため広く周知します。

3 安心して妊娠・出産できる環境づくり

【現状・課題と今後の方向性】

産科医・小児科医不足により分娩取扱施設が減少し、地域偏在が生じています。また、出生数が減少する一方で、晩婚化の影響による高齢妊娠や各種合併妊娠等のリスクの高い出産が増加傾向にあるなど、ハイリスク妊産婦やハイリスク新生児に対する医療需要が高まっています。

そのため、医師確保計画に基づき、周産期医療及び小児医療の体制の確保に必要な医師の確保を図り、県民が安心して子どもを産み育てられる社会の実現を目指します。

また、予期せぬ妊娠等により困難な状況に置かれた女性は、経済的、あるいは精神的な課題を抱えたまま、どこにも相談できない、十分な支援につながらない、といった状態に置かれることもあるため、こうした妊産婦等への相談や自立に向けた支援を実施します。

【主な取組】

① 周産期医療体制の整備

周産期母子医療センター及び地域周産期病院の役割分担を明確化することにより、正常分娩からハイリスク妊産婦・新生児まで対応可能な周産期医療体制の充実を図ります。

また、県養成医師制度において、産科医を目指す県養成医師のキャリア形成を支援する「特定診療科育成コース」を設置し、産科医の養成を進めます。

② 小児医療の確保・充実

子どもの急患時の患者家族の不安を解消するため、「全国統一電話番号＃8000」による子ども医療電話相談及び地域における子ども医療電話相談を引き続き実施し、小児医療体制の充実を図ります。

また、県養成医師制度において、小児科医を目指す県養成医師のキャリア形成を支援する「特定診療科育成コース」を設置し、小児科医の養成を進めます。

③ 課題を抱える妊産婦への支援

課題を抱える妊産婦等が安心して相談できる体制を整備するとともに、支援の必要性の高い妊産婦を受け入れる場所を確保し、関係機関と連携しながら産前産後の心理的ケアや保健指導、生活相談を実施します。さらに、就労支援や県営住宅等を活用したステップハウスの確保を行うなど、自立に向けた切れ目のない支援を実施します。

4 産前・産後における切れ目のない支援

【現状・課題と今後の方向性】

核家族化が進み、地域の繋がりも希薄化する中で、出産や子育てに対して孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭が増加しています。子どもの心中以外の虐待による死亡事例の約4.5割が０歳児であることを踏まえると、産前・産後における支援は重要です。

そのため、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的に相談支援を提供し、切れ目ない支援を行う「市町こども家庭センター」の設置と、関係機関と連携した支援体制の構築・強化に向けた体制整備を図ります。また、市町こども家庭センターでは、母子保健・児童福祉部門が連携・協働し、虐待への予防的対応や、各家庭の状況やニーズに応じた適切な相談・支援を提供します。

歯科保健では、妊産婦はホルモンバランスや、嗜好の変化等によって口腔の健康が変化し、注意が必要であることから、検診等への支援や普及推進を行います。

また子どもに関しては、科学的根拠に基づくむし歯の予防を図るとともに、よく噛むこと等、食育を通じた口腔機能の育成に関する健康意識の啓発等を推進します。

【主な取組】

① 妊娠・出産期における相談や支援の充実

全ての妊産婦、子ども、子育て世帯に対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行うため、母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行う「市町こども家庭センター」の設置を支援・推進します。

予期せぬ妊娠などにより、妊娠や出産に悩む方が、気軽に専門職に相談できる窓口を引き続き設置するとともに、当事者に情報が届くよう周知を強化します。

妊娠・出産期において、養育上の支援を必要とする家庭を早期に把握し、支援に繋げるための医療機関と市町の連携体制の強化を図ります。

市町が実施する乳幼児健診、産後ケア事業などの母子保健事業を推進します。

② 妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

妊娠・出産に関するハラスメントを含むハラスメント対策をテーマとした中小企業向け研修会の実施を支援します。

職場において妊娠・出産・育児等を理由とする不利益取り扱いが生じることのないよう、労働局と連携し、あらゆるハラスメントを予防するための普及啓発や周知を実施します。

③ 健康な体づくり（食育の推進、歯と口腔の健康づくり、受動喫煙対策）

妊娠期及び授乳期における望ましい食生活の実現のため、市町や関係機関と連携し、妊娠期の適切な体重管理や健康管理についての情報提供、「授乳・離乳の支援ガイド」の普及推進、健康相談等により離乳食、アレルギーをはじめとした栄養指導とともに、妊娠前からの、女性の“やせ”や朝食欠食に関する情報を提供します。

また、妊婦歯科健診マニュアルを活用した市町における歯科健診、歯科保健相談の実施を推進

するとともに、受診率向上に向けた普及啓発を行います。あわせて、市町、保育所・幼稚園等が実施する歯科健診などのデータを集積・分析し、県内の歯科疾患有病率の地域差の縮小に向けて、個人情報の取扱いに配慮したうえで、各関係機関に情報提供を実施します。さらに、妊婦の喫煙・受動喫煙による妊婦本人や胎児への健康影響を啓発する動画やその紹介チラシを作成し、妊婦自身やパートナーなどを含む周囲への普及啓発を行います。

Ⅲ 乳幼児教育・保育と子育て支援の充実

1 保育の受け皿の充実

【現状・課題と今後の方向性】

2024(令和６)年４月の保育所等への申込者数は、女性の就労意欲の向上、保育料の無償化や軽減等に伴う保育需要の高まりにより、昨年より708人増加し、119,098人となりました。 他方、保育の受け皿は705人拡大し、124,365人分を確保したものの、2024(令和６)年４月現在の保育所等への待機児童数は256人と前年度と比較して15人増加し、全国的にも東京都、沖縄県、滋賀県に次いで４番目に多い水準になりました。

そのため、2024(令和６)年12月に示された「保育政策の新たな方向性」に基づき、待機児童がいる市町に対しては、引き続き保育ニーズに対応するための保育所、認定こども園の整備等を進めます。また、企業主導型保育事業の地域枠の活用や、保育定員の弾力化による定員の上乗せなど、様々な手法を用いて、計画期間中における待機児童の早期解消を目指します。

あわせて、保育需要の減少が見込まれる地域においては、市町と連携して適切な保育の定員管理を図ります。

【主な取組】

① 保育所・認定こども園の整備

近年の女性の就業希望動向や、地域の実情等を踏まえ、地域における教育・保育の量の見込みとその提供体制の確保を取りまとめた「子ども・子育て支援事業計画」に基づく保育所、認定こども園による保育の提供を支援します。

認定こども園については、幼稚園や保育所からの移行に要する費用の支援や研究会を開催するなど、さらなる普及を図ります。

② 多様な受け皿の確保

企業主導型保育事業の空き定員の活用や、保育所・認定こども園における定員弾力化措置による保育の受け皿確保のほか、家庭的保育事業、地域の子どもを受け入れる事業所内保育事業など、保育の多様な受け皿確保を支援します。

また、駅前等でも比較的設置が容易な小規模保育事業については、2024(令和６)年度実施

の「小規模保育事業のあり方に関する調査研究事業」の調査結果を踏まえた適切な対応を図ります。

2 乳幼児教育・保育の質の向上

【現状・課題と今後の方向性】

乳幼児期の保育や教育は、子どもの生涯にわたる人格形成や教育の基礎を培う重要なものであることから、更なる質の向上を図ります。

また、子どもの権利を守り、安全・安心な教育・保育の確保が必要であることから、保育中の重大事故・死亡事故や不適切保育の防止を図ります。

さらに、認可外保育施設についても、適正な保育内容や保育環境等の確保の観点から、国が定めた「認可外保育施設指導監査の指針」や「指導監査基準」を踏まえた適切な対応を、着実に実施していきます。

○「保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する実態調査」
不適切保育914件のうち虐待90件（こども家庭庁調査：2022年4～12月）

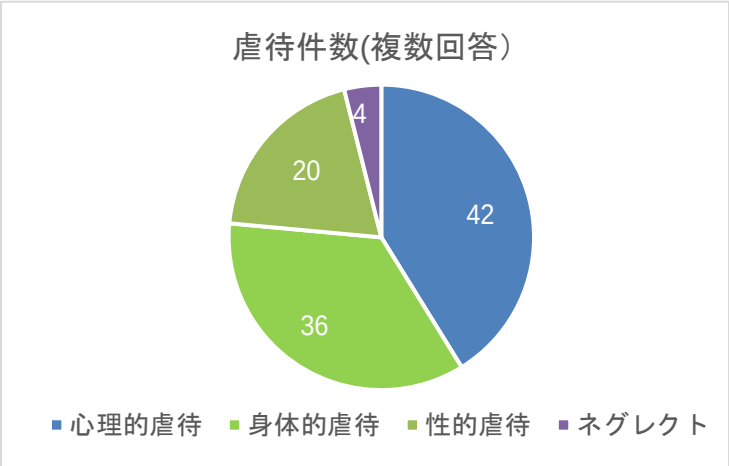

【主な取組】

① 保育士・幼稚園教諭等の資質・専門性の向上

保育士等の処遇改善の要件であり、職務内容に応じた専門性の向上を図るための保育士等キャリアアップ研修、本県独自で実施する認定こども園園長等研修と主幹保育教諭等研修等、質の高い保育を安定的に供給するための各種研修を実施します。

また、関係私学団体が主体となって実施される、幼稚園教諭にとって必要な知識や技術の習得を図る研修の開催を支援します。

② 安全安心な教育・保育環境の確保

認定こども園、保育所、認可外保育施設等に対し、チェックリストの提出による定期監査とともに、施設への立入調査や抜き打ち調査の継続的かつ効果的な指導監査等により子どもの安全・安心

を確保します。

また、認定こども園・保育所等の保育施設の制度や基準、乳幼児教育・保育等の質問や相談に応じる「認定こども園・保育所等ホットライン」を運営するほか、支援が必要な子どもへの対応も進めます。

3 持続可能な教育・保育体制の確保

【現状・課題と今後の方向性】

保育サービスの拡充に伴い、保育士の有効求人倍率は、依然高い水準で推移しています[5]。2024(令和６)年１月の県の全職種の有効求人倍率 1.02 に対して、保育士の有効求人倍率は3.33と大きく上回っているほか、指定保育士養成施設の入学者が減少傾向にあるなど、保育の担い手の確保に課題があります。

保育人材を確保するため、保育の魅力やイメージを高めつつ、新規資格取得の支援や、潜在保育士の保育現場への復職を支援するほか、保育所の勤務環境改善や給与等の処遇改善を図り、定着促進を支援します。加えて、保育の魅力向上を図ります。

また、急速な少子化による人口減少地域の拡大が想定される中で、地域における持続可能な保育の提供体制の構築に向けた各種取組を進めます。

【主な取組】

① 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善

中堅保育士を対象とした保育士等キャリアアップ研修の受講等を要件とする技能や経験に応じた処遇改善等加算の実施や、保育士等を配置基準以上に配置している施設に対して人件費を支援します。また、保育支援者の配置支援による保育士の業務負担軽減を実施します。

さらに、幼稚園教諭の処遇改善のため、継続的に賃金の引上げを実施する私立幼稚園の取組を支援します。

② 資格取得等への支援

保育士になるための機会の充実を図るため、保育士試験を年２回実施するほか、保育士資格の取得や保育士としての就業を返済免除要件とした貸付けを実施します。また、保育士になる学生を増やすため、指定保育士養成施設とも連携しながら、高校生向けに保育の魅力やイメージアップに繋がる情報発信等を行うほか、４年制大学卒業者の保育所等への就職率向上を図る就職活動準備金貸付等を実施します。

さらに、幼稚園教員養成校を卒業見込みの学生等の幼稚園教員免許取得を促進するため、関係私学団体等が主体となって実施される私立幼稚園等就職フェアの開催を支援します。

加えて、多様な保育や子育て支援分野に関して必要な知識や技能を習得するための子育て支

[5] 図表 25　保育士の有効求人倍率（兵庫県・全国）

援員研修の受講機会の確保・拡充に取り組み、子育て支援員の養成を図ります。

③ 潜在保育士・幼稚園教諭等の復職支援

保育士資格を持ちながら保育に従事していない者の保育現場への復職を促進するため、保育士・保育所支援センターによる職業紹介や、復職に伴う不安を解消するための実践的な研修の実施、さらに、復職時に必要となる就職準備金の貸付等を行います。

加えて、関係私学団体が設置する人材登録センターの運営を支援し、幼稚園教諭資格を持ちながら幼児教育に従事していない者の現場への復職を促進します。

④ 保育所等の多機能化への支援

人口減少が進む中、将来を見据えた保育所等が、空きスペース等を活用して、地域における多様な福祉ニーズに応じた子育て支援サービスの提供や、新たな事業展開を進める「多機能化」に向けて、2023(令和５)年度に先進事例を全国から収集し、意義や考え方をとりまとめた「将来を見据えた保育のありかた事例集」を踏まえて、引き続き市町や関係団体に情報提供を行うなど、取組を支援します。

4 多様なニーズに応じた子育て支援

【現状・課題と今後の方向性】

核家族化の進展や地域の繋がりの希薄化などにより、子育てに関する助言や協力を得ることが難しくなっています。また、共働きの増加により、通常の保育時間外での保育需要や、子どもが病気の際の預け先の確保の必要性等も高まっています。さらに、多胎育児家庭や家庭の養育環境が十分でなく、不安や負担を抱える世帯等、子育ての負担感がより高い世帯も増えています。

そのため、身近な地域の中で子育て世帯が支えられるよう、ニーズに応じた子育て支援を推進します。

また、就労の有無にかかわらず、時間単位などで保育所等を利用できる取組の円滑な実施を支援するなど、在宅育児家庭も含めた支援を行います。

【主な取組】

① 地域における子育て支援

保育所、児童館、ＮＰＯ法人等で開設している「地域子育て支援拠点」や「まちの子育てひろば」を支援し、地域における子育て親子の交流や居場所づくりを促進することで、初めての子育てに携わる保護者等も含めて子育ての喜びを伝え、不安感の緩和に繋げます。また、保護者の養育力の向上につながる相談・情報提供等を行い、様々な家庭が抱える課題の予防支援になることを目指すとともに、個別対応が求められる場合には、適切な行政サービス等へつなげていきます。

さらに子育てに関する相談等に応じて情報提供を行う利用者支援事業や、一時的な保護者の休養や休息に対応できる一時預かり事業、保育施設において通常の利用時間を超えて子どもを預

かる延長保育事業、病気や病後の子どもを看ることができない就労中の保護者を支援する病児・病後児保育事業、地域の子育てボランティアと保護者をつなぎ、短期間の預かりや送迎に対応するファミリー・サポート・センター事業など、子育て世帯のニーズに応じた地域のきめ細やかなサービスを進めます。

加えて、幼稚園、保育所等に入所していない在宅児童とその保護者を対象に、保育所等において、保育や集団行動の体験を行う乳幼児子育て応援事業を実施します。

また、通常の教育時間外に対する保育ニーズに対応するため、私立幼稚園における預かり保育を引き続き支援するほか、地域の幼児教育センター的機能の充実に向け、在宅児とその保護者を対象とした体験幼児教育の実施や、在園児を対象に保護者や地域の異年齢児・異世代の人々との交流を深める親子学級の開設、子育て支援カウンセラーによる保護者への支援など、私立幼稚園における地域に密着した取組を支援します。

② 家庭の事情に応じた柔軟な支援

保護者の疾病等により家庭での養育が一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間養育・保護を行う子育て短期支援事業、家事・子育て等に不安・負担を抱える家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭への訪問支援を行う子育て世帯訪問支援事業等、子育て世帯の多様な事情に応じた適切なサービスを柔軟に結びつけられるよう、その実施を支援します。

また、子どもとの接し方等、子育てに悩みを抱える未就園児の親等を対象に、保育士が電話やＳＮＳで相談を行うとともに、助産師、看護師、公認心理士等の専門家によるアウトリーチ（訪問相談）など、不安を抱える保護者への支援を実施します。

さらに、育児に係る身体的、経済的負担が大きい多胎児育児家庭に対して、大型育児用品の購入支援を行い、外出環境を支援します。

③ こども誰でも通園制度の推進

子どもの良質な成育環境の整備に向け、全ての子育て家庭が、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず、保育所等の柔軟な利用が可能となる「こども誰でも通園制度」の円滑な実施を図るため、課題や対応方法を検討し、市町間の情報共有を図るほか、市町や保育所等の取組に対する支援を進めます。

5 子育てや教育に係る経済的負担の軽減

【現状・課題と今後の方向性】

県の県民意識調査[6]によると、理想と実際の子どもの数の差については、「理想よりも少ない（少なくなりそう）」が40.3%と「理想どおり」の36.4%を上回っています。その理由としては、「子育てや教育にお金がかかる（51.1%）」が最も高くなっています。行政に充実して欲しい支援策としては、「授業料

[6] 図表 11　理想と実際の子どもの数の差、図表 12　理想よりも実際の子どもの数が少ない(少なくなりそうな)理由

軽減・免除、給付型奨学金など教育費用の軽減・助成（28.7%）」、「保育料の軽減・助成（19.2%）」の順に高く、経済的負担への軽減施策が求められています。

また近年、都市部を中心に住宅価格の高騰がみられ、子育て世帯の経済的負担が増加しています。そのため、子育て世帯が安心して子育てできるよう、保育や教育、住宅に関わる経済的負担の軽減を図る取組を推進します。

【主な取組】

① 幼児教育・保育の無償化

全ての３～５歳児、住民税非課税世帯の０～２歳児を対象に、幼稚園・保育所・認定こども園等に係る保育料の無償化を、引き続き実施します。

〇幼児教育・保育の無償化概要

区分	無償化の内容
幼稚園（新制度）、保育所、認定こども園等	無償
幼稚園（未移行）	月2.57万円を上限に無償
幼稚園の預かり保育	月1.13万円を上限に無償
企業主導型保育事業	無償
就学前の障害児の発達支援(＋幼稚園、保育所等)	無償
認可外保育施設	保育の必要性がある児童に限り月3.7万円を上限に無償（0～2歳は月4.2万円上限）
一時預かり事業、病児保育事業、ファミサポ	

② 子育てに係る経済的負担の緩和

子育てに係る経済的な負担感の軽減のため、無償化の対象外となっている０～２歳児の保育料の一部を助成するとともに、子どもや乳幼児の疾病又は負傷で医療機関を受診した場合に、医療保険における自己負担額の一部を助成します。

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するため、高校修了前の子どもに対して、児童手当を支給します。

〇児童手当の改正内容〔2024(令和６)年10月から〕

	改正前	改正後
支給期間	中学卒業まで	高校卒業の年代まで
所得制限	あり	なし
第３子以降支給額	15,000円	30,000円

※加えて、支払月は年3回から年6回へ変更

③ 高校・高等教育等における教育費の負担軽減

子どもたちの学習機会の確保を図るため、経済的理由によって就学が困難な高校生等に対して、奨学資金を貸与するなど、様々な困難や課題を抱える子どもたちに対する就学支援等を行います。

また、低所得世帯の私立高等学校等生徒を対象に、国の就学支援金に県単独加算を行い、授業料を軽減し、あわせて奨学給付金制度や入学資金貸付制度により、授業料以外の教育費負担についても支援を実施します。

さらに、大学等の進学率が上昇する中、高等教育費や奨学金の返済などが若者の負担となっていることから、国・県で授業料・入学金について負担軽減を行います。

④ 子育て世帯の住宅費の負担軽減

新婚・子育て世帯を対象に、子育て世帯が暮らしやすい良質な住宅を取得する際の費用の一部を助成します。また県営住宅においては、募集に際して優先取扱いを行うほか、通常、入居時に求めている家賃３か月分の敷金を免除します。

Ⅳ 子どもと子育てに温かい地域社会づくり

1 子どもが安心して過ごせる居場所づくり

【現状・課題と今後の方向性】

少子化の進展や、地域の繋がりの希薄化により、子どもや若者が、同世代をはじめとする他者と集い、関わりながら成長する機会が減少しています。さらに、共働き家庭やひとり親家庭の増加により、家庭以外にも放課後に安心して過ごせる場の確保が必要となっています。特に、共働き家庭等の小学生に、多様な体験の場を提供する放課後児童クラブの待機児童数は2024(令和６)年５月現在で1,151人に上っており、子どもの小学校入学を機に、保護者の仕事と育児の両立が困難になる「小１の壁」は、依然として大きな課題となっています。

そのため、放課後児童クラブの計画的な整備とともに、保護者のニーズに応じた柔軟な受け皿確保を進めるほか、放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携を促進します。また、全ての子どもが、安全で安心できる、地域等と協働した居場所づくりを進めます。

さらに子育て当事者に対しても、地域やＮＰＯ法人、企業などの多様な主体の参画の下、地域における資源を活用しながら、親子の交流の促進や居場所づくりなど、地域全体で支える取組を推進していきます。

【主な取組】

① 放課後児童クラブの拡充

小学校の余裕教室だけでなく、施設の新設や民間施設も活用し、放課後児童クラブの量的拡

大を支援します。特に、パートタイマー等の保護者からの入所ニーズが高い、夏休み期間に特化した放課後児童クラブを開設する場合の開設・運営費を支援します。

また、放課後児童クラブの受け皿拡大に応じた人材確保とともに、同クラブが子どもの主体性を尊重し健全な育成を担い、特別な配慮を必要とする児童も安心して過ごせるよう、放課後児童支援員認定研修や放課後児童支援員の質の向上研修等を行います。

② 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携促進

放課後等（土曜日、夏休み等の長期休暇を含む。）に子どもが安心して活動できる場を確保するため、保護者の就労に応じた遊びや生活等を可能とする放課後児童クラブと、地域・学校が連携して子ども達に学習や体験交流の機会を提供する放課後子ども教室との一体的又は連携した取組を推進します。

③ 地域等と協働した子どもの居場所づくり

子ども達への食の提供に加え、世代を超えた地域住民の交流の場としての役割を果たしている「子ども食堂」の立ち上げ経費を補助することにより、子ども達が、食事をするだけでなく、友達や地域の大人との交流を図るなど、安心して過ごすことのできる居場所づくりを応援します。

また、養育環境等に課題を抱える児童、家庭や学校に居場所のない児童等に居場所となる場を開設し、学習サポート、進路相談・支援、食事の提供等や児童の状況に応じた包括的支援を行う児童育成支援拠点事業等の事業を推進し、全ての子ども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら過ごせる安全・安心な居場所づくりを進めます。

2 子ども・若者・子育て当事者の意見を尊重する社会づくり

【現状・課題と今後の方向性】

こども基本法第３条のこども施策の基本理念には、「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること」、「全てのこどもについて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」等が掲げられています。

子ども・若者が自らに関することに、意見を述べ、それを尊重されることで、子どもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができる一方で、子ども・若者の自己肯定感を高めること等にもつながることから、子どもや若者の意見を聴く機会をつくり、受け止め、施策に反映し、フィードバックする取組を推進します。

あわせて、子どもや若者の社会参画を進めるため、様々な参加手法の確保に努めます。

【主な取組】

① 子ども・若者・子育て当事者の意見表明機会の創出

子どもや子育て当事者の意見を適切に聴取するため、県内の小・中・高校生を「こども政策モニター」として募集・登録し、子どもや若者に関する施策等について、意見を聴取し、市町とも共有します。また、子ども・子育て会議や子育て関係団体、地域の青少年育成団体等との協議の場等を活用した子育て当事者からの意見聴取の機会づくりに努めます。

さらに、子ども・子育てに関する重要事項を定める際は、子ども・若者へのパブリックコメント聴取を行うなど、様々な方法や機会を設け、子ども・若者の意見の政策への反映に努めます。

加えて、里親等委託や施設入所、一時保護等の措置の実施や措置中の処遇に対する子どもの意見表明権を保障するため、兵庫県弁護士会に委託し、意見表明支援員を派遣します。意見表明支援員の聴取では解決されない案件については、社会福祉審議会児童福祉専門分科会において個別ケースに係る審議及び関係機関へ意見具申を実施します。

② 子ども・若者の社会参画の支援

子どもたちの豊かな人間性や社会性を培い、自分の果たす役割や必要性を自覚させ、学ぶ意欲等を喚起するため、地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」、高校生ふるさと貢献・活性化事業～トライやる・ワーク～、心のバリアフリー推進事業等、児童生徒の発達段階に応じた体系的な兵庫型「体験教育」に取り組みます。

また、若者の社会貢献活動への参加を促進するため、その活動実績を認定する事業を実施し、企業や地域社会での活躍につなげます。

3 子どもや子育てに寛容な社会づくりへの気運醸成

【現状・課題と今後の方向性】

内閣府の調査[7]によると、「自国はこどもを産み育てやすい国だと思うか」の問いに対して、61.1%が「そう思わない」と回答しています。

子育て世帯が全世帯数の２割を割り込み、マイノリティになっている中、ベビーカーでの公共交通機関の利用や公園で遊ぶ子どもの声へ苦情が寄せられるなどの状況を転換し、安心して子どもを産み、前向きな気持ちで子どもを見守り育てていく社会にするための、気運醸成に取り組みます。

【主な取組】

① 結婚、妊娠、子ども・子育てに寛容な社会風土の醸成

子どもや子育て世代にやさしい社会づくりに向けた取組が広がるよう、全ての人が子どもや子育て中の方々を応援する「こどもまんなかアクション」を推進します。

また、妊娠中の方や子ども連れの方が、外出しやすいバリアフリー環境を整備するほか、マタニティ

7 「令和２年度少子化社会に関する国際意識調査報告書」（内閣府）

ーマーク、ベビーカーマーク、ヘルプマークやゆずりあい駐車場の普及・浸透、みんなの声かけ運動の推進、イベント等で子育て世帯を優先させるレーンを設置するなどの取組を通して、社会全体で子育て世帯を応援していく気運を醸成します。

② 子育て世帯へ配慮した取組を実施する地域・企業・団体への支援

子育て世帯を社会全体で応援するため、子育て世帯を対象に料金の割引等のサービスを行う「ひょうご子育て応援の店」を展開します。また、子育てと仕事が両立できる職場環境の整備等に取り組む企業と「子育て応援協定」を締結し、連携して地域や家庭での子育てを応援する取組を促進します。

さらに、子育てと仕事の両立、子育て家庭への支援等の優れた取組を実施している企業・団体等を顕彰し、これらの取組を一層拡大します。

4 安全・安心な子育て環境づくり

【現状・課題と今後の方向性】

本県の小学生以下の子供に対する声かけ事案等（撮影行為、暴行、つきまとい、痴漢、盗撮等を含む。）の発生件数は、ここ３年間で1,064件（2021(令和３)年中）から1,027件（2023(令和５)年中）へ若干減少しましたが、年間1,000件を超える状況が続いており、発生場所は通学路が最も多くなっています。そこで、子どもが安心して生活できる環境づくりを推進するとともに、地域での見守り活動の実施等を支援します。

また子どもが関係する交通事故発生状況は、直近10年間で減少しているものの、現在は横ばいとなっています。子どもを交通事故から守るため、ソフト・ハードの両面から意識の啓発や整備を進めます。

インターネットの普及促進により、子どものインターネット利用の低年齢化が進んでいます。それに伴い、ＳＮＳ等の利用に起因して、トラブルや犯罪に巻き込まれる子どもが増加傾向にあることから、安全・安心なインターネット活用に向けた啓発や環境づくりを推進します。

○ 2023(令和５)年中の県内の小学生以下を対象とした声かけ事案等の発生場所
「県内の小学生以下を対象とした声かけ事案の発生状況」（兵庫県警）

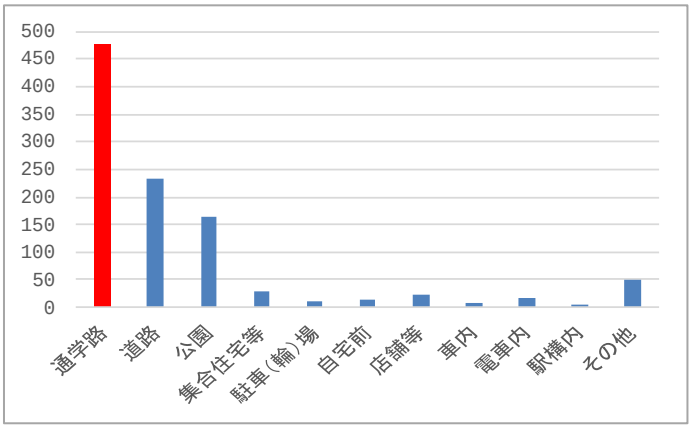

○　子どもが関係する交通事故発生状況

「子供（**15歳以下**）が関係する交通事故発生状況」（兵庫県警）

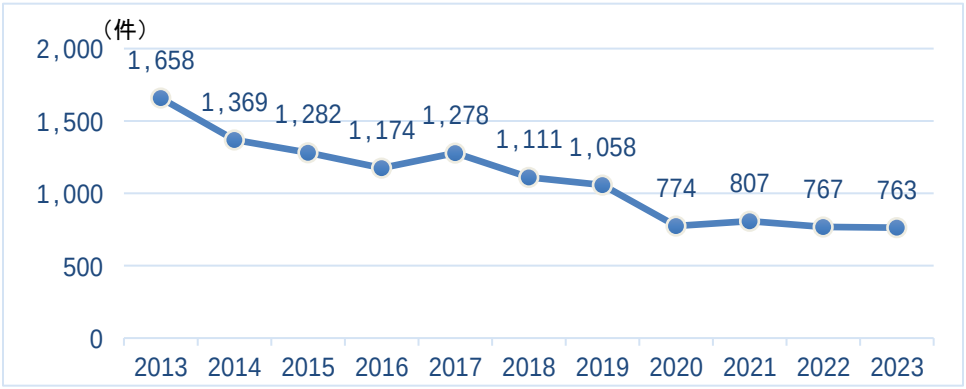

【主な取組】

① 地域における見守り活動の推進

子育て支援団体との連携により、各地域で「子育て家庭応援推進員」を委嘱し、登下校時の見守りや声かけ、虐待・育児不安等のサインをキャッチして関係機関につなぐ活動等を支援します。

まちづくり防犯グループ等に対し、研修を通じて地域の防犯情報等を紹介するとともに、防犯カメラの設置経費を補助するなど、地域見守り力の向上を支援します。

また、「子どもを守る110番の家・店・車」の体制を強化するなど、地域が一体となって子どもを見守る体制を構築します。

② 安心して外出できる環境づくり

各地区の交通安全協会と連携した交通安全教室や「スケアード・ストレイト方式(スタントマンによる事故再現)交通安全教室」の開催、メールを活用した「ひょうご児童等交通安全ネットワーク」による交通事故防止の注意喚起、通学路等における安全確保のための各種交通規制を実施するなど、きめ細かな交通安全の啓発活動に取り組みます。

③ 安全なインターネットの利用環境づくり

青少年愛護条例の趣旨を踏まえ、子どもの安全・安心なインターネット利用のため、大人と子どもがともに考えるルールづくりの推進やフィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）利用の徹底に取り組むとともに、各関係機関の協働により、有害情報等への対策を図り、良好な環境づくりを推進します。

④ 子どもを犯罪から守る環境づくり

通学路等における子どもを対象とした犯罪やその前兆事案に対しては、先制・予防的活動を継続して実施するとともに、関係機関・団体・地域住民等との不審者情報の共有などによる連携の強化、子どもに対する被害防止教育を推進します。

大麻等の違法薬物、危険ドラッグ、市販薬等の薬物乱用防止に対して、ＳＮＳ等を活用した効果的な啓発活動を実施するとともに、関係課、関係団体等と連携して小中学校及び高校等の

薬物乱用防止教室へ講師を派遣し、薬物乱用の危険性・有害性に関する「正しいクスリの知識」の習得及び乱用の勧誘への対処方法を含む薬物乱用を拒絶する規範意識の向上について啓発強化を図ります。

Ⅴ 子育てと仕事の両立支援

1 ワーク・ライフ・バランスの推進

【現状・課題と今後の方向性】

2022(令和４)年度就業構造基本調査によると、本県において出産・育児によって離職した従業員は約12万人で、有業者の約4.5%となっています。また、就業希望しているが仕事に復帰できない従業員が2.8万人に及んでいます。

こうした状況の中、出産・育児による離職の防止を含め、多様で柔軟な働き方による雇用就業環境を創出するため、ひょうご仕事と生活センターを核として、県内企業に向けて「ワーク・ライフ・バランス」の普及啓発、先進的な取組事例等の情報発信、相談、実践支援に取り組みます。あわせて、仕事と育児の両立支援、テレワークや短時間勤務等、誰もが働きやすい職場環境整備を推進します。

【主な取組】

① 多様な働き方の推進

育児・介護休業中の方の代替要員の賃金や更衣室や託児スペース、テレワーク導入等の環境整備の一部を助成します。その取組によって、育児・介護休業の取得や短時間勤務制度の利用促進を図るとともに、女性や高齢者など様々な人材の活用や多様な働き方を促進します。

② 働きやすい環境整備

女性の職域拡大に資するトイレ・休憩室・シャワー室改修等の環境整備支援助成金や業務のＩＣＴ化支援等により、働きやすい環境整備を行います。

2 女性の能力発揮と就業機会拡大

【現状・課題と今後の方向性】

国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、女性が理想とするライフコース像について、2021(令和３)年には、「結婚し、子どもを持つが、仕事も続ける」両立コースが、「結婚し子どもを持つが、結婚あるいは出産の機会に一旦退職し、子育て後に再び仕事を持つ」再就職コースを初めて上回り、最多となりました。

また、若い世代の女性ほど、仕事への継続希望や昇進希望は高く、昇進希望については、40～60

代と比較して10ポイント以上の差があります。

このような若い世代の希望を叶え、社会の中で女性の能力を遺憾なく発揮できることを目指し、性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消などに取り組みながら、女性の就業機会やキャリア形成の機会の拡大、企業等と連携した女性活躍を推進します。

○ 女性の理想のライフコース

「出生動向基本調査」（国立社会保障・人口問題研究所）

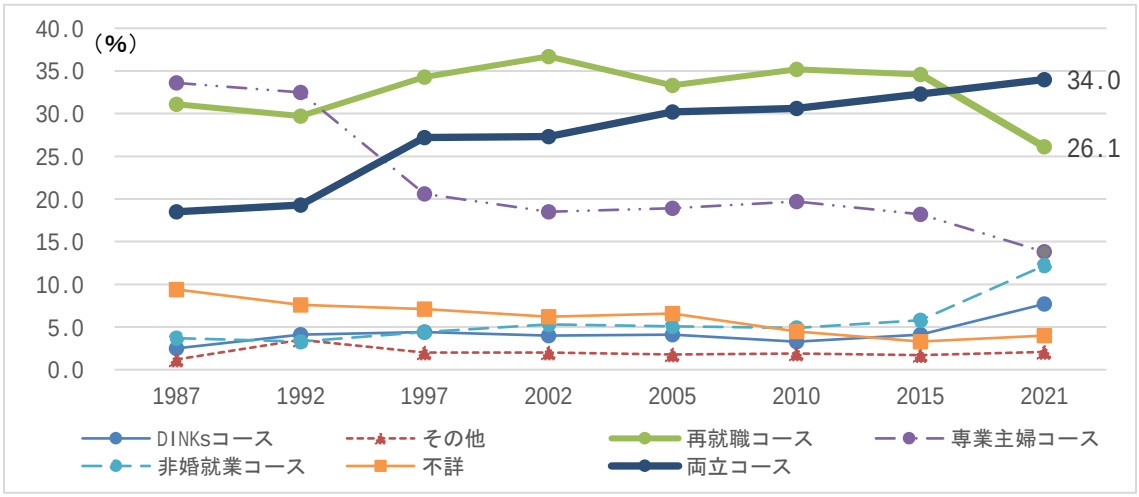

○ 仕事の昇進希望（20歳時点での考え方・女性・全国）

「新しいライフスタイル、新しい働き方を踏まえた男女共同参画推進に関する調査報告書」（内閣府）

【この仕事を長く続けたいと思っている・いた】

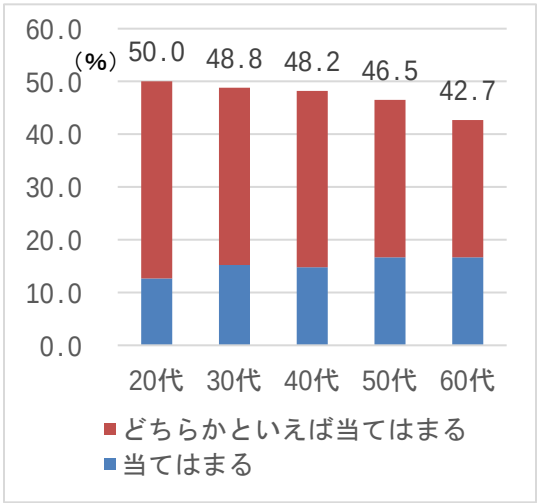

【いずれは管理職につきたいと思っている・いた】

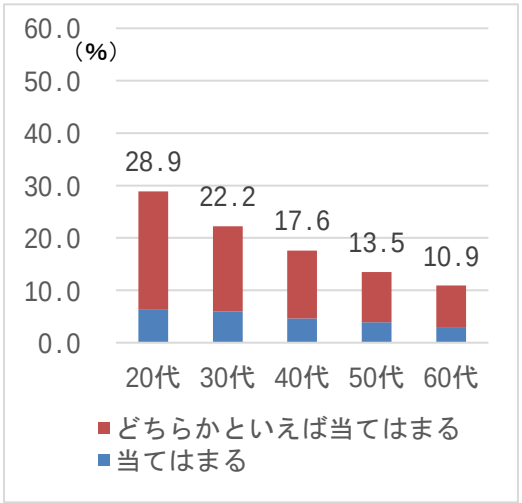

【主な取組】

① 女性の採用や職域の拡大

県内企業における女性活躍の気運醸成・取組促進に向け、女性活躍推進センターの女性活躍推進専門員による相談・助言や、企業研修への講師等の派遣を行うほか、女性の管理職比率や男女の賃金格差等を数値化・見える化することで、女性が活躍する職場環境づくりを推進する

「ひょうご女性活躍推進企業(ミモザ企業)認定」を実施します。

また、出産・育児や介護などを理由に離職した女性の多様で柔軟な働き方を支援するため、起業や再就職に向けた個別相談やセミナー等を開催します。

② 女性のキャリア形成・就業継続支援

妊娠・子育て等で離職した女性のキャリア支援に向け、県立男女共同参画センターが中心となって、再就職、起業等に向けた個別相談から、各種セミナーの開催、ハローワーク相談窓口による職業相談・紹介までワンストップで支援します。

3 男性の家事・育児参画の促進

【現状・課題と今後の方向性】

共働き世帯が増加し、結婚や出産のライフイベントにかかわらず仕事を続ける意欲の高い女性が多くなっている中でも、依然、家事育児の負担は、女性に集中しています。

第２子以降の出生割合は、夫の家事育児時間が長いほど高い傾向にありますが、実際、本県の６歳未満の子を持つ世帯の家事関連時間は、夫が94分に対して、妻が436分と、約4.6倍の開きがあります[8]。

共働き・共育ての実現のためには、男性の長時間労働を是正し、男女ともに、子育てとキャリアの両立ができる社会の実現が求められます。

そこで、男性が希望どおり、気兼ねなく育休を取得できるように、本人、職場の上司・部下や周囲の理解を進める取組を進めます。また、男性の家事・子育てへの参画について、意識改革を進める取組を実施します。

県庁自らも、男女共同参画のモデル職場となるよう、「男女共同参画兵庫県率先行動計画」を策定し、各種の取組を行います。

○ 「男女共同参画兵庫県率先行動計画」男性の育児参加について数値目標と現状（R6(2024).3末）

区分	目標	達成時期	現在の状況
育児休業取得率	85.0%(希望者の100%)	R7(2025)年度	85.8%(希望者の100%)
配偶者の出産補助休暇取得率	100.0%		100.0%
育児参加休暇取得率	100.0%		98.1%

※ 対象範囲は知事部局、議会事務局、各種行政委員会事務局、企業庁、病院局（県立病院除く）

【主な取組】

① 男性の育休取得の促進

企業の管理職や社員等を対象とした出前講座を開催し、男性が積極的に子育てに参加し、仕

[8] 図表 34 6 歳未満の子がいる世帯で、共働きかつ夫も妻も雇用されている場合の家事関連時間

事と育児が両立できる職場環境づくりを支援します。

また、育児休業者の代替要員の雇用に要する賃金の一部を助成することにより、育児休業の取得及び短時間勤務制度の利用を促進します。

② 男性の家事・育児参画支援

子育て中のパパ向けのセミナーや親子料理教室を開催し、男性の家事・育児への参画促進や、家族や家庭について考えるきっかけを提供します。

Ⅵ 特別な支援が必要な子どもや家庭への支援

1 児童虐待予防・防止対策の充実

【現状・課題と今後の方向性】

子どもの安全確保を最優先に、県こども家庭センター（児童相談所）の休日・夜間を含めた24時間の相談体制の確保や虐待事案の緊急度・危険度に関する確実なアセスメント、関係機関との連携強化に努めてきましたが、児童虐待相談の増加に伴い、一時保護件数も急増し、専門職員の人材確保や資質の向上、一時保護所の受入強化等、県こども家庭センター（児童相談所）の体制強化が急務となっています。

また、改正児童福祉法において市町は、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行うとともに、新たに支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成などを担う母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行う「市町こども家庭センター」の設置が努力義務となりました。

そのため、児童福祉法の改正や国が示す児童虐待防止対策等に沿って、県こども家庭センター（児童相談所）の機動力や専門性強化に努め、適切なアセスメントや虐待リスクの評価を行うため、児童福祉司等の専門職員の人材確保や資質向上を図ります。

また、研修の実施などにより市町や関係機関職員の資質向上、体制強化を支援するとともに、要保護児童対策地域協議会において、関係機関の有する情報の集約・共有化と援助方針の一致を図りながら、それぞれの役割に応じたケース対応ができるように支援します。

さらに、児童虐待の発生予防の観点から要支援児童や特定妊婦のいる家庭についても継続的な状況把握や支援を行う必要があるため、妊娠や出産、子育てに悩む保護者が適切に相談・支援機関につながるような体制の整備を図ります。

○　児童虐待相談の受付状況（実件数）

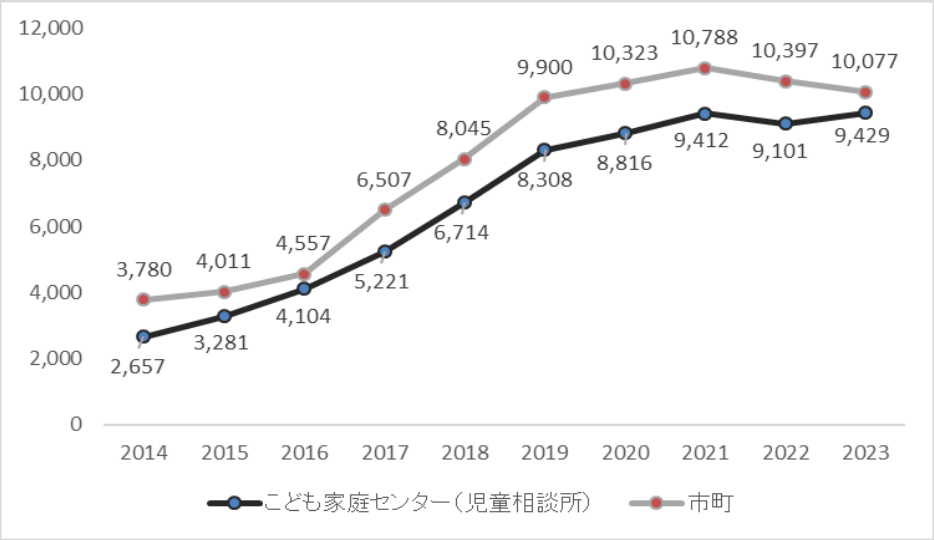

※神戸市こども家庭センター、明石こどもセンターを含む。

○　県こども家庭センター（児童相談所）　一時保護の年度別延件数

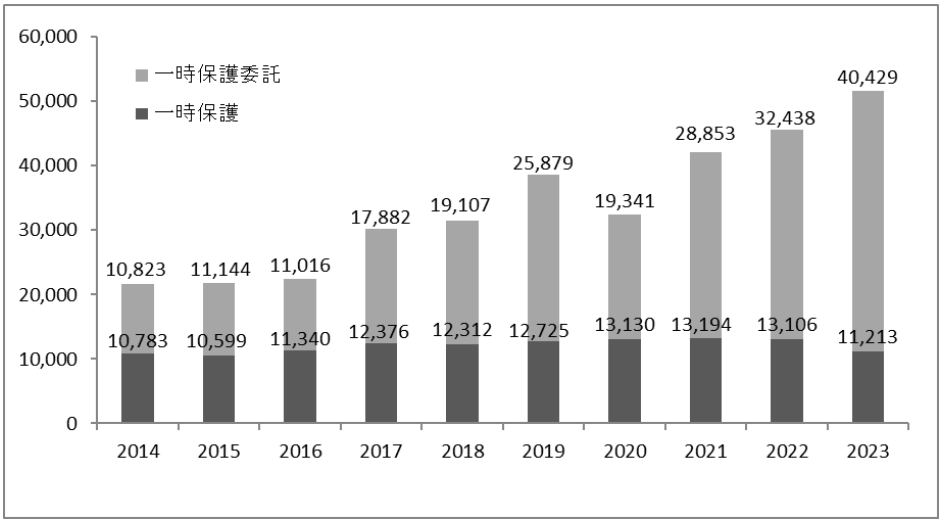

○　要保護児童対策地域協議会の開催等状況

受付区分	2019	2020	2021	2022	2023
代表者会議	38市町	35市町	34市町	37市町	38市町
実務者会議	38市町 （13,197）	38市町 （14,121）	38市町 （13,961）	38市町 （15,235）	38市町 （15,513）
個別ケース検討会議	39市町 （1,873）	39市町 （1,838）	38市町 （1,805）	39市町 （1,899）	39市町 （1,810）

※神戸市、明石市を除く。実務者会議、個別ケース検討会議の下段は検討実ケース数。

【主な取組】

① こども家庭センター（児童相談所）の機動力・専門性の充実強化

増加する児童虐待相談件数に対応するため、児童福祉司等専門職員の増員や専門性向上・関係機関との連携強化のための研修を行うほか、2021(令和３)年度から尼崎・加東に県こども家

庭センター（児童相談所）を、2025(令和７)年度からは川西こども家庭センターに一時保護所を新設し、体制の強化を図ります。

また、司法的介入等を要する対応困難なケースについては、県こども家庭センター（児童相談所）が委嘱する弁護士、医師、学識経験者等の専門アドバイザーの助言指導を得るとともに、施設退所や一時保護の解除にあたっては、各県こども家庭センター（児童相談所）に設置する第三者機関の意見を聴取し、適切な援助を実施します。

② 市町や県警、関係機関との役割分担及び連携の推進

市町職員等に対して児童福祉司任用資格取得講習や要保護児童対策地域協議会の調整担当者研修等を行い、専門性を有する職員を養成するとともに、市町の体制強化を図るため、市町こども家庭センターの整備等への支援を実施します。

また、警察、医師会等と連携し研修を実施するとともに、警察との情報共有を徹底するほか、児童虐待防止医療ネットワークを構築し医療機関での児童虐待対応の専門性向上を目指します。

さらに、2024(令和６)年10月から運用を開始した警察と児童虐待事案をリアルタイムで情報共有する、「児童虐待情報共有システム」について、児童相談所設置市についても積極的な参画を働きかけます。

2 社会的養育体制の充実

【現状・課題と今後の方向性】

2016(平成28)年、児童福祉法が抜本的に改正され、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記されたことを受け、2017(平成29)年８月、国において、社会的養育の全体像を示した「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられました。

兵庫県では、「兵庫県家庭的養護推進計画」を全面的に見直し、2019(令和元)年度に「兵庫県社会的養育推進計画」（計画期間：2020(令和２)年度～2029(令和11)年度）を策定しましたが、2022(令和４)年に児童福祉法の更なる改正を踏まえ、家庭や子どもの養育環境に対する支援を強化していく必要があります。

そのため、「兵庫県社会的養育推進計画」を2025(令和７)年３月に見直し、家庭的養育の一層の推進や一時保護改革、社会的養護自立支援の推進など網羅的な対策を講じることで、子どもの権利や子どもの最善の利益の実現に向けた取組を一層推進します。

【主な取組】

① 里親委託等の推進

里親の普及啓発・リクルート、里親に対する養育力及び社会的養育の理解に関するアセスメント・研修、里親委託中の里親支援、委託解除後の支援等を包括的に実施する里親支援センターを全ての県こども家庭センター（児童相談所）管内に設置することで、身近な地域で継続的に専

門性の高い支援を実施し、効果的に里親等委託を推進します。

また、様々な事情により、生みの親の元を離れざるを得ない子どもなどを特別養子縁組等につなぐため、関係機関との連携を深めます。

② 施設の小規模・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の推進

社会的養護を必要とする子どもの生活の場を確保することを前提として、各施設の計画に基づく小規模化、地域分散化を推進します。あわせて、被虐待児や発達障害児の特性を理解し、施設として適切な支援を行うことができるよう調整する専門職員の配置を進めるなど、乳児院及び児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換を図ります。

また、ケアニーズの高い子どもへの対応等について、検討していきます。

さらに、児童養護施設や乳児院の職員への処遇改善などにより、人材確保に取り組んでいきます。

③ 一時保護改革、県こども家庭センター（児童相談所）の強化等

児童相談所の体制強化等を図るため、児童福祉司等の専門職員の増員や専門性向上・関係機関との連携強化に向けた研修を行うほか、中核市における児童相談所の設置に向けた働きかけと必要な支援を行います。

また、2025(令和７)年４月に川西こども家庭センター一時保護所が開設し、県が所管する一時保護所が2か所となります。今後、一時保護所の受入強化を図るとともに、中央こども家庭センター一時保護所についても移転・改築も含めた環境整備等についての検討を進めます。

2024(令和６)年４月の改正児童福祉法施行に伴い、一時保護中の子どもたちへの教育の支援について明記されました。子どもの希望を確認の上、それを尊重しながら、一時保護期間中に学校教育が受けられるよう取り組んでいきます。

④ 社会的養護自立支援の推進

児童養護施設や里親委託など社会的養護のもとで育った子どもたちが生まれ育った環境で左右されないよう、充実した高校生活を送り、自立や夢を実現するための努力を応援する事業を実施します。

さらに、社会的養護のもとで育った子どもたちの高校卒業後の進路は、経済的理由や家庭の事情等から厳しい状況にあるため、大学等進学や就職活動に必要な経費等の一部を助成するとともに、就職や自立につながるセミナー等を開催し、施設等を退所後の児童（ケアリーバー）が自信を持って社会生活を送れるように支援します。

⑤ 市町の子ども家庭支援体制の構築等

市町の相談体制等の充実を図るため、市町職員等に対して児童福祉司任用資格取得講習や要保護児童対策地域協議会の調整担当者研修等を実施し、専門性を有する職員を養成します。

また、市町の体制強化を図るため、市町こども家庭センターの整備等への支援を行うほか、児童相談所の設置を中核市に提案し、取り組む市に対して研修生の受入や事務移管に向けたワーキングチームの設置等の支援を実施します（明石市が2019(平成31)年４月に児童相談所を設置、尼崎市が2026(令和８)年４月に設置予定）。

保護者の疾病その他の理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった家庭を支援する「子育て短期支援事業」では、実施主体の市町に対し、事業実施に必要な支援を行うとともに、夜間養護等（トワイライトステイ）や、居宅・実施施設間や通学時等における児童の付き添い、受入先施設の専従職員配置支援の活用を働きかけます。

3 配偶者等からの暴力（ＤＶ）防止対策

【現状・課題と今後の方向性】

配偶者等からの暴力（ＤＶ）は、被害者の生命や身体等に危害を及ぼすだけでなく、目撃した子どもの心身の成長と人格の形成にも影響を与える行為です。

県下のＤＶ相談件数は2023(令和５)年度には19,422件と高い水準を維持しており、緊急時に被害者を一時保護した件数は61 件となりました。ＤＶを防止するとともに、被害者の自立支援を視野に入れた適切な支援が必要です。

県では、ＳＮＳを活用した相談体制の構築や、民間シェルターへの活動支援等に取り組むとともに、県の配偶者暴力相談支援センターである女性家庭センターで相談・一時保護等の支援を実施します。

一方、身近な支援の窓口として、県内18 市町に配偶者暴力相談支援センターが設置されています(2024(令和６)年度末時点)。

ＤＶ対策は、防止から通報・相談への対応、保護、自立支援等の各段階において、多様な関係機関等による切れ目のない支援が必要であることから、関係機関で構成する「ひょうごＤＶ防止ネットワーク会議」との連携の下、2024(令和６)年３月に改定した「兵庫県ＤＶ防止・被害者保護計画」に基づき、総合的な対策を推進します。

○　ＤＶ相談件数（兵庫県調べ）

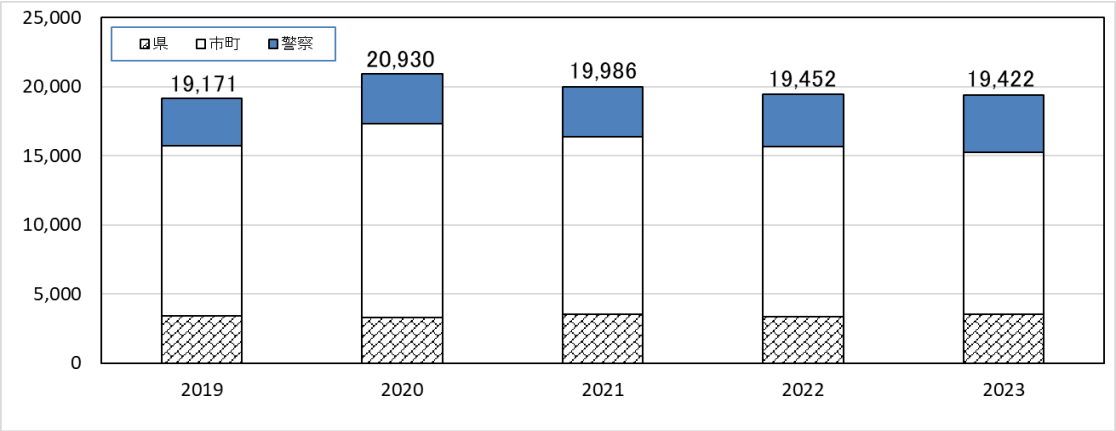

【主な取組】

① ＤＶ防止に向けた啓発・教育の推進、相談体制の充実

インターネットやＳＮＳ等、多様な媒体を活用した広報の充実、地域や職域等におけるＤＶ防止出前講座を実施するほか、若年層向けのＤＶ防止講座の充実など、デートＤＶ防止に向けた取組も推進します。また、ＳＮＳを使った相談体制を構築することにより、若年層に対する相談受付体制を充実します。

② 緊急時の安全確保

被害者の安全を確保できるよう、高齢者施策や障害者施策等との調整や連携を市町と図りながら、被害者の特性に対応した適切な一時保護を行います。また、民間シェルターに直接保護を求める被害者に対しては、民間支援団体等と連携を図り、適切な一時保護委託を実施します。

③ 関係機関との連携強化等

ひょうごＤＶ防止ネットワーク会議により、ＤＶ被害者支援に係る関係機関相互の情報交換及び連絡調整を実施します。また、市町に対しても、関係機関で構成される協議会の設置を促すことにより、関係機関が連携したきめ細やかなＤＶ防止及びＤＶ被害者支援に取り組みます。

4 ひとり親家庭等の自立支援

【現状・課題と今後の方向性】

2023(令和５)年度に実施した「兵庫県ひとり親家庭実態調査」によると、特に母子世帯の就労状況は、パートなどの非正規雇用が４割以上となっています。また、ひとり親世帯数に対する児童扶養手当受給者数の割合が約６割と所得が低い水準にとどまっています。

子育てと生計維持という二重の役割を一人で担うひとり親家庭の親は、精神的、経済的に負担が大きく、安定した就業をし、経済的に自立することは、親のみならず、子ども達の健全な成長にとっても大切です。ひとり親世帯の子どもの相対的貧困率(2021(令和３)年度：44.5%)は子どもの相対的貧困率(2021(令和３)年度：11.5%)に対しても非常に高くなっている現状を改善し、子どもの貧困を解消するためにも、ひとり親家庭の充実した就労支援と精神的安定を支える体制づくりが必要です。

そのため、県内各市町、関係機関と連携し、ひとり親家庭の安定した就労支援を中心に、経済的な自立を継続的に支えることができる環境整備を進めます。

また、民法改正による今後の共同親権導入がひとり親家庭に与える影響等を注視しながら、離婚前後からの相談支援や養育費確保等、ひとり親家庭に対し必要な支援や情報が届くよう体制づくりを強化します。

【主な取組】

① 子育て・就業・生活自立等への支援

子育ての悩みなどを相談し、定期的に各種支援策等の情報交換ができる場を設け、家庭生活の安定を図ります。

また、保育所の優先入所や子育て短期支援事業、まちの子育てひろばへの支援や放課後児童クラブの優先的利用の促進、子ども食堂の推進など関係機関とも連携し、子どもが安心して過ごせる居場所の確保に努めます。

加えて、子どもの養育が充分にできない場合などは、母子生活支援施設や児童相談所と連携し、支援できる体制づくりを進めます。このほか、貧困の連鎖を防止する観点からも、ひとり親家庭の子どもを対象とした基本的な生活習慣の習得支援や学習習慣の定着、受験料補助により進学を後押しする等の生活・学習支援を拡充します。

さらに、ひとり親が安定した収入を得て、自立した生活を送ることができるように、看護師や保育士等の資格取得による有利な就職を促進するとともに、ひとり親家庭のそれぞれの状況やニーズに応じた自立支援を行う「母子・父子自立支援プログラム策定事業」では、ハローワーク等の連携による就職支援や資格取得のための助言のほか、就職後のアフターフォローなど切れ目のない支援を行います。

② 養育費確保への相談支援

2023(令和５)年度の「兵庫県ひとり親家庭実態調査」では、養育費の「取り決めをしていない」母子世帯が全体で５割以上、父子世帯で７割以上を占めています。養育費を受け取ることは子どもの権利であり、離婚をしたとしても両親の義務であることなどを踏まえ、その受給率の向上に向け、離婚前後からの相談支援を強化します。また、公正証書作成等の養育費確保に係る経費補助を行います。

さらに、今後施行予定の「法定養育費制度」や養育費債権の先取特権付与等、養育費に関する制度改正を踏まえながら、法的措置を要する対応困難事例については、弁護士による無料相談によりサポートするほか、母子・父子自立支援員による相談支援体制を強化します。

③ 経済的支援

児童手当をはじめ、児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金貸付金、また、安定した就労に向けた資格取得を経済的に支援する各種給付金の制度を広く周知するとともに、必要とするひとり親家庭に適切に周知し、支給を行います。

④ その他の支援

ひとり親家庭が抱える様々な悩みや問題に対応し、多様な観点から支援ができるよう母子・父子自立支援員の資質向上に努めるとともに、母子・父子自立支援員の相談支援活動を支える体制の充実を進めます。

また、幅広い年齢層に利用されているＳＮＳを活用し、手軽に情報収集や相談ができる仕組み

づくりを進めるほか、平日に加え土曜日等の相談日を新たに設置するなど相談窓口の充実を図るとともに、兵庫県婦人共励会については、ひとり親家庭のニーズに合った活動が展開できるよう機能強化を支援します。

5 子どもの貧困対策

【課題と今後の方向性】

我が国の子どもの貧困状況は先進国の中でも厳しく（子どもの貧困率 11.5%、2021(令和３)年 OECD 加盟 38 カ国中 15位）[9]、生活保護世帯の子どもの高等学校等への進学率（93.3%）も全体（98.6%）[10]と比較して低い水準です。子どもの将来がその生まれ育った家庭の事情等により左右されることのないよう、子どもの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援などと合わせて、子どもの貧困対策を推進することが重要です。

このため、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」及び「こども大綱」を踏まえ、子どもの貧困対策に取り組みます。子どもの貧困対策の推進には、市町や、福祉分野、教育分野、労働分野等の多様な関係者の連携・協働が重要であり、学習支援、生活支援など各分野で横断的に施策を推進します。

【主な取組】

① 生活の安定に向けた支援

生活困窮者自立支援法に基づき、生活相談、就労準備支援、家計改善支援、住宅確保のための給付、子どもの学習支援等の包括的な支援を行うとともに、個別事案に関して福祉事務所、社会福祉協議会、民生委員、ＮＰＯ法人等の関係者で情報を共有しながら支援策を検討する支援会議の設置を進めます。

さらに、行政、福祉関係機関、民間企業、地域団体等の公民が連携して食品配布等の支援体制の構築に取り組む「ひょうごフードサポートネット」の参画団体による生活困窮世帯等への配食や見守り活動等への支援に加え、サポートネット専用ホームページを立ち上げ、地域住民や企業からの食材提供等の情報発信や参画団体の取組等を広報するなど、食料支援体制の底上げを図ります。

② 教育費負担軽減への支援

児童生徒の家庭環境を踏まえた学校での指導体制の充実とともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した「チーム学校」による、早期発見・早期対応や関係機関と連携した切れ目ない教育相談体制の充実を図ります。

家庭の教育費負担を軽減するため、高等学校等就学支援金等の支給や、経済的理由によって

[9] 図表 38 子どもの貧困率(全国)
[10] 図表 40 生活保護世帯の進学率の推移(兵庫県)

就学が困難な高校生等に対する奨学資金等の貸与などの就学支援を行います。

さらに、生活困窮世帯やひとり親家庭、就学援助世帯、児童養護施設等に暮らす子どもを対象とした包括的な学習支援を推進します。

6 ヤングケアラー支援

【現状・課題と今後の方向性】

ヤングケアラーは、家族の介護その他の日常生活上の世話を行うことにより、子どもの健やかな成長・発達や若者の自立に向けた移行等に必要な時間を奪われたり、ケアに伴う身体的・精神的負担を抱えたりしている子ども・若者です。子ども・若者育成支援推進法が 2024(令和６)年６月に改正され、国・地方公共団体等が支援に努めるべき対象として明記されました。

ヤングケアラーは、周囲も気づきにくく、本人や家族の自覚のないまま表面化せず、必要な支援が行き届かず、また問題が長期・複雑化する傾向にあります。

そのため、ヤングケアラー本人を含めた世帯全体に必要な支援が行き届くよう、教育・高齢・障害・疾病・生活困窮などの既存施策においてヤングケアラー支援の視点を取り入れるとともに、市町や関係機関等と連携してヤングケアラー固有の課題を踏まえた対策を講じることにより、社会全体でヤングケアラーを支援していく体制を構築します。

【主な取組】

① 早期発見・把握

教育・福祉分野や地域においてヤングケアラーを早期に把握するため、市町による学校等を通じた実態把握調査への支援や、教員・行政職員・福祉専門職・民生委員等を対象にヤングケアラーの概要や支援策等を学ぶ研修等を開催します。

② 相談支援・福祉サービスへのつなぎ

ヤングケアラーに寄り添った相談対応や支援を行う窓口や担当部署を県及び市町において設置するとともに、市町、福祉事務所等と連携し、介護保険法等に基づく家事援助、生活困窮者自立支援法に基づく家計改善支援や子どもの学習支援・生活支援、後見制度の活用など、本人を含めた世帯全体を必要な福祉サービスへ繋ぎます。

③ 人材育成・普及啓発

ヤングケアラー同士の交流会などピアサポートを行う地域団体を支援するほか、関係機関と連携した広報・啓発活動等を通じてヤングケアラーに対する社会的認知度の向上を図ります。

④ 県・市町の役割分担及び連携

県と市町がそれぞれの機能や特性等に応じて役割分担を行った上、双方が連携して家庭内でケアを担う子どもや若者に対して効果的な支援に取り組むとともに、県推進委員会の開催等により県

内の行政・支援団体等が連携して社会全体で支援に取り組む体制を構築します。

7 ひきこもり対策

【現状・課題と今後の方向性】

2023(令和５)年３月に内閣府が発表したひきこもり状態にある者の人数（146万人）から、県内には約6.3万人のひきこもり状態にある者がいると推計され、2019(令和元)年度と比較して、全国で約31万人、本県においては約1.3万人増加しています。対象者の属性も、低年齢化・高年齢化、また女性割合の増加など多様化が進み、コロナ禍を経て、支援のあり方も複雑化しています。

特に、子ども・若者のひきこもりについては、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組が求められることから、保健・医療・福祉・教育・雇用等の関係機関で構成されるひょうごユースケアネット推進会議（子ども・若者支援地域協議会）のネットワークを生かした「兵庫ひきこもり相談支援センター」による電話相談等を通じて早期の対応及び効果的な支援の充実を図ります。

また、住民が身近な市町で相談ができる体制を構築するため、支援団体や学校との連携により、より身近な市町域における相談窓口や居場所等の充実を図り、県がバックアップする体制を構築します。

○ ほっとらいん相談等への相談件数（兵庫県調べ）

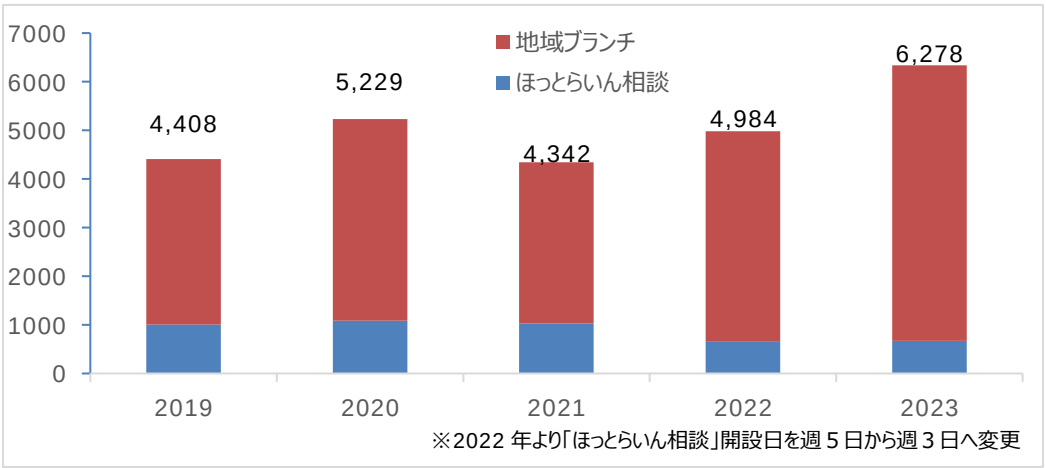

【主な取組】

① 相談支援体制の充実

不登校やひきこもりの青少年を早期に効果的な支援へつなげるため、全県を対象とする電話相談「ほっとらいん相談」により、助言や専門機関への紹介を行うとともに、県内５か所に設けた地域ブランチ（ＮＰＯ法人等に委託）において、電話相談のほか、面接相談や訪問支援を行います。

また、地域ブランチには、不登校児童生徒の中学校卒業・高校中退の後も、適切な支援を継続するため、学校と連携しながら支援を行う青少年地域支援員を配置しています。

② ネットワークを通じた支援

市町のひきこもり支援担当職員等が、ひきこもりについて理解を深め、多様で複合的な課題を抱えるひきこもり者に対する支援体制の整備や、具体的な施策・事業に取り組む参考とするため、市町合同研究会を開催するとともに、民間の支援団体等を含めた全県的なネットワークを構築することで、市町と連携してひきこもり支援に取り組む民間支援団体等への支援を行います。

8 障害児等施策の充実

【現状・課題と今後の方向性】

障害のある子どもの将来を見通し、持てる力を高め、自立を促進し、家族支援が充実した環境をつくるためには、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うことが必要です。

安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、医療、保健、福祉、教育等の各分野が連携し、地域における障害児への支援体制の強化や、保育所等におけるインクルージョン（障害や発達にとらわれない支援）を推進していきます。

【主な取組】

① 特別支援教育の推進

障害のある子どもの自立と社会参加に向けて、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層推進するため、「兵庫県特別支援教育第四次推進計画」に基づき、連続性のある多様な学びの場における教育の充実と、連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の一層の充実に取り組みます。

② 障害児の支援体制の推進

重症心身障害児・障害者で、本県（政令市・児童相談所設置市を除く。）に住所を有し、重症心身障害児・者施設に入所している者に対して、適切な治療と保護が受けられるよう療育等に要する経費を支援します。

また、障害のある方が安心して暮らすことのできるよう、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者に障害児福祉手当を支給します。

○ 障害児通所支援事業所数（政令市・中核市含む。）

区分	2012年３月末	2024年4月1日
開設市町	23市町	39市町
通所支援事業所数	117事業所	2,060事業所

③ 発達障害児支援体制の整備

家庭や、保育所・学校等における発達障害児への理解を深め、早期発見・早期支援につなげる

とともに、発達障害の早期診断、早期療育体制の充実を図るため、県立こども発達支援センターにおいて発達障害の診断・診療、療育や、出張発達相談、市町職員等への研修等を行います。また、県内各地域のかかりつけ医を対象に発達障害の診断・診療に係る専門的な研修を実施します。

さらに、発達障害者支援センター及びブランチを県内６か所に設置し、日常生活や就労などに関する本人・家族や関係機関等からの相談に対応するとともに、医療・福祉・教育・労働等の関係者で構成する協議会を設置し、乳幼児期から成人期まで切れ目のない支援体制確保を検討します。

④ 医療的ケア児への支援

医療的ニーズを有する重症心身障害児等が短期入所サービスを円滑に利用できるよう医療機関等を活用し常時空床を確保することや、住民に身近な市町域で課題解決の調整役となるコーディネーターの配置とともに、地域で医療的ケア児等に対する支援を適切に行える人材を養成する研修の開催により支援体制を推進します。さらに、医療的ケア児等の支援を多分野で連携するための協議会を開催し、より安全・安心な地域生活を実現します。

加えて、保育所等において医療的ケア児の受け入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ります。

⑤ 聴覚障害児への支援

きこえない・きこえにくい子どもとその家族に対し、適切な情報と支援を提供するため、2024(令和６)年９月に新たに開設した「兵庫県こどものきこえ相談センター」を核に、医療、福祉、保健、教育機関の連携を強化し、乳幼児からの切れ目ない支援を実現していきます。

9 外国にルーツを持つ子どもたちとその家庭への支援

【現状・課題と今後の方向性】

グローバル化の進展等による在留外国人数や外国籍の児童生徒の増加に伴い、日本語指導が必要な児童生徒数は増加しており、母語も多様化しています。

言葉や生活習慣の違いから、学校等になじみにくく、就学に困難が生じやすいだけではなく、アイデンティティの確立等にも不安や悩みを抱えていることが課題となっています。

外国人児童生徒等が自らの存在や生き方に自信と誇りを持ち、自己実現が図れるよう、学校における学習言語習得や学力定着、居場所づくりを進めます。

また、外国人児童生徒等を含めた、外国人家庭についても、安心して暮らしやすいものとなるよう、生活相談をはじめとした各種支援を積極的に展開します。

【主な取組】

① 外国人児童生徒等の居場所づくり

子ども多文化共生教育を推進するため、人材や情報を一元化し、研修や交流等の機能を有する子ども多文化共生センターを運営し、外国にルーツをもつ人々が地域社会において安心して生活

できるよう、地域のＮＰＯ法人、ボランティア団体と協力して居場所づくりを推進します。

② 外国人児童生徒等への支援

小・中学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒等を支援するための日本語指導に関わる支援員の配置に対する補助や、子ども多文化共生サポーターの派遣、教員研修の実施等を行うことで日本語を学べる機会を充実させ、学習支援を推進します。

③ 定住外国人家庭への支援

国の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応」に対応した「ひょうご多文化共生総合相談センター」を運営し、相談員等による対応言語のほか、電話による外部通訳等を活用した22言語対応による生活相談・情報提供を実施します。

また、災害時・緊急時に県等が発信する情報等を翻訳し、外国人県民に多言語で情報伝達できる環境を整備するとともに、市町や外国人コミュニティ、外国人雇用企業等と連携して地域におけるネットワークづくりを推進するほか、防災訓練を通じた外国人対応の体制を構築します。

第4章 就学前の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業等の需給計画

1 区域設定

就学前の教育・保育の提供等については、市町の区域設定や、認定こども園、幼稚園、保育所等の広域利用の実態等を踏まえ、次のとおりの９圏域を設定しました。

区分	市町名
神　戸	神戸市
阪　神	尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
東播磨	明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町
北播磨	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
中播磨	姫路市、市川町、福崎町、神河町
西播磨	相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町
但　馬	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
丹　波	丹波篠山市、丹波市
淡　路	洲本市、南あわじ市、淡路市

2 就学前の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保時期等

（１）量の見込みと提供体制の確保時期

量の見込みに対応した受け皿の確保を進め、全市町で2029(令和11)年度末までの待機児童解消を目指します。

○１号認定子ども

満３歳以上の小学校就学前の子どもで、幼稚園や認定こども園において就学前の教育を希望するもの。

（単位:人）

区分		2025	2026	2027	2028	2029
量の見込み　①		34,493	31,951	29,634	27,403	25,833
確保方策	特定教育・保育施設	42,124	42,876	41,449	41,059	40,831
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	その他	13,223	11,275	10,909	10,212	9,930
	計　②	55,347	54,151	52,358	51,271	50,761
差引　(②－①)		20,854	22,200	22,724	23,868	24,928

○２号認定子ども

満３歳以上の小学校就学前の子どもで、保育所や認定こども園等において保育を希望するもの（家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの）。

（単位:人）

区分		2025	2026	2027	2028	2029
量の見込み　①		73,281	71,738	70,504	69,117	68,770
確保方策	特定教育・保育施設	71,861	71,751	71,615	71,453	71,577
	特定地域型保育事業	59	59	59	59	59
	その他	2,260	2,295	2,363	2,214	2,317
	計　②	74,180	74,105	74,037	73,726	73,953
差引　(②－①)		899	2,367	3,533	4,609	5,183

○３号認定子ども

満３歳未満の小学校就学前の子どもで、保育所や認定こども園等において保育を希望するもの（家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの）。

（単位:人）

区分		2025	2026	2027	2028	2029
量の見込み　①		47,368	47,215	47,303	47,106	46,923
確保方策	特定教育・保育施設	42,460	42,517	42,672	42,745	42,896
	特定地域型保育事業	5,942	6,131	6,319	6,455	6,598
	その他	2,205	2,178	2,159	2,155	2,118
	計　②	50,607	50,826	51,150	51,355	51,612
差引　(②－①)		3,239	3,611	3,847	4,249	4,689

○２号及び３号認定子どもの合計

（単位:人）

区分		2025	2026	2027	2028	2029
量の見込み　①		120,649	118,953	117,807	116,223	115,693
確保方策	特定教育・保育施設	114,321	114,268	114,287	114,198	114,473
	特定地域型保育事業	6,001	6,190	6,378	6,514	6,657
	その他	4,465	4,473	4,522	4,369	4,435
	計　②	124,787	124,931	125,187	125,081	125,565
差引　(②－①)		4,138	5,978	7,380	8,858	9,872

（２）認定こども園の目標数

認定こども園を、2029(令和11)年度末までに733施設整備します。

（単位：施設）

区分	2025	2026	2027	2028	2029
幼保連携型	543	552	557	560	562
幼稚園型	98	100	100	100	100
保育所型	67	69	70	70	70
特定認可外保育施設	1	1	1	1	1
合計	709	722	728	731	733

3 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の量の見込みと提供体制の確保時期等

全市町で2029(令和11)年度末までの待機児童解消を目指します。

（単位:人）

区分		2025	2026	2027	2028	2029
量の見込	小学1～3年生	51,396	51,751	51,758	52,078	51,744
	小学4～6年生	13,883	14,802	15,521	16,192	16,935
	計　①	65,279	66,553	67,279	68,270	68,679
確保方策　②		67,236	69,228	70,506	71,939	72,831
差引　(②－①)		1,957	2,675	3,227	3,669	4,152

4 主な地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保時期

（１）地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を実施します。

（単位：上段（人日）、下段（か所））

区分	2025	2026	2027	2028	2029
量の見込	1,325,590	1,295,119	1,269,225	1,240,959	1,219,034
確保方策	338	338	338	338	338

（２）利用者支援事業

子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

（単位：か所）

区分	2025	2026	2027	2028	2029
量の見込①	266	266	266	266	266
確保方策②	291	310	311	314	315
差引（②－①）	25	44	45	48	49

（３）一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園等において、主に通常の教育時間終了後に自園の園児を対象に一時預かりを実施します。

（単位：人日）

区分	2025	2026	2027	2028	2029
量の見込①	1,751,253	1,678,220	1,622,239	1,568,072	1,540,008
確保方策②	1,765,384	1,686,487	1,626,341	1,574,909	1,548,523
差引（②－①）	14,131	8,267	4,102	6,837	8,515

（４）一時預かり事業（幼稚園型を除く。）等

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、保育所等において一時的に預かり、必要な保育を実施します。

（単位：人日）

区分	2025	2026	2027	2028	2029
量の見込①	221,152	217,282	214,579	211,209	209,039
確保方策②	254,566	248,960	243,335	240,903	239,415
差引（②－①）	33,414	31,678	28,756	29,694	30,376

（５）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）（就学児）

小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を実施します。

（単位：人日）

区分	2025	2026	2027	2028	2029
量の見込①	21,403	21,134	20,891	20,592	20,280
確保方策②	21,444	21,176	20,935	20,638	20,328
差引（②－①）	41	42	44	46	48

（６）病児保育事業

病児や病後児を病院・保育所等に付設した専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施します。

（単位：人日）

区分	2025	2026	2027	2028	2029
量の見込①	70,968	72,233	73,973	74,897	76,930
確保方策②	79,477	80,845	82,320	82,181	82,097
差引（②－①）	8,509	8,612	8,347	7,284	5,167

5 保育等人材の確保

保育士・保育教諭の「量の見込」は、就学前の教育・保育の需給計画における受け皿（定員数）を基に、職員配置基準や職員配置の実績等を踏まえて必要数を算出しました。

また、「確保方策」は、処遇改善、就職フェア等の各種確保方策を踏まえた現行の採用職員数や離職率の実績を加味し、2029(令和11)年度末までの待機児童解消のために必要な水準を確保するものとして算出しました。

（単位:人）

	区分	2025	2026	2027	2028	2029
保育士 保育教諭	量の見込①	21,417	21,432	21,473	21,505	21,538
	確保方策②	21,417	21,432	21,474	21,507	21,541
幼稚園教諭	量の見込①	3,461	3,360	3,262	3,166	3,073
	確保方策②	3,459	3,359	3,264	3,173	3,087

6 圏域別　就学前の教育・保育と放課後児童健全育成事業等の需給計画

（１）１号認定子ども

（単位：人）

	区分		2025	2026	2027	2028	2029
神戸	量の見込①		9,797	8,724	7,729	6,828	6,160
	確保方策②	特定教育・保育施設	12,903	12,903	12,903	12,903	12,903
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		その他	4,985	4,985	4,985	4,985	4,985
		計	17,888	17,888	17,888	17,888	17,888
	差引（②－①）		8,091	9,164	10,159	11,060	11,728
阪神	量の見込①		13,160	12,127	11,152	10,155	9,389
	確保方策②	特定教育・保育施設	13,878	14,483	13,781	13,534	13,303
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		その他	7,247	5,612	5,234	4,537	4,263
		計	21,125	20,095	19,015	18,071	17,566
	差引（②－①）		7,965	7,968	7,863	7,916	8,177
東播磨	量の見込①		4,856	4,786	4,753	4,619	4,584
	確保方策②	特定教育・保育施設	5,506	5,770	5,671	5,619	5,622
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		その他	690	384	398	399	402
		計	6,196	6,154	6,069	6,018	6,024
	差引（②－①）		1,340	1,368	1,316	1,399	1,440
北播磨	量の見込①		735	688	650	619	603
	確保方策②	特定教育・保育施設	944	957	903	912	869
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		その他	106	106	106	105	105
		計	1,050	1,063	1,009	1,017	974
	差引（②－①）		315	375	359	398	371
中播磨	量の見込①		3,324	3,170	3,005	2,951	2,939
	確保方策②	特定教育・保育施設	5,321	5,261	4,781	4,779	4,839
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		計	5,321	5,261	4,781	4,779	4,839
	差引（②－①）		1,997	2,091	1,776	1,828	1,900
西播磨	量の見込①		1,585	1,493	1,415	1,349	1,305
	確保方策②	特定教育・保育施設	2,471	2,438	2,377	2,343	2,326
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		計	2,471	2,438	2,377	2,343	2,326
	差引（②－①）		886	945	962	994	1,021
但馬	量の見込①		329	286	278	255	242
	確保方策②	特定教育・保育施設	450	430	408	359	354
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		その他	46	42	43	46	38
		計	496	472	451	405	392
	差引（②－①）		167	186	173	150	150
丹波	量の見込①		370	353	343	327	321
	確保方策②	特定教育・保育施設	475	459	451	437	433
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		計	475	459	451	437	433
	差引（②－①）		105	106	108	110	112
淡路	量の見込①		337	324	309	300	290
	確保方策②	特定教育・保育施設	176	175	174	173	182
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		その他	149	146	143	140	137
		計	325	321	317	313	319
	差引（②－①）		△ 12	△ 3	8	13	29
兵庫県計	量の見込①		34,493	31,951	29,634	27,403	25,833
	確保方策②	特定教育・保育施設	42,124	42,876	41,449	41,059	40,831
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		その他	13,223	11,275	10,909	10,212	9,930
		計	55,347	54,151	52,358	51,271	50,761
	差引（②－①）		20,854	22,200	22,724	23,868	24,928

（２）２号認定子ども

（単位：人）

	区分		2025	2026	2027	2028	2029
神戸	量の見込①		17,603	17,302	16,946	16,426	16,123
	確保方策②	特定教育・保育施設	17,803	17,803	17,803	17,803	17,803
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		その他	488	488	488	488	488
		計	18,291	18,291	18,291	18,291	18,291
	差引（②－①）		688	989	1,345	1,865	2,168
阪神	量の見込①		22,857	22,716	22,703	22,667	22,866
	確保方策②	特定教育・保育施設	19,998	20,153	20,294	20,452	20,720
		特定地域型保育事業	56	56	56	56	56
		その他	1,541	1,582	1,651	1,504	1,608
		計	21,595	21,791	22,001	22,012	22,384
	差引（②－①）		△ 1,262	△ 925	△ 702	△ 655	△ 482
東播磨	量の見込①		11,905	11,745	11,664	11,367	11,329
	確保方策②	特定教育・保育施設	11,688	11,705	11,675	11,675	11,666
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		その他	134	128	128	128	128
		計	11,822	11,833	11,803	11,803	11,794
	差引（②－①）		△ 83	88	139	436	465
北播磨	量の見込①		4,128	3,895	3,799	3,647	3,602
	確保方策②	特定教育・保育施設	4,124	4,049	4,013	3,896	3,793
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		その他	34	34	33	31	30
		計	4,158	4,083	4,046	3,927	3,823
	差引（②－①）		30	188	247	280	221
中播磨	量の見込①		8,243	8,022	7,749	7,775	7,907
	確保方策②	特定教育・保育施設	8,920	8,932	8,945	8,988	9,016
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		計	8,920	8,932	8,945	8,988	9,016
	差引（②－①）		677	910	1,196	1,213	1,109
西播磨	量の見込①		2,613	2,503	2,421	2,300	2,201
	確保方策②	特定教育・保育施設	2,930	2,851	2,818	2,791	2,774
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		その他	1	1	1	1	1
		計	2,931	2,852	2,819	2,792	2,775
	差引（②－①）		318	349	398	492	574
但馬	量の見込①		2,289	2,126	1,977	1,820	1,741
	確保方策②	特定教育・保育施設	2,349	2,246	2,075	1,888	1,857
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		その他	21	21	21	21	21
		計	2,370	2,267	2,096	1,909	1,878
	差引（②－①）		81	141	119	89	137
丹波	量の見込①		1,665	1,582	1,524	1,470	1,433
	確保方策②	特定教育・保育施設	1,801	1,776	1,768	1,748	1,748
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		その他	6	6	6	6	6
		計	1,807	1,782	1,774	1,754	1,754
	差引（②－①）		142	200	250	284	321
淡路	量の見込①		1,978	1,847	1,721	1,645	1,568
	確保方策②	特定教育・保育施設	2,248	2,236	2,224	2,212	2,200
		特定地域型保育事業	3	3	3	3	3
		その他	35	35	35	35	35
		計	2,286	2,274	2,262	2,250	2,238
	差引（②－①）		308	427	541	605	670
兵庫県計	量の見込①		73,281	71,738	70,504	69,117	68,770
	確保方策②	特定教育・保育施設	71,861	71,751	71,615	71,453	71,577
		特定地域型保育事業	59	59	59	59	59
		その他	2,260	2,295	2,363	2,214	2,317
		計	74,180	74,105	74,037	73,726	73,953
	差引（②－①）		899	2,367	3,533	4,609	5,183

（３）３号認定子ども

（単位：人）

	区分		2025	2026	2027	2028	2029
神戸	量の見込①		12,541	12,364	12,217	12,037	11,843
	確保方策②	特定教育・保育施設	10,184	10,184	10,184	10,184	10,184
		特定地域型保育事業	2,410	2,410	2,410	2,410	2,410
		その他	1,034	1,034	1,034	1,034	1,034
		計	13,628	13,628	13,628	13,628	13,628
	差引（②－①）		1,087	1,264	1,411	1,591	1,785
阪神	量の見込①		15,143	15,249	15,466	15,630	15,796
	確保方策②	特定教育・保育施設	13,256	13,346	13,531	13,629	13,781
		特定地域型保育事業	2,029	2,044	2,062	2,066	2,076
		その他	564	537	518	514	477
		計	15,849	15,927	16,111	16,209	16,334
	差引（②－①）		706	678	645	579	538
東播磨	量の見込①		8,008	8,011	7,956	7,920	7,889
	確保方策②	特定教育・保育施設	6,278	6,335	6,335	6,335	6,335
		特定地域型保育事業	1,121	1,254	1,425	1,558	1,691
		その他	529	529	529	529	529
		計	7,928	8,118	8,289	8,422	8,555
	差引（②－①）		△ 80	107	333	502	666
北播磨	量の見込①		2,148	2,139	2,142	2,090	2,063
	確保方策②	特定教育・保育施設	2,343	2,285	2,234	2,188	2,129
		特定地域型保育事業	184	222	222	222	222
		その他	23	23	23	23	23
		計	2,550	2,530	2,479	2,433	2,374
	差引（②－①）		402	391	337	343	311
中播磨	量の見込①		4,429	4,546	4,751	4,759	4,779
	確保方策②	特定教育・保育施設	5,162	5,210	5,276	5,347	5,441
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		計	5,162	5,210	5,276	5,347	5,441
	差引（②－①）		733	664	525	588	662
西播磨	量の見込①		1,802	1,727	1,665	1,609	1,553
	確保方策②	特定教育・保育施設	1,855	1,821	1,812	1,802	1,789
		特定地域型保育事業	17	17	17	17	17
		その他	2	2	2	2	2
		計	1,874	1,840	1,831	1,821	1,808
	差引（②－①）		72	113	166	212	255
但馬	量の見込①		1,459	1,393	1,360	1,326	1,288
	確保方策②	特定教育・保育施設	1,432	1,382	1,346	1,308	1,287
		特定地域型保育事業	92	95	94	93	93
		その他	31	31	31	31	31
		計	1,555	1,508	1,471	1,432	1,411
	差引（②－①）		96	115	111	106	123
丹波	量の見込①		986	967	950	937	934
	確保方策②	特定教育・保育施設	1,056	1,069	1,078	1,085	1,092
		特定地域型保育事業	18	18	18	18	18
		その他	3	3	3	3	3
		計	1,077	1,090	1,099	1,106	1,113
	差引（②－①）		91	123	149	169	179
淡路	量の見込①		852	819	796	798	778
	確保方策②	特定教育・保育施設	894	885	876	867	858
		特定地域型保育事業	71	71	71	71	71
		その他	19	19	19	19	19
		計	984	975	966	957	948
	差引（②－①）		132	156	170	159	170
兵庫県計	量の見込①		47,368	47,215	47,303	47,106	46,923
	確保方策②	特定教育・保育施設	42,460	42,517	42,672	42,745	42,896
		特定地域型保育事業	5,942	6,131	6,319	6,455	6,598
		その他	2,205	2,178	2,159	2,155	2,118
		計	50,607	50,826	51,150	51,355	51,612
	差引（②－①）		3,239	3,611	3,847	4,249	4,689

（４）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

（単位：人）

	区分		2025	2026	2027	2028	2029
神戸	量の見込	小学1～3年生	15,119	15,641	16,073	16,660	16,868
		小学4～6年生	5,191	5,951	6,648	7,382	8,280
		計　①	20,310	21,592	22,721	24,042	25,148
	確保方策 ②		20,310	21,592	22,721	24,042	25,148
	差引（②－①）		0	0	0	0	0
阪神	量の見込	小学1～3年生	15,250	15,374	15,348	15,187	15,071
		小学4～6年生	2,751	2,839	2,953	3,031	3,048
		計　①	18,001	18,213	18,301	18,218	18,119
	確保方策 ②		17,055	17,671	17,949	17,926	17,908
	差引（②－①）		△ 946	△ 542	△ 352	△ 292	△ 211
東播磨	量の見込	小学1～3年生	7,403	7,463	7,487	7,700	7,732
		小学4～6年生	2,387	2,395	2,349	2,317	2,250
		計　①	9,790	9,858	9,836	10,017	9,982
	確保方策 ②		10,829	10,956	11,087	11,271	11,318
	差引（②－①）		1,039	1,098	1,251	1,254	1,336
北播磨	量の見込	小学1～3年生	2,312	2,300	2,226	2,222	2,158
		小学4～6年生	416	424	397	378	363
		計　①	2,728	2,724	2,623	2,600	2,521
	確保方策 ②		2,918	3,072	2,985	3,020	2,999
	差引（②－①）		190	348	362	420	478
中播磨	量の見込	小学1～3年生	4,829	4,798	4,700	4,573	4,410
		小学4～6年生	909	942	1,003	989	974
		計　①	5,738	5,740	5,703	5,562	5,384
	確保方策 ②		6,912	6,916	6,983	7,074	7,082
	差引（②－①）		1,174	1,176	1,280	1,512	1,698
西播磨	量の見込	小学1～3年生	1,994	1,922	1,856	1,805	1,756
		小学4～6年生	715	747	726	719	705
		計　①	2,709	2,669	2,582	2,524	2,461
	確保方策 ②		3,103	3,104	3,064	3,038	3,000
	差引（②－①）		394	435	482	514	539
但馬	量の見込	小学1～3年生	1,632	1,536	1,425	1,358	1,262
		小学4～6年生	611	598	583	546	514
		計　①	2,243	2,134	2,008	1,904	1,776
	確保方策 ②		2,243	2,170	2,061	1,991	1,900
	差引（②－①）		0	36	53	87	124
丹波	量の見込	小学1～3年生	1,227	1,153	1,111	1,075	1,031
		小学4～6年生	435	436	414	399	377
		計　①	1,662	1,589	1,525	1,474	1,408
	確保方策 ②		1,662	1,589	1,525	1,474	1,408
	差引（②－①）		0	0	0	0	0
淡路	量の見込	小学1～3年生	1,630	1,564	1,532	1,498	1,456
		小学4～6年生	468	470	448	431	424
		計　①	2,098	2,034	1,980	1,929	1,880
	確保方策 ②		2,204	2,158	2,131	2,103	2,068
	差引（②－①）		106	124	151	174	188
兵庫県計	量の見込	小学1～3年生	51,396	51,751	51,758	52,078	51,744
		小学4～6年生	13,883	14,802	15,521	16,192	16,935
		計　①	65,279	66,553	67,279	68,270	68,679
	確保方策 ②		67,236	69,228	70,506	71,939	72,831
	差引（②－①）		1,957	2,675	3,227	3,669	4,152

（５）推計児童数

（単位：人）

		2025	2026	2027	2028	2029
神戸	0～5歳	54,351	51,977	49,927	47,716	46,103
	6～11歳	69,995	68,082	65,258	62,694	59,658
	合計	124,346	120,059	115,185	110,410	105,761
阪神	0～5歳	71,954	69,839	68,165	66,347	65,075
	6～11歳	87,381	85,320	83,098	80,846	77,934
	合計	159,335	155,159	151,263	147,193	143,009
東播磨	0～5歳	33,625	33,293	32,980	32,391	32,172
	6～11歳	38,228	37,836	37,303	36,897	36,147
	合計	71,853	71,129	70,283	69,288	68,319
北播磨	0～5歳	9,068	8,793	8,615	8,397	8,297
	6～11歳	11,900	11,478	11,026	10,629	10,025
	合計	20,968	20,271	19,641	19,026	18,322
中播磨	0～5歳	23,806	23,437	23,166	22,950	22,928
	6～11歳	28,622	27,853	26,992	26,147	25,239
	合計	52,428	51,290	50,158	49,097	48,167
西播磨	0～5歳	7,840	7,500	7,235	6,946	6,710
	6～11歳	10,985	10,472	9,897	9,373	8,858
	合計	18,825	17,972	17,132	16,319	15,568
但馬	0～5歳	4,778	4,488	4,266	4,028	3,882
	6～11歳	6,725	6,447	6,123	5,851	5,451
	合計	11,503	10,935	10,389	9,879	9,333
丹波	0～5歳	3,581	3,476	3,368	3,265	3,190
	6～11歳	4,769	4,598	4,416	4,288	4,075
	合計	8,350	8,074	7,784	7,553	7,265
淡路	0～5歳	3,951	3,709	3,530	3,413	3,285
	6～11歳	5,648	5,542	5,291	4,979	4,655
	合計	9,599	9,251	8,821	8,392	7,940
兵庫県計	0～5歳	212,954	206,512	201,252	195,453	191,642
	6～11歳	264,253	257,628	249,404	241,704	232,042
	合計	477,207	464,140	450,656	437,157	423,684

参考資料

1 用語解説

	用語	説明
＃	１号認定	満３歳以上の小学校就学前の子どもで、２号認定子ども以外のもの（子ども・子育て支援法第19条）
	２号認定	満３歳以上の小学校就学前の子どもで、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（子ども・子育て支援法第19条）
	３号認定	満３歳未満の子どもで、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（子ども・子育て支援法第19条）
	50歳時未婚率	50歳の時点で一度も結婚したことがない人の割合で、生涯独身でいる人の割合を示す指標
Ａ	ＡＩ	人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術といった広い概念
	ＥＢＰＭ	エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング（証拠に基づく政策立案）の略語。政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとすること。
	ＩＣＴ	Information and Communication Technologyの略語。 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。
	ＮＰＯ	Non Profit Organizationの頭文字をとった略語で、営利を目的としない活動を行う民間の組織
	ＰＤＣＡ	Ｐｌａｎ（計画）→Ｄｏ（実行）→Ｃｈｅｃｋ（評価）→Ａｃｔｉｏｎ（改善）の４段階を繰り返すことによる継続的な施策・事業の改善
	ＳＮＳ	Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス） の略語。利用者がつながり、文章や写真、動画などで自分を表現したり、コミュニケーションするサービス
	Ｓｏｃｉｅｔｙ5.0	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第５期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されたもの
あ	アイデンティティー	自分らしさや、自分とは何ものかという意識をもつこと
	アセスメント	対象者に対して適切な関わりを行うために、対象者から情報を得て、その意味を評価すること。子ども虐待対応においては、安全確保の必要性(一時保護や通告/送致の必要性)の評価、虐待の再発リスクの評価などが挙げられる。
	アンコンシャス・バイアス	自分自身は気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」をいい、自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないため、「無意識の偏見」と呼ばれる。
	医療的ケア児	日常生活で、たんの吸引や経管栄養などの医療的援助を必要とする子ども

あ	インクルーシブ教育システム	人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み
か	企業主導型保育事業	企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、施設の整備費及び運営費の助成を行う、内閣府の企業向け助成制度
	危険ドラッグ	覚醒剤等の規制薬物や指定薬物に化学構造を似せて作られ、これらと同様の作用を有する物品（これらを含有しないと標榜しながらも実際には含有しているものを含む）
	兵庫版「キャリア・パスポート」	児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのこと。
	ケアリーバー（社会的養護経験者）	児童養護施設や里親などの社会的養護の保護（ケア）を離れた方（リーバー）のこと
	合計特殊出生率	その年次の15～49歳女性の年齢別出生率を合計したもので、１人の女性が平均して一生の間に産む子供の数に相当
	子育て応援協定	子育てと仕事の両立支援や子育て家庭を応援する企業・職域団体等と兵庫県が締結する協定
	こども家庭センター（市町村）	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保 健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関。2022(令和４)年６月の改正児童福祉法において、市町村は設置に努めることとされた。 なお、兵庫県では従来から児童相談所の名称を「こども家庭センター」としているが、別の機関である。
	子ども・子育て関連３法	2012(平成24)年8月に公布された「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」
	子ども・子育て支援新制度	「子ども・子育て支援法」及び関連する法律に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める制度
	子ども食堂	地域住民等による民間発の取組であり、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する場。また、食事の提供に加え、世代を超えた交流の場としての機能も果たしていることが多い。
	子どもの貧困	17歳以下の子どもが、その国の文化水準、生活水準と比較して困窮した状態。具体的には、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調節した所得)の中央値の半分に満たない状況にあること。
	こどもまんなか社会	全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会
さ	里親	さまざまな事情で家族と離れて暮らす子どもを、自分の家庭に迎え入れて養育する人

さ	産後ケア事業	市町が実施主体となり、母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的とし、実施される事業
	指定保育士養成施設	主に大学（4年制）、短期大学（2年制）、専門学校（2年制／3年制）などの施設があり、これらの学校を卒業すれば、試験を受けずに保育士資格を取得することができる。学校では座学だけでなく、実際の保育現場で学ぶ保育実習があり、実践的なカリキュラムが組まれている。
	児童家庭支援センター	児童に関する家庭等からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じるとともに、こども家庭センター（児童相談所）からの委託を受けた児童及びその家庭への指導、その他の援助を総合的に行う機関（児童福祉法第44条の２）
	児童虐待	保護者や同居人が、児童に対して、①身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること、②わいせつな行為をすること又はさせること、③心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置等を行うこと、④著しい暴言又は拒絶的な対応等、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと（児童虐待の防止等に関する法律第２条）
	社会的養護	保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと
	周産期医療	妊娠満22週から生後満7日未満までの期間（周産期）において、母体、胎児、新生児の診療を行う医療
	小１の壁	保育所等に通っていた子どもの小学校入学を機に、保護者の仕事と育児の両立が困難になること
	小規模保育事業	主に０～２歳児を対象とし、利用定員が６人以上19人以下で、保育を行う事業
	スケアード・ストレイト方式交通安全教室	「スケアード・ストレイト」とは恐怖を体感させることで、交通ルールを遵守することの大切さを教育する手法で、スタントマンがトラックや乗用車、自転車に跳ねられる「疑似交通事故」を起こし、受講者に事故の状況や原因を具体的に伝える手法
	スクールカウンセラー	暴力行為、いじめ等の問題行動及び不登校の未然防止、早期発見・早期対応のために、児童生徒・保護者の悩みや不安を受け止めて相談に当たるとともに、教職員に対する支援・相談等を行う心の専門家
	スクールソーシャルワーカー	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など児童生徒の問題行動等へ対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用して援助を行う専門家
	ステップハウス	自立に向け、生活習慣の改善等の生活支援を受けながら一定期間居住できる場所
	生殖補助医療	体外受精・胚移植(IVF-ET)、卵細胞質内精子注入・胚移植(ICSI-ET)、および凍結・融解胚移植等の不妊症治療法の総称
	潜在保育士	保育士資格を持っているが保育士として就労していない人
た	待機児童	待機児童とは、保育園等の利用申込者数から、 ① 保育園等を実際に利用している者の数 ② 育児休業中の者などいわゆる「除外４類型（特定の保育所等のみ希望している者、育児休業中の者、地方単独事業を利用している者、求職活動を休止している者）」に該当する人数 を除いた数

た	地域子ども・子育て支援事業	すべての子育て家庭を支援するために、市町が地域の実情に応じて実施する、利用者支援、一時預かり、病児・病後児保育、放課後児童クラブ、子育て支援拠点等の事業（子ども・子育て支援法第５９条）
	特定教育・保育施設	市町が施設型給付費の支給に係る施設として確認を行った教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）（子ども・子育て支援法第２７条）
	特定地域型保育事業	市町が地域型保育給付費の支給に係る事業として確認を行った家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業（子ども・子育て支援法第２９条）
	特定妊婦	出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（児童福祉法第６条の３第５項）
な	乳児院	保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する施設。乳幼児の基本的な養育機能に加え、被虐待児・病児・障害児などに対応できる専門的養育機能を持つ。
	認定こども園	保育の必要性の有無に関わらず、就学前の全ての子どもを受け入れ、幼児期の教育と保育を一体的に行うとともに地域の子育て支援機能も併せ持つ施設
は	配偶者暴力相談支援センター	配偶者等からの暴力の防止と被害者支援の中心的な役割を果たす機関（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第３条）
	働き方改革	少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や、育児や介護との両立などの働き手のニーズの多様化が進む状況の下、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境を作るため、働き手が個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすること
	発達障害	広汎性発達障害（こうはんせいはったつしょうがい）、学習障害、注意欠陥多動性障害など、脳機能の発達に関係する障害。発達障害のある人は、他人との関係づくりやコミュニケーションなどがとても苦手である一方、優れた能力が発揮されている場合もあり、周りから見てアンバランスな様子が理解されにくい障害。
	ひきこもり	様々な要因の結果として、就学や就労、交遊などの社会的参加を避けて、原則的には６ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態のこと。（他者と交わらない形での外出をしている場合も含む。）
	ひとり親家庭等	ひとり親家庭（母子家庭及び父子家庭）及び寡婦
	ひょうご仕事と生活センター	「ワーク・ライフ・バランス」の取組を全県的に推進する拠点として、兵庫県が連合兵庫、兵庫県経営者協会との協働の下に設置した機関
	ファミリーホーム	里親等の経験がある養育者の住居で、定員５～６名の要保護児童に対し、養育を行う里親型のグループホーム（児童福祉法第６条の３第８項）
	不育症	妊娠したものの流産、死産を２回以上繰り返す状態
	フィルタリング	有害サイトアクセス制限サービスの別称で、インターネット上の有害なサイトへのアクセスを制限する機能
	フォスタリング	里親等への委託を推進するため、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援

は	不妊症	妊娠を希望する男女が避妊をしないで性交を反復しているにもかかわらず、一定期間（おおむね一年）以上を経ても女性が妊娠しない状態
	プレコンセプションケア	妊娠及び出産の希望を含む自分たちの将来設計を考えて、日々の生活や健康に向き合うこと
	ベビーカーマーク	ベビーカー使用者が安心して利用できる場所や設備（エレベーター、鉄道やバスの車両スペース等）を表す統一的なマーク
	保育教諭	幼児期の学校教育と保育を一体的に提供する施設である幼保連携型認定こども園の中心となる職員で、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を取得している者
	保育定員の弾力化	市町において待機児童解消等のため、定員を超えて入所できるようにすること。
	放課後子ども教室	放課後における子どもの安全で安心な居場所を確保するため、地域の人々の協力を得て、多様な体験活動や交流活動の機会を提供する事業
	放課後児童クラブ	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に、学校の余裕教室、児童館等を活用し、安全・安心な遊びや生活の場を提供する事業
ま	マタニティマーク	妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするとともに、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取組や呼びかけ文を付してポスターなどとして掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するもの
や	ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者のこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出ることがある。
	要支援児童	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（児童福祉法第６条の３第５項）
	幼児教育センター	都道府県等が広域に、幼児教育の内容・指導方法等に関する調査研究、幼稚園教諭・保育士・保育教諭や幼児教育アドバイザーに対する研修機会の提供や相談業務、市（区）町村や幼児教育施設に対する助言・情報提供等を行う地域の拠点のこと。
	幼児教育・保育の無償化	幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する３歳から５歳児クラスの子ども、および住民税非課税世帯の０歳から２歳児クラスまでの子どもの利用料を無料にする国の制度
	要保護児童	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童（児童福祉法第６条の３第８項）
	要保護児童対策地域協議会	要保護児童や要支援児童及びその保護者、又は特定妊婦等を対象に、適切な保護や支援を行うため、情報交換や支援内容等の協議を行うことを目的として、関係機関の参画を得て市町が設置する協議会（児童福祉法第25条の２）
わ	ワーク・ライフ・バランス（ＷＬＢ）	仕事にやりがいや充実感を感じ、責任を果たしながら、家庭や地域生活においても、子育てや介護など、人生の各段階に応じて多様な働き方を実現し、個々の生活を充実させること

2 兵庫県子ども・子育て会議委員名簿

（2024年2月1日現在・敬称略）

区分		団 体 名	職・氏名	
学識経験者		甲南女子大学人間科学部	教授	伊藤　篤
		兵庫教育大学大学院学校教育研究科	准教授	永田　夏来
		神戸大学大学院人間発達環境学研究科	教授	中谷　奈津子
		関西学院大学教育学部	教授	橋本　真紀
		甲南大学マネジメント創造学部	教授	前田　正子
		甲南大学文学部	名誉教授	森　茂起
知事が必要と認めた者	県議会	兵庫県議会	健康福祉常任委員長	奥谷　謙一
	児童福祉・保育・教育	兵庫県民生委員児童委員連合会	会長	大江　秀謙
		(公社)兵庫県保育協会	会長	伊達　惠一
		(社福)兵庫県社会福祉協議会	地域福祉部長	福本　良忠
		(一社)兵庫県私立幼稚園協会	顧問	濱名　浩
		(一社)兵庫県児童養護連絡協議会	会長	藤本　政則
		兵庫県ＰＴＡ協議会	常務理事	松谷　真利
	青少年	(公財)兵庫県青少年本部	業務執行理事	野澤　素子
		兵庫県青少年団体連絡協議会	副代表理事	山崎　清治
	子育て支援	ひょうご子育てコミュニティ	代表幹事	藏原　亜紀
		子育て支援ＮＰＯ代表(やんちゃんこ)	代表理事	濱田　英世
	保健・医療	兵庫県愛育連合会	会長	臼井　里佳
		(一社)兵庫県医師会	常任理事	杉原　加壽子
		(公社)兵庫県看護協会	会長	丸山　美津子
		兵庫県いずみ会	会長	登里　倭江
	地域等	兵庫県連合婦人会	理事	堂下　哲子
		兵庫県連合自治会	会長	山田　勝利
	企業	兵庫県商工会議所連合会	会頭	川崎　博也
		兵庫県商工会青年部連合会	会長	藤原　輝彦
	経営・労働	兵庫県経営者協会	理事	髙田　康弘
		日本労働組合総連合会兵庫県連合会	会長	那須　健
	報道	(株)神戸新聞社明石総局	次長兼編集主任	石沢　菜々子
	公募	公募		石田　弘美
		公募		川端　いづみ
		公募		田中　恵美子
市町代表		兵庫県町村会	理事	佐伯　謙作
		兵庫県市長会	副会長	藤岡　勇